

令和 8 年

三川町議会会議録

第 1 回 議会臨時会

令和 8 年 1 月 15 日 開会

令和 8 年 1 月 15 日 閉会

第 2 回 議会定例会

令和 8 年 3 月 10 日 開会

令和 8 年 3 月 19 日 閉会

三川町議会事務局

令和 8 年

第 2 回 三川町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 10 日 開 会

令和 8 年 3 月 19 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 3 月 1 0 日 (火) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般報告		
・三川町振興審議会報告	5
施政方針		
・三川町施政方針	6
・教育委員会行政方針	1 4
・農業委員会行政方針	1 6
議第 2 号	令和 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分の承認について	1 8
議第 3 号	令和 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処分の承認について	1 8
議第 4 号	令和 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 8 号)	2 0
議第 5 号	令和 7 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	2 0
議第 6 号	令和 7 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	2 0
議第 7 号	令和 7 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	2 0
議第 8 号	令和 7 年度三川町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	2 0
議第 9 号	令和 8 年度三川町一般会計予算	4 3
議第 1 0 号	令和 8 年度三川町国民健康保険特別会計予算	4 3
議第 1 1 号	令和 8 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算	4 3
議第 1 2 号	令和 8 年度三川町介護保険特別会計予算	4 3
議第 1 3 号	令和 8 年度三川町下水道事業会計予算	4 3

第 2 日 3 月 1 1 日 (水) 会議録第 2 号

一般質問	4 名	4 8
------	-----	-------	-----

第 3 日 3 月 1 2 日 (木) 会議録第 3 号

一般質問 5 名 1 0 2

第 4 日 3 月 1 3 日 (金) 休 会

第 5 日 3 月 1 4 日 (土) 休 会

第 6 日 3 月 1 5 日 (日) 休 会

第 7 日 3 月 1 6 日 (月) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 8 日 3 月 1 7 日 (火) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 9 日 3 月 1 8 日 (水) 休 会

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告）	……………	165
議第 14号	三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	…………… 168
議第 15号	三川町一般職の職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の設定について	…………… 170
議第 16号	三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 173
議第 17号	三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設条例等の一部を改正する条例の設定について	…………… 173
議第 18号	和解及び損害賠償の額の決定について	…………… 174
議第 19号	三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定について	…………… 178
議第 20号	三川町教育委員会委員の任命について	…………… 179
発議第 1号	三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 181
発議第 2号	三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	…………… 181
(別紙)	三川町議会議員の派遣について	…………… 182
議第 21号	令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	…………… 182
議第 22号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	…………… 183

令和8年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和8年3月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員 2番 鈴木 淳士 議員 3番 小林 茂吉 議員
4番 土田 市子 議員 5番 小野寺 正樹 議員 6番 佐久間 千佳 議員
7番 砂田 茂 議員 8番 佐竹 優子 議員 9番 鈴木 重行 議員
10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	佐藤 亮 副 町 長
齋藤 正志 教 育 長	中條 一之 総 務 課 長
鈴木 亨 総務課危機管理室長	鈴木 武仁 企画調整課長
本多 由紀 町民課長兼 会計管理者兼会計課長	齋藤 一哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加藤 恵美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅原 勲 産業振興課長併 農業委員会事務局長
本間 純 建設環境課長	渋谷 淳 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長
粕谷 恵 総 務 主 査 (総務担当)	山本 美鈴 総 務 主 査 (共済担当)
五十嵐 章浩 総務課長補佐 (財政担当)	阿部 直人 危機管理係長
須藤 崇仁 企画調整係長	三船 伸並 開発係長

佐藤美月	住民係長	須藤達也	国保納税係長
鈴木拓也	福祉介護支援係長	佐藤千絵	地域包括支援センター係長
佐藤潮	健康福祉課長補佐 (健康担当)	高橋直貴	農政係長
佐藤由貴子	商工観光係長	菅原明大	建設主査兼係長
阿部正和	会計課長補佐	木村功	教育課長補佐 (学校教育担当)
佐藤豊	教育課長補佐 (社会教育担当)	松井亜紀子	社会教育係長
笹原大	学校教育主査兼係長 (教育指導担当) 兼指導主事	吉田直樹	子育て支援室長補佐
真鳥幸	子ども支援主査兼係長併 学校教育主査兼係長		
黒田浩	監査委員	大川里美	農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸	議会事務局長	林	愛書	記
佐藤裕太	書記	高橋	歩書	記

○議長（町野昌弘議員） ただいまから令和8年第2回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（町野昌弘議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（町野昌弘議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 砂田 茂議員、
8番 佐竹優子議員、以上2名を指名します。

○議長（町野昌弘議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る3月5日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として令和7年度各会計補正予算専決処分の承認2件、令和7年度各会計補正予算5件、令和8年度各会計予算5件、条例改正等4件、事件案件2件、人事案件1件、以上19件であり、この他に諸般報告1件、施政方針3件、一般質問9名、議長提案が3件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日10日から19日までの10日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に、三川町施政方針、教育委員会及び農業委員会の行政方針が示されます。なお、この際に、補佐・主査・係長も出席となります。次に、令和7年度各会計補正予算専決処分の承認2件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に令和7年度各会計補正予算5件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、令和8年度各会計予算5件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算の審査を付託します。本日はこれで散会となります。

第2日目の11日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は9名の議員から通告があり、この日は、通告順に4名の議員が一般質問を行い、これで散会となります。

第3日目の12日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行い、これで散会となります。

第4日目の13日、第5日目の14日、第6日目の15日は、本会議は休会となります。

第7日目の16日と第8日目の17日は、午前9時30分から予算審査特別委員会が本会議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから審査日程表を別途各位に配布いたします。また予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとなりますが、所管以外の審査では拘束しないことといたします。

第9日目の18日は、本会議は休会となります。

第10日目の最終日19日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員

長の報告を行い、討論、採決となります。次に、町長提案の条例改正等4件が上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に事件案件2件が上程され、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件1件が上程、採決となります。その後、議員提出による条例改正等2件が上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に議長発議1件が上程され、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間に決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

町当局より、三川町振興審議会報告の申し出がありましたので、これを許可します。佐藤副町長。

○説明員（佐藤 亮副町長） 三川町振興審議会に関しまして、ご報告申し上げます。

お手元に配付の報告書をご参照願います。

三川町振興審議会に、第4次三川町総合計画に係る令和8年度・令和9年度・令和10年度実施計画の策定について諮問し、その答申を求めたところであります。

それでは、その経過について申し上げます。

三川町振興審議会に関する報告書

1. 諮問事件

第4次三川町総合計画に係る令和8年度・令和9年度・令和10年度実施計画の策定について

2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

3. 答申の経過

(1) 令和8年2月17日午後1時30分、三川町役場講堂において、令和7年度第2回三川町振興審議会を招集した。

(2) 委員12名と、当局から町長、副町長、教育長、総務課長、危機管理室長、町民課長兼会計管理者兼会計課長、健康福祉課長、子育て支援室長、産業振興課長（農

業委員会事務局長併任)、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。

(3) 会長及び町長のあいさつの後、議事録署名委員に、前野修一委員、大川里美委員を指名した。

(4) 議事に入り、第4次三川町総合計画に係る令和8年度・令和9年度・令和10年度実施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。

(5) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後3時55分に閉会した。

4. 答申の内容 原案のとおり

5. 少数意見の留保の有無 無し

以上、第4次三川町総合計画に係る令和8年度・令和9年度・令和10年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

令和8年3月10日

三川町長 阿部 誠

以上でございます。

○議長(町野昌弘議員) 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので、暫時休憩します。

(午前 9時42分)

○議長(町野昌弘議員) 再開します。

(午前 9時50分)

○議長(町野昌弘議員) 日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) 令和8年3月議会定例会の開催にあたり、令和8年度の町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

私にとりまして、町政執行の重責を担わせていただいてから23年が経過し、令和8年度は、6期目の最終年度を迎えることとなります。就任以来、一貫して掲げてきた「町民の目線に立ち、町民と向き合う町政」を基本理念として町政の運営にあたり、安全・安心で住みよい町の実現、町民の健康と福祉の向上、教育・子育て環境の充実、そして産業の振興に鋭意取り組んでまいりました。特に、人口減少や少子化への対応、健康増進、魅力ある地域産業の創出、さらには交流人口の拡大といった施策を積極的に展開したところであります。令和8年度におきましても、時代の変化に即応した施策を推進し、本町のさらなる発展に全力

を注いでまいる所存であります。

さて、日本経済の状況は、雇用や所得環境の改善により、緩やかな回復基調にあるものの、長らくエネルギー価格の高騰や食料品を中心とした物価上昇が、依然として家計や中小企業の経営を圧迫しております。政府の経済対策や賃上げの動きにより、所得環境の改善が期待される一方、実質賃金の伸び悩みや海外情勢の不透明感など、予断を許さない状況が続いております。

このような中、政府は「強い経済」と「責任ある積極財政」を掲げ、物価高克服と構造的な賃上げの実現、総合経済対策及びデジタル技術の進展に伴う投資の加速化などを打ち出し、令和8年度一般会計当初予算は、閣議決定段階において前年度比で6.2%増の122兆3,092億円となり、過去最大の予算規模となりました。

一方、地方財政対策につきましては、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費に加え、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増などを計上し、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等をはじめとする一般財源の総額は、前年度比5.9%増の6兆7,078億円となる見込みであり、令和7年度を上回る額を確保しております。

このような状況のもと、本町の財政運営につきましては、物価高や価格転嫁等への対応が求められております。限られた財源の中ではありますが、第4次三川町総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向け、「堅実な財政運営」と「未来への投資」を両立させるべく、令和8年度当初予算を編成したところであります。

予算の概要について申し上げます。まず、歳入につきましては、農業所得の増加に伴い個人町民税の増加などを見込んだところであります。また、地方揮発油税に係る暫定税率の廃止及び自動車取得時の「環境性能割」の廃止に伴う減収分につきましては、その全額が「地方特例交付金」によって補填される見込みとして予算計上いたしました。地方交付税につきましては、地方財政対策に基づき増額を見込むとともに、国・県の補助制度及び有利な地方債を積極的に活用しております。併せて、ふるさと基金、教育施設整備基金、温泉施設基金等の繰り入れなど、必要な財源確保と活用に努めたところであります。

一方、歳出につきましては、すべての事業において従来の手法に捉われることなく、その必要性和効果について、事務事業を精査し、行財政改革を一層推進するとともに、町政発展の根幹となる総合計画関連の事業費を最大限確保し、諸施策を力強く展開するための予算を計上しております。その結果、令和8年度一般会計予算は前年度比7,300万円減の53億8,900万円、1.3%減となる予算を編成したところであります。

なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしました。

次に、令和8年度における主要な施策の概要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

第4次総合計画につきましては、町の将来像である「あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウンみかわ」の実現を目指して、各種施策に基づいた事業の検証を行い

ながら引き続き取り組んでまいります。

また、新たにスタートする第3期三川町地域創生総合戦略「Mターン戦略」につきましては、「住み続けたいまち、選ばれるまちづくり」に向けた戦略的施策を実施し、人口、経済、地域社会の課題解決に継続して取り組んでまいります。

地域づくり活動の推進につきましては、従来の「町長と語る会」などの広聴活動に加え、SNS等を活用し若者をはじめとする幅広い世代の意見を募集する機会の創出に努めてまいります。また、希薄化が懸念されるコミュニティ活動の活力を高めるため、協働のまちづくり推進事業により、新たに町内会公民館へのエアコン設置に対する助成を行い、活動環境の整備を推進するとともに、多様化する町内会の困りごとへの対応を図り、町内会活動の活性化を促進してまいります。さらに、町広報紙をはじめ、ホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用し、的確で迅速な行政情報の提供に努めてまいります。

地域開発の推進につきましては、三川町土地開発公社による「みかわ産業団地第4期」の造成工事が完成することから、立地条件や利便性など本町の強みを生かしながら進出企業の誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

広域行政の推進につきましては、庄内南部、北部のそれぞれの圏域において抱える課題について、各自治体を持つ都市機能や地域資源を圏域連携により有効活用し、かつ、相互に役割分担することにより、安全・安心な暮らしや、潤い・賑わいのある圏域づくりを目指してまいります。その中において地域公共交通に関しては、鶴岡市、三川町、酒田市を結ぶ路線バスへの沿線自治体による連携支援を継続してまいります。また、町内におけるデマンドタクシーの運行においては、時間帯の調整や対象について、引き続き検討してまいります。

電子自治体の推進につきましては、国の標準化・共通化仕様に準拠した情報システムへの移行により、安定した運用体制のもと、業務の効率化と住民サービスの向上が着実に図られるよう、システムの適切な運用管理に努めるとともに、行政手続きの簡素化や見直しを進めてまいります。また、デジタル化の進展に伴い生じる住民の不安や負担を軽減するため、引き続きデジタルデバйд対策に取り組み、誰一人取り残されないデジタル行政の実現を目指してまいります。さらに、「第2次三川町DX推進計画」に基づいた新たな情報システム体制のもと、マイナンバーカードを活用した利便性の高い行政サービスの提供を推進するとともに、各種手続きのオンライン化や地域社会全体のデジタル化を進め、住民の利便性向上と行政運営の高度化に取り組んでまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

農業は、食料を持続的かつ安定的に生産・供給する生命に関わる産業であるとともに、地域社会や地域経済を支える重要な産業であります。令和7年産米の平均価格は、3万円を超える水準となり、農業者にとっては一定の安堵感が広がったところではありますが、米価の動向は依然として流動的であり、農業経営の先行きが見通せない状況が続いております。

このような中、農業を基幹産業とする本町においては、将来にわたり農業を持続可能なものとし発展させていくため、農業所得の向上と担い手の確保が急務となっております。こうしたことから、「新農業所得構造改革推進事業」をはじめとする農業所得の向上に繋がる振

興策を継続し、農業者の営農意欲の向上に努めてまいります。また、国や県が実施する施策について、適切なタイミングで情報提供を行い、農業者の経営基盤の強化に繋げてまいります。

農業の担い手の確保につきましては、新規就農者に対して「新規就農者育成総合対策事業」を活用した研修や経営に対する支援を行う他、県やJA、庄内南部新規就農者研修受入協議会などと連携して、就農前の研修から就農開始、さらには自立に至るまでの切れ目のない支援体制を構築してまいります。

また、令和7年3月に策定した「地域計画」につきましては、毎年、定期的な見直しが求められており、地域が抱える農業の課題と将来のあり方についての話し合いを継続してまいります。その上で、農業や農村地域を維持・発展させるためには、農業・農村のもつ多面的機能の維持が不可欠であり、「多面的機能支払交付金制度」の取り組みを強化し、地域住民の暮らしを支える農業を推進してまいります。

次に、商工業並びに観光振興について申し上げます。

本町における商工業の総合的な発展と雇用の安定を図る上で、出羽商工会が果たす役割は極めて重要であり、出羽商工会が実施する中小企業者や小規模事業者の経営体質の強化に向けた支援事業や研修、人材育成等の各種取り組みに対し、引き続き連携支援を行ってまいります。また、物価高騰の影響を受けている町民や事業者を支援するため、令和7年度からの繰越事業として「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用したクーポン券発行事業を、出羽商工会三川支所と連携して実施し、町民の家計支援、町内での消費喚起、地域経済の活性化に努めてまいります。

さらに、中小企業者等への支援につきましては、創業や経営強化、商品開発に取り組む事業者を対象とした補助事業を継続し、事業者の主体的な取り組みを支援してまいります。今後も、商工会や事業者の意見を踏まえながら、より効果的な支援のあり方について検討してまいります。

観光振興につきましては、春の「菜の花まつり」をはじめとする各種イベントを、町の交流拠点である「いろり火の里」を中心に開催するとともに、観光協会やみかわ振興公社等の関係団体と連携し、交流人口・関係人口の拡大による賑わいの創出と地域経済の活性化に努めてまいります。

また、本町には、全国に向けて発信できる観光資源が限られていることから、広域観光の取り組みが不可欠であり、県や近隣市町と連携した事業に参画し、周辺地域の観光振興と一体となった誘客活動も推進していく必要があります。その中で、美しい田園風景やイベント情報など、本町ならではの魅力を発信しながら、「いろり火の里」を活用した宿泊滞在型観光の推進に取り組んでまいります。

「いろり火の里」施設の運営について、指定管理者である「みかわ振興公社」につきましては、本町の交流拠点として、さらなる賑わいの創出や町内外への魅力の発信を期待するとともに、地域の方々に愛され、誰もが「また来たい」と感じるような心温まる憩いの場となるサービスが提供されるよう、その経営状況を注視してまいります。一方で、建設から年月

が経過し、老朽化への対応が課題となっております。これに伴う大規模改修事業につきましては、将来の財政負担や利用ニーズを捉え、持続可能な経営のあり方を含めて慎重に検討を進めてまいります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

すべての町民が年齢や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の構築がこれまで以上に求められております。町民一人ひとりの尊厳が守られる、そして誰もが支え合える福祉のまちづくりを総合的、かつ計画的に推進してまいります。

高齢者施策につきましては、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加といった現状を踏まえ、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めてまいります。日常生活における不安や困りごとにもきめ細かく対応できるよう、見守り活動の充実を図るとともに、日常の生活支援や通院等に関する移動支援など、それぞれの暮らしの状況に応じた支援策の拡充に努めてまいります。

また、社会福祉協議会と連携して進めているボランティア活動の基盤強化を継続し、住民同士の繋がりを深めながら、誰もが気軽に立ち寄ることのできる交流の場づくりを推進してまいります。さらに、生活様式や家族構成の変化により複雑化する課題に対応するため、関係部署等との連携を強化し、相談対応から必要な支援へと円滑に繋げる支援体制の構築を進めてまいります。

障害者福祉につきましては、令和8年度から始まる「第6期三川町障害者計画」の着実な実行を図るとともに、医療・福祉・教育・就労等の関係機関・団体との連携を一層深めながら、地域における支援体制の充実に取り組んでまいります。

また、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、共に豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、多様なニーズに応じたサービス提供に努めるとともに、相談支援体制の充実、障害児者及びその家族への支援、就労支援など、継続的な支援に取り組んでまいります。

子育て支援策につきましては、国が進める「こどもまんなか社会」の視点を取り入れながら、令和7年度に実施した「こども計画」アンケート調査の結果を踏まえ、令和8年度は地域の実情に応じた支援体制の内容を盛り込んだ「こども計画」を新たに策定してまいります。

また、経済的困難、精神的負担、子育て不安など複合的な課題を抱える家庭が顕在化していることから、伴走型支援を継続的に行い、家庭を孤立させない取り組みを推進するとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関や団体等との連携をさらに強化してまいります。

母子保健関連事業につきましては、妊娠期から出産、子育て期に至るまで、切れ目のない支援が行き届くよう、相談機能をはじめとする支援体制の充実を図るとともに、妊産婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、必要な支援に適切に繋げることで、安心して出産し、子どもを育てることができる環境の整備に取り組んでまいります。

さらに、スムーズな就学支援に繋げるためには、子どもの発達や生活面の状況を確認する

必要があることから、令和9年度に5歳児健診を本格実施する予定としており、令和8年度においては、その実施体制の構築を図るとともに、発達等に関して支援が必要な親子等に対するフォローアップ体制の充実を図ってまいります。

保健関連事業につきましては、「第3次三川町健康づくり計画」に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の是正を基本目標として、生活習慣病対策や心身の健康保持に向けた取り組みを進めるとともに、こころの健康づくりを含めた総合的な健康支援を推進してまいります。

また、特定健康診査や各種がん検診の受診率向上に向けた啓発を継続し、町民一人ひとりの健康意識の向上を図るとともに、疾病の早期発見・予防及び重症化防止に向け、個々の生活状況や健康状態に応じたきめ細かな保健指導を実施してまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険制度につきましては、加入者数は減少傾向にあるものの、医療技術の高度化や高齢社会の進展に伴い医療費が増加する中であっても、持続可能な仕組みとして維持できるよう、保険給付の適正化と町民の自主的な健康づくり活動の支援に取り組み、健康寿命の延伸を目指してまいります。また、令和8年度から導入される子ども・子育て支援納付金を含め国民健康保険税の適正課税など、安定的な財政基盤の堅持に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、保険料改定が予定されているところであり、事業主体の山形県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、適正な制度運営が図られるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、「第9期三川町介護保険事業計画」に基づき、制度の安定的かつ適正な運営を図り、町民が安心して必要なサービスを利用できる体制の確保に努めてまいります。

また、団塊の世代が75歳以上となる、いわゆる「2025年問題」を迎え、後期高齢者が増加することに伴い、医療と介護の両面から支援を必要とする高齢者や、支援ニーズが多様化する要介護高齢者の増加が見込まれているため、介護予防に向けた取り組みをさらに推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進と定着に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、認知症に関する施策につきましては、令和6年に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念を踏まえ、認知症のある方が尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、住民の理解促進や関係機関との連携強化を図ってまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

町民の快適で安全・安心な暮らしを目指し、住民生活や経済活動の基盤の一翼を担う道路や橋梁、下水道等のインフラ施設の整備と、住環境の保全に取り組んでまいります。

まず、道路整備及び橋梁改修につきましては、引き続き道路長寿命化修繕計画及び橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な改良、改修を実施することにより、町民並びに道路利用者の安全確保に取り組んでまいります。

国道等の交通ネットワーク整備につきましては、本町のみならず庄内地域における重要な課題であり、様々な機会を捉え、国や県等へ要望してきただけでありますが、特に国道

7号三川バイパスの全線4車線化及び両田川橋の架替えは、庄内全域でその事業効果を享受できることに加え、本町の地理的優位性をさらに高める効果が見込まれております。そうした中、令和7年度には県において両田川橋の架替えに向けた概略設計を実施したところであり、今後、事業化に向けた動きが加速することが期待されることから、県並びに関係機関と密接に連携し推進してまいります。

空き家対策につきましては、令和7年12月に改定した空家等対策計画に基づき、所有者による適正管理を促すとともに、空き家バンク登録者に対して家財等の処分に関する支援を展開するなど、その利活用を促進してまいります。また、老朽危険空き家等に対する支援につきましては、解体に至るまでの多岐にわたる課題がその阻害要因となっていることから、金銭的な支援に加え、課題解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、解消に至らない場合については、関係法令に基づく対応も視野に入れながら検討してまいります。

環境衛生事業につきましては、町広報紙やSNS、出前講座などによる広報・啓発活動を通じて、一層の環境保全意識の醸成に努めながら、町民との協働による環境美化に取り組んでまいります。

また、令和7年は庄内各地においてクマの出没が相次いだことから、本町においても町民の安全確保は喫緊の課題であると認識しております。そのため、捕獲等の必要が生じた場合においても円滑に対処できるよう、関係機関、団体等からの協力を得ながら万全の体制を確保してまいります。

下水道事業につきましては、地方公営企業会計に移行し、経営状況の的確な把握に努めているところでありますが、経営戦略の策定と併せ、引き続きストックマネジメント計画に基づく施設の計画的な改修・更新を推進するとともに、農業集落排水施設に係る下水処理の広域化に向け取り組むことで、効率的かつ持続可能な経営基盤の確立を目指してまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

保育・幼児教育につきましては、子育てを取り巻く状況が変わり続ける中で、働きながら子育てをする家庭が増え、時短勤務制度や男性の育児休業など様々な働き方が広がっております。こうした状況の中、町内の保育施設においては育児休業後の利用希望が引き続き高い状況にあることから、関係機関と連携しながら、できるだけ希望に沿った保育の受け入れができるよう取り組んでまいります。

さらに、全国で進められている「こども誰でも通園制度」につきましては、みかわ保育園において円滑に実施できるよう、受け入れの体制づくりや職員の研修を進めているところであります。子育て中の家庭の負担を少しでも軽減し、子どもの豊かな経験に繋がる環境を整えることで、子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

また、子育て支援センターにつきましては、地域の子育てを支える拠点として保護者が気軽に相談でき、交流しやすい場所となるよう、子育てに関する事業をテオトルで実施するなど運営の充実を図ってまいります。

放課後の居場所づくりにつきましては、学童保育所の利用状況の変化を見守りながら、子どもたちがのびのびと過ごせる環境を維持し、保護者が安心して働けるよう、民間事業者と

連携し安定した運営を支援してまいります。

学校教育につきましては、すべての子どもたちが学ぶ楽しさや人と関わる喜びを実感して学校生活を送ることができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育活動を推進してまいります。

令和8年度は、基礎・基本の確実な定着を重視しながら、対話や協働を通して思考を深める授業づくりを進めるとともに、AIやデジタル教材を活用し、一人ひとりの理解や進度に応じた学びの充実を図ってまいります。

また、地域の自然・歴史・文化・人材に学ぶ活動を通して、郷土への理解と愛着を深めるとともに、自らの考えを相手に伝えるコミュニケーション能力を育成してまいります。

さらに、ネクスト GIGA スクール構想の下、端末の活用方法を見直しながら授業改善を進めるとともに、防災に関する学びや基本的な生活習慣の定着について、家庭との連携を重視しながら取り組んでまいります。

今後の学校環境の整備につきましては、将来的な児童数の推移を見据え、本町における望ましい学校のあり方について、協議を進めてまいります。

社会教育につきましては、町民一人ひとりが生涯にわたり様々な学びに触れ、自らの関心や課題に応じて主体的に学び続けることができるよう、世代や関心、ライフステージに応じた多様な学習機会の充実を図るとともに、芸術・文化・スポーツなど幅広い分野において活動しやすい環境を整えてまいります。

また、各種活動への参加を促し、交流や繋がりを深めることにより、地域コミュニティの活性化や心身の健康の保持・増進を支え、誰もが生きがいを感じながら意欲的で充実した生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

以上、教育行政について総括的に申し上げましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

行財政運営につきましては、令和8年度から5年間の「三川町行財政改革推進プラン」を策定したところであります。本プランでは、新たな基本理念として「限られた人・財源で生む最大の行政サービスの創出」を掲げ、不断の改革に取り組むものであります。これまでの改革の成果を継承しつつ、持続可能な行政運営を実現するため、限られた経営資源である人・物・予算を効果的かつ効率的に活用し、社会情勢の変化へ柔軟に対応してまいります。

組織体制につきましては、「三川町定員適正化計画」を改定し、複雑化・多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、今後は正職員の増員を図りつつ、効率的な組織体制の構築と適正な人員配置に努めてまいります。さらに、職員の働き方改革を推進し、心身ともに健康に働くことができる職場環境を整えるとともに、「最少の経費で最大の効果」を発揮できる組織づくりと人材育成に注力してまいります。

次に、防災・防犯・交通安全について申し上げます。

はじめに、防災につきましては、頻発する大規模な自然災害に備えるため、防災講演会等を通じて住民の危機管理意識の高揚を図ります。

また、町内会や消防団と協力しながら、引き続き団員確保に努めるとともに、鶴岡市消防本部等と連携し、地域防災力の維持・強化に努めてまいります。

防犯対策及び交通安全対策につきましては、警察署や学校等の関係機関と連携して、町民の防犯意識や交通安全意識の高揚を図りながら、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

結びに、本町を取り巻く情勢は、加速する少子高齢化や自治体DXの推進、大規模災害の脅威、物価高騰への対応など、喫緊かつ重要な行政課題が山積し、その対応が求められています。

このような状況下にあっても、町民の皆さまの「命と暮らし」を守ることを最優先に、第4次総合計画が描く将来像の実現に向けて全力を尽くす決意であります。これまでの成果と実績を糧に、様々な課題に対して町民の皆さまと知恵を出し合い、力を合わせながら、町民福祉の向上と町政のさらなる発展のため、誠心誠意、努めてまいる所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。施政方針といたします。

○議長（町野昌弘議員） 以上で町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会教育長の説明を求めます。齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 令和8年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げます。

近年、少子高齢化や人口減少が進む中、人々の暮らしを取り巻く環境に変化が現れ、特に、生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な普及により、生活様式や価値観は日々移り変わっています。こうした社会状況が複雑化する中であって、人々が将来への展望を持ち、地域社会が安定的に発展していくための基礎として、教育が担う役割は、これまでになく重要性が増しているものと認識しております。

教育委員会といたしましては、保育・学校・社会教育を相互に結び付け、地域や家庭との連携を基盤とした切れ目のない教育の実現を目指してまいります。また、乳幼児期から学齢期、さらには生涯にわたる学びへと連なる教育の流れを大切にし、それぞれの段階が互いに支え合うことで、一人ひとりの成長がより確かなものとなるよう教育施策を進めてまいります。

初めに、保育・幼児教育について申し上げます。

子育て家庭の働き方や生活スタイルが一層多様化する中、育児休業明けの保育ニーズは引き続き高い状況にあります。こうした状況を踏まえ、希望する時期からスムーズに入園できるよう、町内の保育施設と連携しながら、柔軟な受入体制の確保に努めてまいります。

さらに、全国的に導入される「こども誰でも通園制度」については、みかわ保育園において円滑に実施できるよう、受入体制の整備や職員研修を進め、子育て家庭の負担軽減と子どもたちの育ちを支える環境づくりを推進してまいります。

また、みかわ保育園・幼稚園の園舎につきましては、令和8年度、管理棟・幼稚園棟の屋根改修及び外部テラス改修工事の実施により、老朽化対策と安全性の向上を図り、園児が安

心して学び、遊び、成長できる環境を整えてまいります。

子育て支援センターにつきましては、子どもたちが安心して遊べる場であるとともに、保護者同士の交流や相談の場として重要な役割を担っていることから、令和8年度においては、子育てに関する事業をテオトルで重点的に実施するなど、子育て支援センターとの連携をさらに強化し、より利用しやすい拠点づくりに努めてまいります。

学童保育については、令和7年度から二つの民間事業者による運営によって待機児童が解消されている状況であり、引き続き適切な運営が行われるよう事業実施者と連携しながら支援してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、すべての子どもたちが「学びが楽しい、かかわりが楽しい、また明日来たくなる学校」を実感できるよう日々の教育活動の充実を図りながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に育むことを基本としてまいります。

まず、学習指導につきましては、基礎・基本の確実な定着という原点を大切にし、対話や協働を通じて思考を深める授業を進めてまいります。また、AIを活用したデジタル教材や学習支援ツールを効果的に取り入れ、一人ひとりに応じた「個別最適な学び」と、集団の中で学び合う「協働的な学び」の充実を図ってまいります。

次に、本町の特色ある教育として続けている「三川ふるさと学習」は、地域の自然・歴史・文化・人材から学ぶ活動であり、子どもたちの地域理解や三川愛を育てるだけでなく、地域の方々との交流の活性化にも繋がっています。また、その対話や交流は、児童・生徒自身にとって、相手に自分の思いを伝えるコミュニケーション能力の育成を促し、さらには、この学びが地域への提案や具体的な行動に繋がり、自分たちが地域の一員であるという意識をより高められることから、引き続き重点として取り組んでまいります。

ICTの活用につきましては、ネクストGIGAスクール構想の下、端末更新後の更なる活用回数と質の向上を重視し、授業や学習の深化に効果的に活用してまいります。併せて、情報モラルや情報セキュリティに関する指導を充実させ、デジタル社会において子どもたち自身が適切に判断し、行動できる力の育成にも取り組んでまいります。

防災教育につきましては、近年頻発する自然災害を踏まえ、実践的な避難訓練等を通して、「自分のいのちは自分で守る」という意識の定着を図り、児童・生徒が自ら考え、適切に判断し行動できる力の育成に努めてまいります。

生活習慣の確立については、学力の定着や体づくり、心の安定の土台となる重要な要素であることから、家庭と連携し、町として共通の目標や考え方を共有しながら、日常生活の過ごし方を意識する指導を通じて、規則正しい生活リズムづくりと自立した生活態度の形成を推進してまいります。

学校施設の整備につきましては、東郷小学校及び三川中学校の校舎照明のLED化工事等を行う計画であり、省エネルギー化や維持管理コストの縮減を図りつつ、児童・生徒がより快適に学習できる環境の整備に努めてまいります。

今後の学校環境につきましては、将来の児童減少を見据えて考える時期に来ていることか

ら、すべての子どもたちにより質の高い教育を提供していくため、地域の実情や保護者の思い、子どもたちの生活環境等を踏まえた上で、三川町の将来的に望ましい学校のあり方について検討を始めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育につきましては、町民一人ひとりが生涯にわたり様々な学びに触れる機会の確保と、文化・芸術・スポーツなど幅広い分野で活動できる環境を整え、心身の健康や地域との繋がりを支える取り組みを推進することで、すべての町民が意欲的で充実した生活の実現を目指してまいります。

まず、生涯学習活動につきましては、テオトルを拠点とし、世代や関心、ライフステージに応じた多様な機会をつくり、豊かな経験や興味・関心を広げていく場の提供を続けてまいります。また、町民が主体的に学び、交流できる環境を整えることで、地域コミュニティの活性化にも繋げてまいります。

文化・芸術分野につきましては、鑑賞や体験の機会を通じて、その魅力や価値を身近に感じてもらい、豊かな感性・情操を育む基盤づくりに努め、地域に根付いた文化・芸術活動が将来にわたり受け継がれていくよう、支援を続けてまいります。

スポーツ分野につきましては、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりを支援しながら、健康づくりや交流の促進に繋がるよう、関係団体と連携し、地域に根差したスポーツ活動の充実に努めてまいります。

中学校部活動の地域展開につきましては、現状の課題を踏まえ、関係団体との意見交換や近隣市町の取り組み状況・動向の把握を続け、これらを基に持続可能な運営を目指すとともに、生徒が安心してスポーツ・文化活動に取り組める環境を確保するため必要な対応を図ってまいります。

以上、令和8年度の教育委員会行政方針について申し上げましたが、教育は、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、地域の未来を形づくる重要な礎となります。教育委員会といたしましては、社会環境や価値観の変化を的確に受け止めながら、三川町らしい教育の姿を見据え、町全体で人を育てる取り組みが継続できるよう、関係機関と連携し、各施策を着実に進めてまいる所存でありますので、町民並びに議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、教育委員会行政方針といたします。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。大川農業委員会会長。

○説明員（大川里美農業委員会会長） 令和8年度における三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

近年、世界的な気候変動や国際紛争の影響により、食料の価格や需給バランスは大きく揺らぎ、不安定な状況が続いています。国内においても、生産資材の高騰や農業者の減少・高齢化といった課題と相まって、私たちの食料の安定確保や農業経営の持続性に極めて深刻な影響を及ぼしています。このような状況の中で、農産物を安全・安心かつ安定的に供給して

いくためには、先代から受け継いだ貴重な農地をしっかりと守り、農地を適正に利用する農業者をどのように確保していくかが重要となっております。

本町におきましては、基幹産業である農業を持続可能なものとして確立していくため、農業の将来像を示す「地域計画」を令和7年3月に策定したところであり、現状に合わせた計画の見直しを行っているところであります。農業委員会といたしましては、農地の出し手と受け手のニーズの把握や目標地図の更新を行うなど、町と連携しながら、その役割を果たしてまいります。また、農業者が将来に希望を持って営農できるよう、次の4点を重点事項とし、取り組みを強化・推進してまいります。

1. 農地の効率的な利用に向けた取り組み。

農業者の減少や高齢化が進む中、担い手の確保のためには経営規模や専業・兼業の区分に関わらず、経営拡大に意欲を持つ農業者や新規参入者への支援が重要となっております。担い手にとって効率的な農地の集積・集約が進むよう、公益財団法人やまがた農業支援センターが行う農地中間管理事業を積極的に推進するとともに、効率的な利用を図るために必要な農地台帳や地図情報等の整備を進め、農地に関する情報等を地図上で確認できる「農地情報公開システム（eMAFF 農地ナビ）」の活用を図ってまいります。

2. 地域計画の見直しに向けた取り組み。

地域の農業の将来像を描く「地域計画」については、地域の現状や課題をもとに、策定後も定期的に見直すこと、いわゆるブラッシュアップを行うことが必要であります。

そのため、農業委員並びに農地利用最適化推進委員は、農業者の農業経営の意向把握に努め、協議の場での話し合いや意見の集約等に携わりながら助言や情報提供を行うなど、その役割を果たしてまいります。

3. 法令業務の適正な執行と遊休農地の発生防止等への取り組み。

農地の権利移動、転用許可等の法定業務については、申請内容の妥当性を検証するとともに、対象農地の現地実査に際しては、農地の現状を確認し、厳正かつ公正な判断ができるよう情報収集に努めてまいります。

また、優良農地の保全、遊休農地・違法転用の発生防止のため、定期的に農地パトロールを行い、必要に応じて原因者に対する適切な指導等を行ってまいります。

4. 情報提供の取り組み。

農業者への情報提供にあたっては、農業委員等が自ら、現状や課題、先進事例等を研修し、知識を深め、的確な広報活動に努めてまいります。

また、「農業委員会広報みかわ」の発行や農業講演会等の開催により、農業者の暮らしと農業経営に関する情報を引き続き提供してまいります。

これらの取り組みを実行するためには、地域、農業従事者、行政、農業関係団体など農業に携わるすべての関係者が連携し、共通認識を持って、農地の有効活用と、地域農業の発展を図るよう取り組んでいくことが必要であります。

農業委員会といたしましても、今、農業が抱える課題を克服すべく、そして、農産物の安全・安心と安定的な供給が行えるよう、決意をもって、その職務を果たしてまいる所存であ

りますので、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、三川町農業委員会行政方針といたします。

○議長（町野昌弘議員） 以上で農業委員会行政方針を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 （午前10時45分）

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 （午前11時05分）

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。日程第5、日程第6の以上2件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって日程第5、日程第6の以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第5、議第2号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認」の件、日程第6、議第3号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第2号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第6号）」及び議第3号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第7号）」の専決処分の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議第2号については、令和8年1月24日付けで、議第3号については、2月3日付けをもって専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

初めに、議第2号についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ531万円を追加し、補正後の予算総額を60億3,629万5,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費に衆議院議員総選挙費を追加補正いたしましたものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い16款県支出金に所用額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第3号についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,111万円を追加し、補正後の予算総額を60億4,740万5,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費については、企画費の追加補正、8款土木費については、除雪対策費の追加補正、10款教育費については、学校管理費の追加補正をいたしましたものであります。

次に、歳入であります。額の確定に伴い、11款地方交付税に所用額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9 番（鈴木重行議員） 私の方から1点質問をさせていただきます。議案書、通し番号で24ページ、協働のまちづくり推進事業、87万円増額してありますが、この増額の内容についてお伺いしたいのと、専決処分ということで緊急性について説明をいただきたいと思いません。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 協働のまちづくり推進事業の増額要因といたしましては、12月の自治振興委員会議で、町内会長より町内会管理、あるいは所有の松への松くい虫による被害対策ということで要望が出されました。その協議をした結果、町民生活の安心安全、それからできるだけ迅速な対応が必要という判断から協働のまちづくり推進事業で対応することといたしました。

協働のまちづくり推進事業では、地域課題の解決のため、町民が互いに助け合い、協力して事業に取り組むこと、または地域の活性化等のために自発的に公益性が高い事業に取り組むこととしており、今回は特に緊急な対応が必要なこと、また、公益性が高い取り組みであることということで、こちらの事業で対応することといたしましたところでございます。

また、専決とした理由ということでございましたが、松枯れによる倒木や枝の落下、特に倒木によれば、家屋の方に倒れたり、枝の落下につきましては、通学の子どもたちに落ちてきたりだとか、そういった支障もありますので、できるだけ早い対応が必要だということ、また、3月の補正予算後の対応では、年度内に対応しきれないという話もありましたので、今回、専決処分とさせていただいたところでございます。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9 番（鈴木重行議員） 自治振興委員会議等で要請があったというような答弁でございました。町内に枯れた松が散見されるわけでありまして、強い風が吹くと枯れた枝が飛んできたり葉っぱが飛んでくるといった住民からの苦情も寄せられている中で、今回は町内会所有の松が対象だということでありました。実際に町内の松くい虫の被害の現状というものをどのように捉えておられるかお伺いしたいのと、今回の補助内容についてどのぐらいの補助があるのかといったことをお伺いしたいのと、更に被害が拡大しないための防除等の効果についてどのようにお考えか。また、個人所有の松についての対応はできないものか、考えをお伺いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） まず、町内の状況ということに関しましては、先程議員がおっしゃるように町内の中でも様々なところで松くい虫の被害があるということは認識いたしておりますし、町の方で所有している松のところの対応ということで、補正予算で対応したという事例も認識しておるところでございます。

また、今回の対応をしたことにより、来年度の対応はできないのかというような話も来ている状況ですので、まず引き続き町内の状況に関しては確認をする必要があるというように考えているところでございます。また、補助の状況ということでございましたが、町内会に

要望調査をしたところですが、8件の町内会の方から話があったところでございます。

それから、個人への対応ということでございましたが、やはりあくまでも町といたしましては、町内会所有あるいは町内会管理をしている松に対しての対応というのがまずは大前提かというように考えているところでございますが、今のところは個人への対応は考えていないところでございますが、今後、県の補助内容とか、県の方でも防風林等への被害というのは非常に大きな問題になっていきますので、県の補助メニュー等も確認しながら必要に応じては検討しなければならないのかというようにも思っておるところでございます。

最後に、防除の話でございましたが、防除に関しては今のところそういう対応というところは考えていないところでございます。県の方でどういう取り組みをするのかというところも先程の話ではないですが、県と連携しながらということも考えられるかと思いますが、町単独では今のところは考えていないところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから採決します。専決処分2件を一括して審議いたしました
が、採決は区分して行います。

最初に、議第2号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認」の件
を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第2号「令和7年度三川町一
一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認」は、原案のとおり可決されました。

次に、議第3号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認」の件
を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第3号「令和7年度三川町一
一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） お諮りします。日程第7から日程第11までの以上5件を一括議題
にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって日程第7から日程第11までの以
上5件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第7、議第4号「令和7年度三川町一般会計補正予算(第8号)」

日程第8、議第5号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」、日程第9、議第6号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、日程第10、議第7号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第11、議第8号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」、以上5件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第4号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第8号）」、議第5号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」、議第6号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、議第7号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議第8号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」、以上5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第4号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第8号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,118万4,000円を追加し、補正後の予算総額を62億858万9,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費については、一般管理費の財源更正、財産管理費、企画費、交通安全対策費、防犯費、戸籍住民基本台帳費の追加補正及び基幹統計調査費の減額補正であります。

3款民生費については、社会福祉総務費、児童福祉総務費の減額補正、障害者福祉費、福祉医療費、後期高齢者医療事業費、児童措置費、保育費、災害救助費の追加補正であります。

4款衛生費については、保健活動費、塵埃処理費の減額補正、5款労働費については、労働諸費の追加補正、6款農林水産業費については、農業振興費、農地費、農村総合整備事業費の追加補正及び農政対策費の減額補正であります。

7款商工費については、いろり火の里施設費の追加補正、8款土木費については、道路新設改良費、下水道費の追加補正及び橋梁維持費、住宅管理費の減額補正であります。9款消防費については、防災費の追加補正、10款教育費については、事務局費、学校管理費の追加補正であり、12款公債費については、元金償還金の減額補正及び利子償還金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費につきましては、総務費における戸籍住民基本台帳費、戸籍システム推進事業、民生費における障害者自立支援等事業、公共施設等長寿命化対策事業、農林水産業費における土地改良施設整備事業、商工費における物価高騰会計応援クーポン券発行事業、「いろり火の里」推進事業、土木費における道路舗装事業、橋梁長寿命化対策事業、消防費における防災費、地域防災事業について、翌年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を3億7,890万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第5号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,145万3,000円を追加し、補正後の予算総額を7億4,313万8,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費については、一般管理費、運営協議会費の財源更正、2款保険給付費については、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費の追加補正、3款国民健康保険事業費納付金については、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分、介護納付金分の財源更正、5款保健事業費については、保健衛生普及費、疾病予防費、特定健康診査等事業費の財源更正、6款基金積立金については、基金積立金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第6号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万2,000円を追加し、補正後の予算総額を1億2,341万4,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款については、後期高齢者医療広域連合納付金の減額補正であり、4款諸支出金については、一般会計繰出金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第7号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,192万円を追加し、補正後の予算総額を9億3,295万6,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款介護給付費について、介護サービス等諸費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第8号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」でありますが、令和7年度事業会計の予算執行状況、並びに決算見込を踏まえ、各予算科目の所要額を精査したものであり、既定の収入及び支出の総額に、収益的収支におきましては、50万8,000円を減額し、資本的収支におきましては、収入1,871万8,000円、支出1,664万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

なお、一般会計から補助を受ける金額の増額336万9,000円につきましては、一般会計補正予算の歳出において、農林水産業費及び土木費にそれぞれ下水道事業会計補助金として計上いたしているところであります。

以上、議第4号から議第8号まで一括してご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださりまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） それでは、私の方から最初に議第4号、一般会計の補正予算の関係について、総体的な考え方、状況等の確認を最初にさせていただきたいと思っておりますけれども、データでいきますと、通し番号33・34ページになりますが、繰越明許費、総額で3億1,300万円ほどの繰越明許となっているわけですが、通常これまでの状況から見ると非常に高額な繰越明許になったというところでありまして。その中で、いわゆるクーポン券発行については、これは前々から承知している内容なわけでありましてけれども、その他の事業に関してこれほどの繰越明許をしなければならなかった。通常繰越明許を行うという場合ですと、国等の緊急的な事業展開によって来年度以降執行されるものについて、今年度中に繰越明許を予算化しなければならないというような事情が一般的な話なわけですが、これをそれぞれ見ますと、何も国等の制度改正等があるわけもなく、令和8年度の当初予算で十分執行できるものではないかというように考えられましたので、特殊な事情等があったものかどうか、その説明を求めたいと思っております。

それから、次が通し番号でいきますと45ページになりますけれども、一番下のいろり火の里の工事請負費592万円ほど計上になっているわけですが、この内容について説明をお願いしたいと思います。

続いて、通し番号47ページ、46ページからの続きになるわけですが、地域防災事業ということで2,841万2,000円、備品購入費ということでありますので、これも繰越明許になっていたかと思うのですが、この詳細についてと予算化、補正予算を計上した理由等についての説明をお願いしたいと思います。

それから、特別会計も通しで質問した方がいいわけですね。続いて、特別会計の話になりますが、通し番号で57ページ、国保特会になりますけれども、歳入の部分、3款1項1目の2節特別交付金、保険者努力支援分ということで52万8,000円収入があったということについては、非常に評価に値する補正予算計上になるわけですが、この地方支援分ということで評価を受けたその経過等について、今後も継続をいただきたいという期待を含めて、頑張られた状況等についての説明をお願いできればと思います。

続いて、通し番号の65ページ、後期高齢者医療特別会計補正第3号になるわけですが、この65ページにあります雑入で過年度分の負担金精算金136万6,000円収入になっておりますが、これが増額された理由等についての説明をお願いできればと思います。

続いて71ページ、介護保険特別会計の補正についてでありますけれども、基金繰り入れということで、介護保険の歳入、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金261万6,000円繰り入れを行った、この繰り入れは支出とリンクする話にはなるわけですが、その次のページの通し番号で言うと72ページの歳出、1目しかございませんけれども、この中の施設介護サービス給付費347万1,000円、そして特に地域密着型介護サービス給付費、これが807万9,000円の増額になったという、非常に大きな地域密着型介護サービスが大きく増額が必要だったというようなことについての事情等について説明をお願いいたします。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） では、私の方からは通し番号33・34ページにかかります繰越明許費にかかりましての説明を申し上げたいと思います。繰越明許につきましては、年度内にその性質上、その予算の支出が終わらないもの、また終わらない見込みがあるものについては翌年度の方に繰り越せるということで地方自治法に定められている内容でございます。それぞれ事業については理由があるわけでございますけれども、基本的には国からの補助金でありますとか、有利な起債でありますとか、そういったものがこの度の国の方の補正等によりまして措置されたということで、事業を翌年度に繰り越した方が有利な財源を使えるというような関係から繰越明許を行うということで今回計上させていただいたところでございます。

例年に比べますと確かに繰越明許費としては多いわけでございますけれども、そういった有利な財源を確保し、翌年度になってから事業を執行するというので、国に基づいた形での今回の繰越明許であるということでご理解をいただきたいというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） いろいろ火の里推進事業の工事請負費の内容ということでございました。内容につきましては、150 mのケーブルを2本、それからポンプ本体一式、それからインバーター、その設置するその他諸経費の合計でございます。このポンプに関しましては、令和4年度に設置したポンプ本体のモーター部につきまして、令和7年10月に故障しまして、今年度の12月補正でモーターポンプを修理した上で再度設置したという経過でございます。しかしながら、約1ヵ月後の1月12日にまた故障をしたという状況でございます。その度重なる故障の原因は、井戸の中で急激に高圧のガスが発生したことにより、モーター及びポンプに負荷がかかったため故障したものだということで確認がとれています。

12月補正時はポンプ本体のモーター部を修理して再利用したところですが、今回はモーター部も破損したため新たにポンプ一式を購入するということでございます。また、ケーブルも経年劣化で断線の疑いがあるということで、新たにこちらの方も購入したいというように考えております。

4号源泉の方になるんですが、こちらの方は歴史を振り返ってみますと、やはり先程お話をしたガスとの戦いというのが非常にありました。平成12年から平成17年の5年間で修繕と購入を毎年繰り返していた時期もございました。それが平成17年から約16年間はガスの発生が落ち着いていたようですが、ここに来て、令和3年から令和7年、この5年間で3回の故障が発生しているという状況でございます。

そのため、今回インバーターという新たな機械と一緒に設置するというのを考えております。こちらの方は、ポンプ本体の方に過度な負担がかかったときに自動的にポンプを停止する機械ということで、新たにこういった機械を設置しまして、ポンプへの影響がなるべく少なくなるようにしたいというように考えているところでございます。

また、先程繰越明許のお話もありましたので、併せて少し説明をさせていただきますと、こちらの方はすべて受注生産になりますので、今年度の補正予算でつけても設置するのは来年度になりますので、繰越明許という形をとらせていただいたところでございます。以上で

す。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 地域防災事業の補正予算の内容、それから補正予算を計上した理由についてのご質問でございました。議員がご指摘のとおり、今回の地域防災事業に関しましては、国の令和7年度補正予算事業、地域未来交付金という制度を活用した形での補正予算になります。

内容といたしましては、三川町の指定避難所における備品等の購入でございまして、具体的にはパーテーションですとかエアベッド、それからスポットクーラーなどを準備するというところでございます。補助の内容が事業費の半額をいただけるということ、また残りの半額が持ち出しになるわけですが、そちらの方も8割が特別交付税で措置されるという非常に有利な財源構成となっております、今回これを機会にすべて地域防災計画で想定している避難等の被災状況、それからそちらに照らし合わせて、本町で見込まれる避難者数等を考慮した形で、今回すべて備品を整備するため、この交付金を活用して整備したいというように考えたところでございまして、今回の補正予算となったところでございます。以上でございます。

○議 長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 国保特会と後期特会の2点、ご質問だったかと思えます。最初に、1点目の国保特会にあります保険者努力支援金の増額でございます。こちらにつきましては、保健事業の評価が増えたものでございまして、その内容といたしましては、健康教室と糖尿病の関係の事業を評価していただいた分が今回追加で交付されるものでございます。

二つ目の後期高齢者医療の関係です。雑入として入ってきます後期高齢者医療広域連合事務費負担金精算金でございます。こちらにつきましては、令和6年度の予算化におきまして、後期高齢者医療広域連合から示されました額に基づきまして予算化したところでございます。それを精算した結果、今回、各市町村の方に還付という形で負担金を戻すという形になりました。そちらの三川町分が136万6,000円であります。こちらにつきましては、歳出の方で一般会計への繰入金ということで戻し入れる予定としているところでございます。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 2点ほど質問がございました。まず最初に、歳入で介護給付費準備基金繰入金の用途ですけれども、大きく言いますと、介護サービス等諸費の中の施設介護サービス給付費、これは生活介護ということで食事や入浴、排泄等の世話といいますか、この対応について主に給付されるというもので、それと地域密着型介護サービス給付費、こちらは施設入所、グループホーム、デイサービス等の方に充てられる予算となっております。この繰入金がここに厳密にすべて充てられるとかというところは会計の中で工面されますので、明確には言えないんですけれども、まずこちらをメインに予算が充てられるということになります。

2点目の地域密着型介護サービス給付費の増額理由としましては、やはり団塊の世代が後期高齢者となって、この介護サービスの利用がやはり増加しつつあるということが挙げられ

と思います。そのため当初見込んでいたよりもやはり利用が増えつつあるなど感じておりまして、その増額になります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） いろいろとご説明をありがとうございました。非常に最初の繰越明許費の増額について、これまでにないような状況というようなことで確認させていただきましたが、それぞれ国等の財源が確保できたというようなことからすると、まさに消費税、物価高騰による消費税の増収を分配しているのかなというような別の見方もあるのだなというように感じたところではありましたが、それはそれで評価できる予算措置ということで、今後の対応に十分配慮をお願いしたいということでございます。

国保の状況についても分かりましたし、後期高齢者医療の方のお話も十分理解できました。一つだけ、介護保険の一番最後の部分、地域密着型介護サービス、これの具体的な増額の要因について、再度施設への入所なのかというようなところ、在宅なのか、その辺の区分を分けた形で説明いただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 地域密着型介護サービスですけれども、主には施設入所やグループホーム、デイサービス等が対象ということで施設ということになるかと思います。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） それでは、私の方から2点ほど質問させていただきます。通しページで43ページの民生費の中の3款2項3目保育費、公共施設等長寿命化対策事業に関しまして7,570万円の内容に関しまして、今後、予算書にも実は同額の数字が見受けられました。こちらに関して、関係性についてお伺いしたいと思います。

続きまして、通しページで46ページ、先程消防費の中で、地域防災事業に関しまして同僚議員から質問がありましたけれども、再度お聞きしたいんですけれども、先程答弁の方では、各避難所の方に設置するといったような話でしたけれども、たぶん推測されますが、各地域の小学校の避難所といった感じはしておりますけれども、先程の内容ですと、いろいろな物品、ベッドとかクーラー等、そういったものを備品として補充しているんですけれども、例えば私は想定するに、各小学校に行く前に、地域の地元の公民館等に第一次避難した場合に、そういった公民館等にも備品等の配置はなるのか、お聞きしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） 公共施設等長寿命化対策事業につきましては、主にみかわ幼稚園の屋根改修工事ということで予定をしております。こちらにつきましては、当初、令和8年度当初予算に計上しておりましたが、その後、令和7年度の学校施設環境改善交付金の補正予算が本事業に該当することが予算編成後に決定したものでございます。このため、令和7年度3月議会におきまして、補正予算として事業費を計上することとなり、結果として令和8年度当初予算との間で重複が生じたものとなっております。さらに、今回の補正予算におきましては、起債の充当率が100%とされており、令和8年度当初予算で見込んでい

た75%と比較して、財政運営上もより有利な条件で事業を実施できることから、補正予算を活用することが適切であると判断したものでございます。

これにより、令和7年度の繰越明許費を活用して工事を実施することとし、令和8年度予算に計上した事業費につきましては、適切な時期に減額補正を行う予定でございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 地域防災事業において、今回の補正予算で購入する備品を町内会の公民館の方に配置する考えはないかというご質問でございました。今回購入する備品につきましては、町の指定避難所となっている小学校への配備を予定しておりまして、地元町内会、各町内会への備品に関しましては、町の方で災害訓練実践町内会助成金というものがございます、そちらの方の中で配備していただくことになっておりますので、そちらの方を活用して進めていただければなというように思っているところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。民生費に関しましては十分理解できました。大変有利な部分の数字も先程聞いておりましたので、ぜひそういった形で進めてもらえればと思いました。

あと、防災費に関しまして、今説明いただきました各公民館の方には、そういった事業を利用するといったような話でしたけれども、例えばベッド数、先程簡易ベッドだと思うんですけども、数とか、またクーラーは十分分かるんですけども、トイレ等そういった数等が分かれば、分かる範囲でいいんですけども、特に一度そういった押切小学校では特に押切住民が大勢、100人を超す人数が、やはり腰が痛いとか、そういった避難生活を迎えたときにいろいろな意見が出ておりましたので、特にベッド数がどのくらいの物品として扱われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 今回の補正予算で購入する物品の数量でございます。まず、エアベッドを585台購入する予定でございます。その他にもパーテーション75セット、循環型手洗い器3機、それからポータブル電源3機、それから災害時用の組立トイレ12台、それからスポットエアコン6台、ジェットヒーター1台、その他、あと細かいものを様々購入する予定でございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今、同僚議員からも質問がありました消防費に関しまして、通し番号46番に触れて質問します。先程も説明がありましたが、まず地域防災事業につきましては、今、課長の方から縷々これからの資機材についての整備の数量的なものもお話をいただきました。まず、その時期はいつごろ整備なさっていくのかは分かりませんが、令和7年の6月に災害対策基本法の一部改正がございまして、各地方自治体が備えた資機材については年1回公表することになりましたね。今おっしゃったいろいろなパーテーションを含

めたスポットクーラーとかベッドとか、そうした数量が、整備がまとまった時点において、いつごろ公表するか、その辺の目途はあるのかお聞きしたいというように思います。

それから、その前の防災費ですね。いわゆる第3世代のシステムの整備状況は今どうなっているのか私も分かりませんが、また追加補正ということでもありますので、何か整備に関する費用的なものの増嵩があったのかどうか、その辺の説明をお願いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） ただいまのご質問でございます。まず1点目が、防災資機材の自治体ごとの整備状況について公表することになったということでございます。その時期ということでございますが、現時点でまだはっきりとこちらの方で時期までは確定しておりませんが、来年度、町の地域防災事業の中で東郷地区において防災訓練の方を計画しております。その中で、やはり町内会の自主防災会に様々な方々から参加いただくわけですので、その際に町ではこういった資機材を備蓄していますよということは必ずお知らせしておかなければいけないなというように考えておりますので、秋までには公表できるように準備を進めてまいりたいなというように考えております。これが1点目。

それから、第3世代の防災通信システムでございます。こちらにつきましては、県の方で事業を進めておきまして、今回の補正につきましては物価高の影響による増でございます。こちら全市町村に関わる部分でございます、県の方から説明があったところでございます。

なお、今回の補正予算は370万円というようになっておりますが、出来高の部分については、出来高の部分令和7年度中に支払うということになっておりますので、その残りの部分を繰越明許という形で計上させていただいたところでございます。そういったところから工事についてはすでに発注されて進められているところですが、その中で金額の方が増えることが明らかになったことに伴いまして、今回、補正予算を計上させていただいたという次第でございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） この第3システムは、一応当初は令和8年度末までの工事終了予定ですよ。これはきちんとできそうですか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 工期につきましては、特に延長するというようなお話はありませんので、現時点におきましては、予定どおり令和8年度中には完成するというように考えております。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 私の方からは、一般会計補正予算について質問させていただきます。議案書の通し番号で41ページになります総務費の減債基金への積み立てに関してであります。あと、39ページにあります財政調整基金への繰入金の減額との関係について、まずお聞きしたいと思います。調整や交付金の上振れによって、財政調整基金からの繰り入れを抑制できたために、今回の補正では減債基金に積み立てたというように見たのですが、そういったことでよかったのかということです。また、将来負担軽減のためにこの減債基金に積み立

てるわけですが、その残高というのは目標とする水準があるのでしょうか。そこを確認させていただきたいと思います。

それから、46ページになります8款の土木費につきましてです。橋梁長寿命化事業の減額の理由をまずお聞きしたいと思います。これは年度内に施工が難しくなったために繰り越しとなっているのかといったところもお聞きできればと思います。

あと、道路舗装事業の増額の理由ですが、これも追加路線だったのか、それとも工事費が増えたためなのかといったところを確認させてください。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 （午前11時57分）

○議 長（町野昌弘議員） 再開します。 （午後1時00分）

引き続き質疑を行います。中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） ご質問ございました通し番号41ページの減債基金の積み立ての理由に関しましてでございますが、この減債基金の積立金に関しましては、令和7年度の普通交付税の再算定によりまして、臨時財政対策債の令和8年から令和9年度の償還分の一部をこの普通交付税の方に措置されたということで、この金額を積み立てを行うという内容でございます。

また、財政調整基金についてのご質問がございましたが、財政調整基金と減債基金との関連性は特にございませぬ。また、財政調整基金をどの程度積み増しするかという目標についてのお話があったかというように思います。財政調整基金に関しましては、今回の令和7年度については当初2億6,000万円をとりくずしを行って財源として確保したところでございましたが、今回の補正で1億円を繰り入れしたものを戻し入れるという形になります。財政調整基金に関しましては、堅く町といたしましては積んでいきたいなというように考えているところでございますけれども、基本的にその目標といたしましても、具体的な数値等はございません。ただ、以前ですと一般的に言われてきたのが、標準財政規模の10%から20%ぐらいというように言われていましたので、本町の場合、標準財政規模が約31億円ぐらいですので、3億円から6億円というような見方もできるのかと思います。ただ、県の方から様々指導を受けている中では、やはり現在の災害等々が起きた際の場合の財源確保という意味合いからも、10億円程度が三川町の財政規模からは必要なのではないかというような指導を受けているという状況でございます。

○議 長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 8款2項2目の道路新設改良費及び3目橋梁維持費についてのご質問でございます。前段の道路新設改良費でございますけれども、こちらにつきましては、繰越明許費で2,500万円を計上しておりまして、これに対する不足額分を今回補正計上するものでございます。これにつきましては、令和7年度の国の補正予算を活用させていただきまして、現在進めております町道横川横山線、そちらの継続事業ということで考えております。ちなみにですけれども、令和8年度の当初予算におきましても、これと同額、2,500万円を計上しておるところでございます。こちらにつきましては、国からの内示がまだ示されておられませんので、2,500万円のうち、どれくらい実際に執行するかというのは、

まだ見通しを立てていないところではありますけれども、おおよそ今年度令和7年度実施した事業と同じくらいの事業規模で執行できるものと見込んでおるところであります。

続きまして、3目の橋梁維持費でございます。こちらにつきましては、大幅な減額の補正となっております。その一番の要因としましては、調査設計業務委託料740万円ほどの減額となっておりますけれども、これにつきましては、今年度実施しました設計業務委託、この中で安価な入札で予算が多額に残額として生じたというところで、そちらを減額させていただくものであります。また、工事費及び設計費を1,300万円、こちらにつきましても明許繰越いたしまして、次年度実施させていただく予定としておりますけれども、これにつきましては、今年度の当初予算、国からの配分分でございますけれども、そちらの未執行分を繰り越すものであります。その要因といたしましては、今年度実施しております橋梁改修工事のうちの1橋、こちらにおきまして、当初想定していたよりも橋梁の損傷具合が悪かったというところがございます。もともと想定していた内容での補修では、中長期的に見て、また同じようなことが起こり得るだろうというところを踏まえまして、工事は一旦中断させていただいて、改めて設計を見直しして、来年度繰越事業として執行させていただくというように考えておるところです。

○議 長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8 番（佐竹優子議員） 大変分かりやすく説明をしていただきまして、ありがとうございます。まず、財政調整基金の目安に関しては、お聞きしたとおりで、なるべく積み上げておきたいといった安定的な財政運営に対する考え方が分かりました。ちなみにですが、減債基金に関しては、水準に関してはその目安といったものはあるのかどうかというところも併せてお聞きしたいと思います。

あと、関連しまして、公債費の推移に関して、ここ数年の推移、あと数年先ぐらいまでの見通しのようなものを少しお聞きできればと思いますので、お願いいたします。土木費に関しまして、やはりその橋梁の工事に関しては、やはり想定したよりも悪かったためというところも今お聞きしたところで分かったのでありますけれども、今後の公共工事に関してなんですけれども、インフラの維持管理でいきますと、橋梁と道路舗装とどちらが優先して進めるといったような土木費の中での配分の関係というのは、調整しているような考え方が何かあるのかどうか少しお聞きできればと思います。

また、今後道路とか、今おっしゃいましたとおりの橋梁の長寿命化計画に対するスケジュールにどういった影響が出てくるのかと。今お聞きしたその架け替えの工事、一旦中長期的に見て一旦設計を見直すといったようなお話がありましたけれども。と申しますのも、令和8年3月に改定をされました公共工事の設計労務単価がですね、14年連続での上昇となって、全国平均では前年比で4.5%上昇しているということをお聞きしております。また、こういった影響が今後スケジュールを見直すことによって、長寿命化したことのメリットよりも、むしろその単価が上がった分ですね、コスト的なものが増えていくのではないかなというところも少し懸念としてありましたものですから、また、そういったスケジュールの影響について少し考え方をお聞きできればと思います。お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） まず、減債基金について、今後、積み立ての目安というのがあるかというご質問だったかと思います。減債基金でございますので、後々は公債費等々、支払いにこの減債基金をとりくずして支払いに回っていくというような流れになるのかなというように思いますが、基本的に国の補助等をいただいて、それを公債費等に支出に回すということをルールとして定められているものがあれば、減債基金に積み立てるということになるわけですが、今のところそういったものがございません。

ただ、先程も申しましたとおり、普通交付税で今、臨時財政対策債の償還金費というのが費目の中に起こされているという現在の状況でありまして、これに関しては普通交付税で措置はされるわけなんですけれども、きちんと後年度の臨時財政対策債の償還分に、この費目として上がっている措置された金額を充当していくようにというか、これを支払いの原資として減債基金に積んでおくようにというように言われておりますので、そちらについてはルール化されているのかなというように捉えているところでございます。

それから、公債費の推移でございますけれども、令和8年度が今回の当初予算の方でも5億円を超える金額が公債費の方に計上になっております。国営赤川2期等の工事の元金の償還が令和8年度から始まるということで、その部分が少し大きく影響しているのかなというように思われるところでございますけれども、今後、公債費については、大きな借入れ等今後の状況にもよりますけれども、まずピークは令和8年度で、少し公債費の方はなだらかに下がっていくのではないかなというように見込んでいるところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） まず1点目、ご質問のインフラ維持についてでございますけれども、道路と橋梁、どちらを優先していくのか、そういう考え方があるのかというところでございますけれども、どちらも住民生活には欠かすことのできない生活インフラでございますので、橋梁を優先あるいは道路を優先というような考え方は持ちえていないところであります。ただ、これにつきましては、ご指摘がございましたとおり、現在、労務単価が非常に上がっているところでして、今年4.6%、5%、6%くらいの上昇という予定になっております。ただ、個人的な見解であるんですけれども、これまでの上がり幅から少し緩やかになったかなという捉え方はしております。ただ、いずれにしましても、これからもこの傾向というのは続くわけですので、その財源をいかに確保していくかというのが非常に重要なところかなと思います。

そういった中で、国では国土強靱化地域計画なるものを示しまして、その中でそういう生活インフラをまず適切に維持していくように財源措置を考えていただいております。緊急自然災害防止対策事業債、いわゆる緊自債というものですけれども、これにつきましては100%起債充当できまして、確か70%交付税算入できる有利な起債で、こういったものを活用しながら、実際工事費そのものは上がるわけですが、そういった有利な起債を、あるいは国の補助金等を活用することで、できるだけ町の財政負担を軽減できるような形で事業を展開していければなというように考えております。

また、先程申し上げました橋梁の改修工事、1件中断した今後の影響でございますけれども、これにつきましては、本町で管理しておる橋梁、複数ございますけれども、その中の数少ない1橋で更に言いますとそこまで工事費、大きく変わるものでもございませんので、全体に対する影響というのはあまり大きいものはないのかなというように捉えております。なお、今年度、本町で橋梁点検を実施しておりまして、その中で次期の橋梁の改修計画を令和8年度策定してまいりたいというように考えておりますので、その中でより効率的、なおかつ費用を抑えて、より圧縮した形で橋梁の改修を進めていければなというように考えておるところであります。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 一般会計補正予算の方から3点、それから国民健康保険特別会計の方から1点伺いたいと思います。

まず、一般会計の方からですけれども、一つ目、13ページから14ページ、通し番号では41から42になります。2款5項2目のところのですね、国勢調査費の減額の要因について1点伺いたいと思います。

二つ目ですけれども、同じく通しページでは42ページになります。3款1項5目のところの子育て支援医療給付事業の扶助費300万円増額となっております。これまでのところでの給付内容はどうなっているのか。例えば病気あるいはけが、どのような要因によるものなのか、お尋ねしたいと思います。

三つ目です。通しのページでは44ページ、4款2項2目のところの廃棄物処理事業、廃棄物処理業務委託料の減額補正ですが、これは本町から出るごみの量と関係したものなのか、それと併せて、下段の一般廃棄物焼却施設等整備事業負担金の減額要因、こちらをお聞きしたいと思います。

国保特会の方から4ページ、通しでは58ページになります。2款保険給付費の2項高額療養費、一般被保険者高額療養費増額となっております。こちらは病名とか、どういうようなところの増額となっているのか。また、全体ではどのくらいの件数が発生しているのか、お聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 通し番号41ページの国勢調査費の減額要因ということでございますが、こちらの方は、当初、国勢調査の補助要員として、その期間中に会計年度任用職員を雇い上げて対応しようというように考えていたところでしたけれども、国勢調査の補助対象となる経費については、それに携わる職員や会計年度の職員の人件費をそのまま総務費の方から支払えるということで支出更正をして対応するというので、町の方の対応として、そのように少し組み替えをしたというところに対応したところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 2点のご質問だったかと思います。最初に、1点目の子育て支援医療の関係でございます。こちらにつきましては、小さく生まれて入院してというのものもあるんですけれども、どちらかといいますと通院医療に対する利用回数が多い状況にござい

ます。病気というよりも、高校生までの間のけが等での通院にかかる費用が多くなっている現状が見受けられる状況でございます。そのようなこともありまして、足りなくなりそうだとということで、今回 300 万円の補正をさせていただいたところでございます。

それから、2 点目の国保の高額療養費の関係でございます。こちらにつきましても同じように入院したりというのはあるんですけれども、それぞれのご家庭、それぞれの個人によりまして限度額というものがございます。70 歳以上 75 歳未満の方ですと、一番低い方だと 1 ヶ月当たり 8,000 円を超えた場合が高額療養費の該当になります。例えば整形に行って内科に行って薬をもらった、それだけでも高額療養費、額としましては少ないんですけれども、対象になる場合がございます。そういう関係もありまして、額としては少ないものの積み上げ制ですので、件数としてはありますし、世帯合算とか様々なパターンの限度額があるんですけれども、どちらかという収入の低い方が 8,000 円を超えたり、1 万 8,000 円を超えたりという形で、様々なお医者さんにかかれた結果、高額療養費に該当しているのが現状でございます。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 通し番号 44 ページ、4 款 2 項 2 目の塵埃処理費、こちらについてのご質問でございました。廃棄物処理業務委託料 357 万 7,000 円の減額、この内容でございますけれども、こちらにつきましては、令和 7 年度の予算編成の時点で鶴岡市からお示しいただいておる業務委託料、これと実際の鶴岡市の方での今年度本町に精算を行った委託料、この差異の分をまずは減額させていただくものであります。

また、令和 6 年度、前年度の過年度の精算分でございますけれども、こちらにつきましては、12 月補正におきまして 44 万円増額の補正をさせていただいております。これにつきましては、鶴岡市からの事前の情報でこれくらい増額となる見込みだということで情報をいただいたところだったんですけれども、実際に精算で増額になった分が 26 万 7,000 円ということで、その差額分も合わせて減額補正させていただくものであります。

排出量の影響でございますけれども、ごみの排出量、もちろん様々な要素がございますけれども、やはり人口というのが一つポイントになる要素になるのかなと思います。ご承知のとおり、本町よりも鶴岡市の方が人口減少の割合が早いというところでありまして、これが当初の見込みよりもごみの排出量ベースでいきますと約 0.1%、三川町の方が負担割合が大きくなっているという、そういった精算も踏まえての結果でございますけれども、合わせまして 357 万 7,000 円の減額補正ということで計上させていただいたところです。

また、その下の方の一般廃棄物焼却施設等整備事業負担金 123 万 5,000 円の減でございますけれども、これは当初計上した金額の約半額となっております。その要因といたしましては、こちら以前からご説明申し上げておりますとおり、鶴岡市では、し尿・汚泥処理施設をこれまで環境部門でやっていたところを、今後、鶴岡市の下水道事業の一環として、し尿・汚泥の処理を行うということで計画しております。したがって、これにつきましては、下水道事業ということで国庫補助金を使うことができたということで、鶴岡市の方から報告いただきまして、その 1/2 は国の方で負担していただけるということで、結果、本町の負

担割合も当初計上していた金額の半分に減じることができ、このような計上をさせていただいたところであります。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） それでは、国勢調査費の方をもう一度お聞きしたいと思います。昨年は5年ごとの国勢調査の年ということで、職員をはじめこの調査にあたった調査員の方には大変ご苦勞があったことと思います。そうした中でも、近年はインターネットでの回答もできるようになってきておまして、調査される方の業務量も若干は軽減されてきたのではないかと思いますけれども、反面、高齢者、高齢化率も高くなってきている中で、高齢者世帯ではなかなかインターネットでもと言われても難しい面もあったのではないかと思います。このインターネットで回答した割合はどのくらいになっているのか。あと調査結果の公表時期ですね、これは調査においても大変な、重要な調査結果となると思われますので、この公表時期はいつごろになるのでしょうか。この2点、伺いたいと思います。

あと、最後の高額療養費、こちらについてですけれども、先程のお答えの中では、あまり高額の方がいらっしゃらないような答弁と受け取ってしまったんですけれども、今国会の中でも高額療養費、審議されておまして、個人負担の引き上げが検討されているようです。そうしますと、早ければ今年の8月からとかというような話もされている中で、やはりこれからですね、その辺の負担、患者負担が大きくならないように、今後、町の方でも補助等を検討する必要があるのではないかということは思います。これについては答弁ありませんので、国勢調査の方、よろしくをお願いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 2点ですかご質問をいただきました。インターネットでの回答の割合ということでございましたが、手元にその数値はございません。ただ、やはり感じのなところでは、やはり年々といいますか、今回またインターネットでの回答は多くなってきたかなというようには感じておりますが、すみませんがその割合については、今現在、手元に資料がない状況でございます。

それから、公表のスケジュールということでございました。大きいところのみ説明をさせていただきますが、人口速報集計に関しましては令和8年5月、基本集計に関しまして、その中の人口等基本集計が令和8年9月、就業状態等基本集計が令和9年3月というようなスケジュールでなっておるところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 私からは42ページの3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費より質問したいと思います。障害福祉システム改修業務委託料というのがあるんですけれども、このシステムはどのような形のものに利用している、どのような事業にこのシステムが使われているかを教えていただきたいと思います。それから、障害者自立支援給付費の方が増額になっておりますが、この増額要因は障害児が増えているのか、また、重度化しての増額なのか、お聞かせください。

46ページの8款土木費2項、先程同僚議員からも質問の方はございましたけれども、道

路橋梁費 3 目橋梁維持費の方です。令和 6 年度の予算では 1,075 万円、令和 7 年度で 7,106 万円、6,000 万円の増額予算でしたが、今回、減額補正の 1,121 万円となっております。令和 6 年度から令和 7 年度にかけてはかなり 6,000 万円ほどの増額の予算を組んでいながら、減額補正になるのは、当初の計画がどのような取り決めだったのか、お聞かせ願えればと思います。以上です。お願いします。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 2 点ほど質問がございました。まず最初の障害者自立支援給付審査支払等システムの改修内容ですけれども、こちらの方は障害福祉サービス等の報酬改定に伴うシステム改修になります。このシステムですけれども、名前のとおり、障害者に関わる審査ですとか、支払いを管理するような大きく言うとそのようなシステムになります。

次に、自立支援給付費の増額要因になりますけれども、これはやはり要因としましては、障害児等がやはり多くなってきているというところで、まずは放課後等デイサービスですとか、そのような利用も増えてきておりますし、全体的にそのようなサービスを利用する方というのが増加しているのが一つの大きな要因かなと考えています。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） ご質問の令和 6 年度の予算額と令和 7 年度の予算額の大きな差異の部分でございましたけれども、こちらにつきましては、予算書少し見えにくいところではあるんですけれども、令和 6 年度事業の実施にあたりましては、前年度からの繰り越し、こちらの額が大きくございまして、手元に詳しい数字がないので詳しい数字は申し上げられないんですけれども、これも国の補正予算で令和 6 年度事業について、当初国の方に要望した額を、これは令和 5 年度に国の補正予算がついたので、そちらの方に振り替えなさいというような指示がございまして、実際、事業そのものは令和 6 年度には実施しているんですけれども、当初予算ベースでは表れてこないというところで、大きく事業費が令和 7 年度増えたということではございません。

なお、特殊な要因といたしましては、令和 7 年度におきましては橋梁の点検業務、こちらもございます。また、併せまして、橋梁の改修のための設計業務、こちらの金額も非常に大きかったというところもございます、結果的にこの予算書上の前年度当初予算の前年度比較でいきますと、6,000 万円ほどの差異が生じているというところでご理解いただきたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 4 番 土田市子議員。

○4 番（土田市子議員） 障害者福祉に対して町の動向はどのように考えているか、お聞きしたいと思います。先程町長の施政方針のときにも、第 6 期三川町障害者計画の着実な実行を図るということをおっしゃってございました。今後も予算の増額も含めて、町の動向としてはどのように捉えているかをお聞かせ願いたいと思います。

それから橋梁工事の方は、町内で随時工事に入るかと思われませんが、これは何年ぐらいにわたってずっと続くのでしょうか。一応区切りというか、何年度計画というのがあるのでしょうか。町内で架け替えの箇所はまだまだ多いということでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 障害者福祉に関わる町の動向ということでございます。障害者福祉ですけれども、動向としましては、まずは該当する対象人数というか、そういうのはやはり増えていくのかなと考えております。今現在、やはり年々増えているような、対応が必要な方というのが増えておりまして、当然増えていく傾向にあるのかなと考えております。このような方々に対して、必要なサービスというか、対応が適切にできるように、やはり予算を含めて対応していかなければいけないと考えております。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） この橋梁の改修の事業、いつまで終わるのかというお話でございましたけれども、結論から申し上げますと、終わることはないのかなというように捉えております。と言いますのも、当然インフラですので、使い続けなければならない。使うからには当然劣化してくるといのは自然の摂理でございますので、これはもう施設を持ち続ける限り未来永劫生じるものでございます。そのために、5年に一度、本町では橋梁の点検をしております、その中で優先順位をつけながら、ランクとしてはランク1からランク4までランク付けをしながら、4が一番今すぐにも対応しなければならないもの、その次に3、緊急性を要するものということで、優先順位をつけながら改修しております。

これにつきましては、令和8年度、次期の計画策定ということを考えておりまして、その中で優先順位をつけながら、また5年にわたって改修していく橋を選定していくことになるわけですけれども、基本的には既存、すでにある橋を直して使うというのが基本のスタンスになります。ただ、やむなく直すよりも架け替えの方が経済的に有利であるというような、そういったものが認められたものについては、架け替え、あるいはボックスカルバート、コンクリートの箱ですね、箱に置き換える、そういったことも視野に入れながら、トータル的にライフサイクルコストを考えながら、より有利なものを選定していくような形で考えておるところです。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 私の方から4項目ほどお伺いしたいと思います。一般会計補正予算書、16ページ、通し番号でいきますと44ページになります。3款3項1目災害救助費の中にあります国庫支出金等返還金、こちら1万4,000円ということで、こちらの返還要因の方の説明をお願いします。

その下の方になりますが、5款1項1目労働諸費の中にあります内職情報サービス事業負担金1万6,000円、こちらの計上についても説明をお願いします。

続きまして、通し番号でいきますと45ページ、議案書で言いますと17ページになります。6款1項新農業所得構造改革推進事業の中にあります瑞穂の郷づくり事業費補助金、こちらの追加要因の説明をお願いいたします。

続きまして、46ページになります。議案書で言いますと18ページであります。先程来、同僚議員が質問しておりますけれども、9款1項4目防災費の件であります。この地域防災

事業において、先程来答弁では、備品等の購入をするということでありましたが、かなりの数を揃えられるということで、こちらの設置場所の確保であったり、スポットクーラーにおいては同時に使用することを考えられますので、その使用箇所の電源等の工事、容量等ですね、可能なのかどうなのか、また、緊急的な財政措置ということを考えますと、全国的に似たような事案で発注が殺到しているのではないかなというように想像するわけではありますが、その発注した段階での納品、こちらの見通しがどのぐらいの見通しを立てられるのか。本町においては夏時期にですね、水害に対する備えというものが重要になってくるかと思われまます。その際まで間に合うのかどうなのか、その辺の時期的なところを調整されているのかどうか確認をしたいと思います。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 私の方にいくつか質問がございました。まず一つ目の災害救助費の返還金ということで、国庫支出金の返還金ということでございますが、こちら中身といたしましては、令和6年7月の豪雨災害のときに、本町で災害時要援護者の方がいらっしゃいましたけれども、その方を特別養護老人ホームなの花荘の方に受け入れていただきました。その中で、災害救助費の対象となる福祉避難所の提供スタイルといたしましては、体育館のような施設を提供することを想定しているということで、いわゆる特別養護老人ホームのような、要はベッド付きの個室タイプのサービスを提供してしまうと、それは対象外ですよということなんだそうです。そういったこともございまして、今回、私どもの方としては、災害救助費の申請にあたりまして、その部分も含めた形で国の方に申請しておったのですが、今回、精査の結果、そちらの方は対象外ということが判明したことから、その部分を今回返還するという形になります。

続きまして、地域防災事業における備品購入費でございます。こちら先程もご説明したとおり、設置場所につきましては各小学校を想定しておりまして、その中で電源工事が必要なスポットクーラーとかも今回配備するという形になります。当然、一度に複数台のそういった大型電気製品を使うとなると、相当量の電気容量が必要になるだろうなということも理解しておりまして、その辺りについては施設担当の方と協議を進めているところでございます。

それから、同時期に同じように非常に有利な財源、補助金になっているので、注文が殺到して納期がだいぶ遅れてしまうのではないかなというようなご指摘でございました。私どもの方としても、やはりそうなるのかなというような印象でおったんですが、実は山形県内でこの補助金を使って整備するところがそれほど実は多くなくて、ですので、私どもといたしましては、これから発注する形になるので、具体的な納期についてはこれから詰めていく形にはなるんですが、それほど遅くはならないのではないかなというような感触を得ているところでございます。以上でございます。

○議 長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 2点の質問がございました。まず1点目、労働費の内職情報サービス事業負担金の内容、増額の要因でございます。この事業につきましては、庄内南部定住自立圏共生ビジョンに係る連携事業としまして、内職相談事業に係るものを鶴岡市が

設置する鶴岡ワークサポートルームが内職の求人相談、それから求人の開拓、斡旋事業などを行うものでありまして、その負担金ということで、内職の相談業務に係る人件費、それから情報提供に係る事務費などの経費に対して、人口割に応じて負担しているものであります。この度、鶴岡市の方から当該業務に係る職員の賃金が増加したということで、負担金の増額ということで通知がありましたことから、今回、予算を増額させていただいたものでございます。

2点目、6款1項3目の新農業所得構造改革推進事業の追加要因ということでございました。こちらにつきましては、農業収入の増加に伴いまして、農業者の機械の購入意欲が増加したということから、水稻に係る農業機械の導入に対する補助の申請が増えまして、執行見込み額が増加したことから、その予算現額の超過分を補正させていただいたところでございました。実際には、昨年9件に対しまして、今回23件ということで、瑞穂の郷づくり事業の申請がございました。瑞穂の郷づくり事業の中だけでは少し予算が足りなかったわけですが、今回、同じ事業であります園芸等生産向上推進事業等の予算、若干余ったといえますか、残ったところがございましたので、その分を差し引いた分ということで40万円を追加させていただいたところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） それでは、国庫支出金の返還の件から再質問させていただきますが、今回対象外だったということが分かったということで、この時期に補正での返還ということであります。どのぐらいのタイミングで分かっていたのか。あとはこの件数ですね、何件ぐらいの方が対象外となってしまうていたのか、その費用の持ち方についての考え方について説明をお願いします。また、今後避難する際に、対象外であってもそういった避難をさせる対応をするのか、今後の対応に対する影響、こちらの方も伺いたいというように思います。

続きまして、労働費の内職情報サービスの件であります。人件費、賃金の上昇に伴うということで、やはりこれもこの時期に補正するということがもし分かればですが、どういった要因でのこの賃金改定だったのか、この時期でなければならぬ要因があったのかどうか伺いたしたいと思いますし、本町においての内職者情報、どのような形で当局の方に届いているのか、対象者といえますか、どういった方々がこういった情報サービスを利用しているのか、また対象者はどのぐらいいるのかということが、情報が分かれば説明をしたいと思います。

続きまして、瑞穂の郷づくりの関係でありますけれども、やはり米価の上昇に伴う設備投資が活発化して大変喜ばしいことだなというように思いますが、こちらの納期ですね、年度末までにしっかりと対応できるのかどうなのか。また、要望が、例えばですが、予算がもうなくて断るようなケースがあったのかどうなのか、そういった要望について伺いたしたいと思います。

最後になりますが、先程の防災関連の備品についてでありますけれども、かなりの量があるので、その設置場所の確保は本当に大丈夫なのかなと。その辺の確保をされているのかど

うか。また、電源の方も今後相談するということでありましたが、今回のこの事業に併せて補助対象となるような事業はなかったのかどうか。そういった設備の更新といいますか、改築に対しても補助がなかったのかどうか。やはり今後こういった避難グッズでありましたり避難に対する要望であったり、対策が求められる中では、そういった避難場所においてもしっかりとした避難用品を収納しておく場所が必要になってくるのではないかなと思いますけれども、そういった設備に関しての今後の考え方、これで足りるのかなと思います。また、災害時にスムーズに搬出できるような形で収納しておかなければならないと思いますけれども、そこまで考えてのこういったエアベッドが585台などですね、数量を考えてのこの備品の整備状況だったのかどうか、お伺いしたいと思います。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） まずは、災害救助費の国庫支出金返還金についてでございます。まず、いつごろ判明したかということでございますが、こちら判明したのが大体昨年の7月ぐらいでございます。件数につきましては、申し訳ございません、ただいま手元に資料がございませんのでお答えできかねます。

それから、今後の福祉避難所の避難の費用の持ち方に関するご指摘でございました。本町とそれから福祉避難所に関しましては、避難所の提供に関する協定を結んでいるところでございますが、具体的にこういった災害救助費の適用にならない部分の費用負担についての取り決めが、実はその中でははっきり明示されていなかったということもあわせて、今回こういう結果になってしまったということでございます。ただし、避難所の提供につきましては、本町からの要請に基づいてまず設置していただいておりますので、今後もやはり本町の要請に基づいて設置していただくものであれば、やはり本町においてその費用は災害救助費の適用除外の部分につきましては、できる限り本町で持つべきものであろうというように考えておるところでございますが、なお、詳細につきましては、協定書の見直しも含めて、今後の課題、今後詰めさせていただければなというように思っております。

また、避難所の提供の仕方でもあるんですけども、やはり施設そのもののキャパシティといいますか、収容人数の関係もありますので、今回はたまたまベッド付きの避難所の提供ができたわけなんですけれども、満床であればそういったことができないわけですので、必ずしも今回と同じようにはならないのかなというように思います。避難生活が長期にわたる場合も考慮しまして、できる限り快適な避難生活が送れるように配慮をしていきたいと思いますが、早期にすべてが対応可能かと言われると、なかなかそれも難しいところではありますので、今後徐々にですね、その辺りは詰めていきたいなと思っております。

また、スポットクーラーの電源工事の件でございます。こちらは今後話し合っていくということではなくて、もうすでに導入をするという段階において、すでに施設担当課の方とはお話をさせていただいておりますので、まずは大丈夫だろうというように思っております。また、今回そういった部分も補助の対象にならないのかということではございましたが、今回はあくまでも災害用の備品が対象になっておりまして、一部、例えば保管庫的なものも対象になったりはするんですけども、本町の場合、皆さまご存知のとおり、全域が水害の浸水

想定エリアになりますので、例えば浸水想定階数の中にやはりそういった保管庫を整備するという形ですと、逆にせっかく揃えた備品が水没してしまうと、使えないという形になってしまいますので、そうならないように、今回、備品につきましては各学校と相談をさせていただきまして、ギャラリーより上、もしくは2階とか、そういったところへの保管ということでご協力をいただけるということになっております。

そういった部分で、やはり運び出しに関しては少し苦勞する部分もあるかと思われるんですけども、そういった意味では、例えばエアベッドなんかですと、畳んで非常にコンパクトにできますので、そういった意味では今までの段ボールベッドなんかよりははるかに持ち出しは容易になるんだろうなというように考えております。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） まず内職情報サービスの関係でございます。なぜこの時期になったのかということですが、まず賃金の増加に伴いましては、県の人事委員会の勧告に伴うものと捉えております。ただ、時期的に12月というようなこともあったわけですが、鶴岡市の方から連絡があったのが今年に入ってからという形になっておりますので、3月での補正というようにさせていただいたところでございます。こちらの情報提供につきましては、鶴岡ワークサポートルームの方のホームページを介して、利用者の方には周知が図られているという形になってございます。

実際の利用者等なんですが、手元の資料、少し古いんですが、令和6年度の実績でございますが、内職を希望する町民が鶴岡ワークサポートルームに相談した件数につきましては49件というようになっております。そのうち、実際に斡旋に繋がったものということでは、こちらの方では承知はしていないところでございます。ただ、内職数は年々減少傾向にあるということなので伺っているところでございます。

それから、瑞穂の郷づくり事業の件でございますが、実際に申請した方については、年内に機械納品ができる方を対象に補助を行っているところであります。したがって、今、申請のある23人については、3月31日まで納品ができるという前提のもとに申請をいただいている件数になります。それから、年度内に納品がかなわず4月以降に購入するという農家も実際にはいらっしゃいました。そういう方については大変申し訳ないんですがということで、来年度以降に納品になるということなので、来年度の補助申請をお願いするよう促しているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 私から2点ほどお伺いしたいと思います。議案書の通し番号で33ページ、繰越明許費の中の7番であります。物価高騰家計応援クーポン券発行事業。このクーポン券発行事業につきましては、昨年12月の全員協議会から様々説明をいただいております。そのときは全額繰越明許費として計上してあったものかと思っております。また、1月の臨時議会の中では、繰越明許費とは計上されないという経緯がありまして、今回また1億4,000万円ほどの繰越明許費となっております。この経緯、推移について、要因をお伺いしたいと思います。

次に、通し番号で47ページ、ただいまもあった地域防災事業の消耗品、また備品購入についてお伺いします。様々備品を購入、整備が整うものと理解するところではありますが、スポットクーラーを導入するというものであります。体育館で使用する想定かと思えますけれども、その冷房効果というものはどのように認識しておられるか、お伺いしたいと思えます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 物価高騰家計応援クーポンの発行事業についてのご質問でございました。こちらにつきましては、予算ということで1億4,422万8,000円ということで予算を計上させていただいたところではございました。そのうち、当初はその事業を令和8年度になってからということで予定をしていたものを、3月に実施できるようにということで、前倒しをさせていただいた経過がございます。それに伴いまして、令和7年度3月中のうちにはクーポン券の印刷、それから袋詰め、それから各世帯への郵送というところまでを令和7年度、それから実際配布されて使用し、その使用したクーポンを事業者が精算する以降の部分については令和8年度に行うというような整理をさせていただきまして、今回、印刷、袋詰め、郵送費用を除く部分について令和8年度に繰り越しをさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 地域防災事業で購入するスポットクーラーの効果についての見立てでございます。実際入ってくるのはこれからでございますが、先行して入っている小学校などでは選挙などで利用がすでになされておまして、災害時にですね、それよりも多い人数が来れば、やはり効果というのはなかなか感じられないケースも可能性としてはあるんですが、選挙で使われた状況をお聞きいたしますと、なかなか快適に仕事できたというお話はお伺いしております。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 家計応援クーポンの件でありますけれども、やはりこういったクーポン発行の際は、経費の縮小というのがすごく課題になってきたかと思えます。改めてお伺いしたいのは、この発行額面に対して経費というものはどのくらいかかっているのか。当初、6月発行の予定が3月に発行できたということは、非常に住民の方々も喜ばしいことではあるんですけれども、当初の説明では人手不足、また委託先の人手不足等を要因と説明を受けたわけなんですけれども、3月発行に早めるといったことで、経費のかかり増し等はなかったのかどうか、確認させていただければと思います。

また、スポットクーラーの件であります。私も昨年、選挙の際にその効果というものを実際目の当たりにしました。実際体育館に10名ほどいても、なかなか涼しい風というものを私は感じられなかったんですけれども、それが一斉に何十人、何百人と避難する体育館の中でスポットクーラーが2台、3台動いたところで、冷房効果というのは非常に難しいのではないかと感じているところです。近年の猛暑の影響で、小学生の体育の授業といったものも難しくなっていると。プールの授業もできない、体育館の中も暑すぎて体育の授業はでき

ないという傾向を踏まえて、体育館へ空調設備、エアコンの設置が進んでいる自治体もあると伺っておりますけれども、やはりこのスポットクーラーでなければならなかったのかどうか、また、本格的な空調設備の整備は考えられなかったのかどうか、お伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） クーポン券発行に係る事務費の部分でございました。額面に対する事務費、実際にクーポン券の場合は3%ということでありました。実際におこめ券や現金給付の場合は、それ以上の事務費が発生したというところでありましたが、クーポン券については3%にとどめることができたということでありました。

それから、かかり増し経費につきましては他市町村も3月に前倒しするというようなことで、事業者もその辺を理解してくれまして、事業者の努力によりまして、また商工会の努力によりまして、かかり増し経費はかからないで、予定どおりの事務で推移しているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 暑熱対策といたしましての学校施設への体育館施設へのエアコンの整備も考えられなかったのかなというようなご質問でございました。今回につきましては、まずは暑くなったら、例えば具合が悪くなつた方にこの風に当たってもらって涼しくしてもらおうとか、全体を涼しくするというよりは、まずはスポットとして、スポットクーラーとしての役割を想定しての購入でございましたので、学校体育施設全体へのエアコンの設置については検討しなかったところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから採決します。各会計補正予算5件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第4号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第8号）」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第4号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第5号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第5号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第6号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第6号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第7号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第7号「令和7年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第8号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第8号「令和7年度三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。日程第12から日程第16までの以上5件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第12から日程第16までの以上5件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第12、議第9号「令和8年度三川町一般会計予算」、日程第13、議第10号「令和8年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第14、議第11号「令和8年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第15、議第12号「令和8年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第16、議第13号「令和8年度三川町下水道事業会計予算」、以上5件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、令和8年度三川町一般会計予算及び各特別会計予算3件、並びに下水道事業会計、以上5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第9号「令和8年度三川町一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億8,900万円といたすものであります。

次に、地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、2億5,950

万円と定めたところであります。

一時借入金については、借り入れの最高額を3億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用について規定いたしましたものであります。

令和8年度の一般会計予算総額は、前年度予算に対しまして、7,300万円、率にして1.3%の減となっております。

歳出予算の主な増額要因といたしましては、1款総務費の戸籍住民基本台帳費、3款民生費の社会福祉総務費、4款衛生費の塵埃処理費、8款土木費の除雪対策費及び10款教育費の学校管理費、学校給食費などの増額であります。

なお、減額要因といたしましては、1款総務費の電子計算費、6款農林水産業費の農政対策費、7款商工費のいろり火の里施設費、8款土木費の道路新設改良費、橋梁維持費及び9款消防費の常備消防費などの減額であります。

次に、議第10号「令和8年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,010万円とし、一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、経費の金額の流用について規定いたしましたものであります。

令和8年度の国民健康保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして3,330万円、率にして4.8%の増となっております。

次に、議第11号「令和8年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,580万円といたしまして、前年度当初予算に対しまして2,880万円、率にして24.6%の増となっております。

次に、議第12号「令和8年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,170万円とし、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、経費の金額の流用について規定いたしましたものであります。

令和8年度の介護保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして910万円、率にして1.0%の増となっております。

次に、議第13号「令和8年度三川町下水道事業会計予算」について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を3億8,414万4,000円、支出を3億9,034万4,000円と定め、収益的収入が収益的支出に対して不足する額620万円は企業債の借り入れを充てることとし、資本金的収入及び支出の予定額につきましては、収入を2億2,589万5,000円、支出を3億6,431万2,000円と定め、資本金的収入が資本金的支出に対して不足する額1億3,841万7,000円は、消費税及び地方消費税資本金的収支調整額と、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

企業債につきましては、その目的ごとに限度額を定めており、下水道事業債は3,640万円、資本費平準化債は5,570万円、公営企業会計適用債は620万円と設定したところであります。

また、一時借入金の限度額につきましては1億5,000万円とし、予定支出の流用につきましては、流用ができる場合については第1款下水道事業費用及び第1款資本的支出の各項に係る予定額に過不足が生じた場合における各同一款内での各項間と定め、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費といたしたものであります。

以上、議第9号から議第13号まで、一括にご提案申し上げましたが、その詳細につきましては、予算説明書の各会計の予算概要等に記載のとおりでございます。

また、細部につきましては、審議の過程で、所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、本件の提案理由の説明を終了します。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。本件については予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において議長を除く9人の議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く9人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました件については会議規則第45条第1項の規定により、3月17日までに審査を終るよう期限を付けることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は3月17日までに審査を終るよう期限を付けることに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会します。

（午後 2時10分）

令和8年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和8年3月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員 2番 鈴木 淳士 議員 3番 小林 茂吉 議員
4番 土田 市子 議員 5番 小野寺 正樹 議員 6番 佐久間 千佳 議員
7番 砂田 茂 議員 8番 佐竹 優子 議員 9番 鈴木 重行 議員
10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	佐藤 亮 副 町 長
齋藤 正志 教 育 長	中條 一之 総 務 課 長
鈴木 亨 総務課危機管理室長	鈴木 武仁 企 画 調 整 課 長
本多 由紀 町民課長兼 会計管理者兼会計課長	齋藤 一哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加藤 恵美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅原 勲 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長
本間 純 建 設 環 境 課 長	渋谷 淳 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 兼 文 化 交 流 館 長 併 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 所 長
黒田 浩 監 査 委 員	大川 里美 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤 善幸 議 会 事 務 局 長	林 愛 書 記
遠渡 蓮 書 記	高橋 歩 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 2 日 3月11日(水) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 4名

○ 散 会

○議長（町野昌弘議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（町野昌弘議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は、9名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は、日程の都合上4名の議員より一般質問を行い、後の5名の議員については、3日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき、1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は、簡潔に要点を、また、答弁者は、明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、5番 小野寺正樹議員、登壇願います。5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員）

- | | |
|--|--|
| 1. 三川町出身者との繋がり
を強くするための体制整備
について | 1. 三川町出身者等との繋がりを強化するための、デジタルを
活用した継続的な連携体制構築について伺う。

2. ふるさと人材バンクの創設について伺う。

3. Uターン・Iターン促進策について伺う。

4. ふるさと応援寄附金のPRについて伺う。 |
| 2. 松くい虫被害に対する町
の対応策について | 1. 庄内地域では、松くい虫被害が続いているが、三川町内の
公園、街路樹などの被害状況、調査、そして町としてのリス
ク評価をどのように行っているのか具体的な対策について伺
う。 |

一般質問前ではありますが、大震災から15年目の節目を迎えました。あの日を忘れず、亡くなられた方々へ心より追悼の意を表します。

令和8年第2回三川町議会定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

質問事項1、三川町出身者との繋がりを強くするための体制整備について。

1、三川町出身者等との繋がりを強化するための、デジタルを活用した継続的な連携体制構築について伺います。

2、ふるさと人材バンクの創設について伺います。

3、Uターン・Iターン促進策について伺います。

4、ふるさと応援寄附金のPRについて伺います。

質問事項2、松くい虫被害に対する町の対応策について。

1、庄内地域では、松くい虫被害が続いていますが、三川町内の公園、街路樹などの被害状況、調査、そして町としてのリスク評価をどのように行っているのか具体的な対策について伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の三川町出身者との体制整備強化について、1点目のデジタルを活用した連携体制構築に関するご質問であります。人口減少が進む中、本町を離れた方々との継続的な繋がりは、重要であると認識いたしております。県外に住んでいても、三川町を思い、応援してくださる方々は、本町にとっては大切な「関係人口」であります。

デジタル技術を活用した連携体制の構築といたしましては、町広報紙や二十歳のつどいの配布物、三川町70周年記念ガイドブック「なかなか三川町」等に町のホームページ等のQRコードを掲載し、町政情報やイベント情報の発信に取り組んでおります。今後、県外に暮らす本町出身者との繋がりの場である望郷みかわ会や、ふるさと納税協力者へチラシ等を通じて登録の啓発を行い、県外から本町を応援してくださる方々を増やすと同時に、その繋がりを強化していきたいと考えております。

次に、2点目のふるさと人材バンクの創設に関するご質問であります。本町出身者や本町に興味関心がある方々が各分野で培ってこられた知識や経験、人脈は貴重な財産であると認識いたしております。また、その力を地域づくりに生かす仕組みとして、人材バンクの取り組みは有効な方策であると考えております。

具体的には「町づくりアドバイザー」や、「観光大使」として、地域外からの視点や助言を町政や地域振興に反映できる有効な取り組みとして考えているところであります。しかしながら、制度化にあたりましては、登録基準の設定、活動内容の明確化、個人情報の適切な管理、謝金など、事前に十分検討すべき課題が多くあります。また、どのような分野でどのようなニーズがあるのかを整理することが重要であり、オンラインを活用した助言や意見交換など、負担の少ない形での参画についても検討する必要がありますので、実効性と継続性を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目のUターン・Iターン促進策に関するご質問であります。本町の移住・定住促進につきましては、一般的なUターン・Iターンという区分にとどまらず、本町独自の「Mターン戦略」として取り組んでいるところであります。このMターンとは、町外に進学・就職した若者が本町に戻るUターン、町外から移り住むIターン、更には庄内地域内での移動や関係人口の拡大までを含め、町と多様な形で関わる人を増やしていく総合的な戦略であります。具体的には、雇用創出と人材育成、人の流れの創出と定住化促進、若者の希望に応える環境の創出、安全・安心に暮らせる地域づくりを進め、移住したい町、住み続けたい町として選ばれる町を目指しております。

今後も、このMターン戦略を軸に、移住・定住の促進を進め、持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、4点目のふるさと応援寄附金のPRに関するご質問でございますが、本町のふるさと応援寄附金の推進につきましては、主要なふるさと納税ポータルサイトである「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「さとふる」等を活用し、返礼品のPRを図るとともに、掲載内容の一層の充実を図っております。

具体的には、写真の高品質化をはじめ、生産者の紹介や栽培方法の特徴などを丁寧に発信することで、本町の返礼品や取り組みに対し、より多くの方々に興味や関心を持っていただけるよう、情報発信の強化に努めているところであります。

ふるさと応援寄附金につきましては、本町と県外で暮らす本町出身者とを繋ぐ大切な事業の一つであり、本町の財源確保や関係人口の拡大の観点からも大変重要な施策であると捉えております。

現在、望郷みかわ会等を通じて、本町出身者にふるさと応援寄附金へのご協力をお願いしているところでありますが、引き続き町内事業者の協力を得ながら、本町の魅力ある返礼品を効果的に情報発信することにより、本町を応援してくださる方々を増やして、ふるさと応援寄附金の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

質問事項2の松くい虫被害に対する対応策について、町内の公園、街路樹などの被害状況、調査、対策等に関するご質問でございますが、一部の公園や学校施設、道路敷に隣接する官地などの松に被害が認められているところであります。

現在の庄内地域における松枯れ被害の拡大を踏まえ、樹木の維持管理を委託している業者や団体からの報告、職員によるパトロール、町民からの情報などを基に、発生について引き続き注視してまいるとともに、被害が確認された場合は、樹木の高さや枝張りの具合、幹の腐朽状況、倒木した場合に周囲へ与え得る影響などを、造園業者からの助言を得ながら総合的に判断して、速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） それでは、再質問いたします。

本日は、望郷みかわ会の会員数増加や地元出身者等の活躍の場づくりを目的とした地方創生の新しい視点として、地元を離れた若者の知見を地域の力として生かす仕組みづくりについて質問いたします。望郷みかわ会は、三川町出身者が町外から町を応援してくれる貴重なネットワークです。しかし、現状では年1回の交流や情報発信にとどまり、潜在力を十分に生かしきれていないのではないのでしょうか。年々高齢化の影響もあり、会員の減少に歯止めがかからないとも聞いています。また、三川町としても、人口減少、担い手不足が進む中、町外のふるさと応援団を戦略的に活用することが、町長も言っていましたように、関係人口を増やすことは必要不可欠であると私も思います。

私たちの町では、進学や就職を機に多くの若者が町を離れています。しかし、私はこの減少を失われた人材と捉えるのではなく、外で育った力を地元還元していただくチャンスだ

と捉えるべきだと感じております。若者が町を離れた理由は様々です。先程言ったとおり、進学のため、仕事のため、新しい挑戦のため。しかし、町を離れた若者の多くは、今も心のどこかで地元貢献したいという思いを持っているのではないのでしょうか。では、なぜ関わっていないのか。それは関わる仕組みが整っていないからではないのでしょうか。

そこで私は、町外にいる若者を三つのタイプに分けて考える必要があると考えています。一つ目は、都市部で働く若手社会人です。ITやデザイン、マーケティングなど、地域に不足するスキルを持っている人材です。また、二つ目は大学生や大学院生です。研究をテーマとして地域課題に取り組むことができる人材です。そして三つ目は、海外で経験を積んだ若者です。国際的な視点を持ち、観光や産業振興に生かせる人材です。これらの若者の力を生かすためには、行政が受け皿を整えることが不可欠ではないのでしょうか。

それではまず初めに、デジタルを活用した継続的な連携体制について再度伺いますけれども、三川町では私もLINEなど登録しておりますが、LINEでは町政情報やイベント情報など、いつでも知ることができ、大変助かっています。現在の登録者など、どのくらいの方が登録しているのか、また町外の割合など分かればお願いいたしますし、先程町長答弁では二十歳のつどい等でもそういった情報を流しているといったような話もありました。例えば、具体的に二十歳のつどいでどのようなデジタルを使っての情報発信をしているのか分かればお伺いいたしますし、あと、答弁の方では「なかなか三川町」といったような記念冊子も話が出ていたようです。それを通じて、例えばどのようなデジタル活用の発信をしているのか、まずは分かればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） LINE登録者数のご質問からお答えしたいと思います。LINE登録者数は現在2,558人の登録となっております。その内訳であります、町外、町内での割合ということでお答えしますけれども、これもまた細分するのが非常に難しい仕組みでありまして、山形県内の登録者という形になりますが、約9割、90%くらいの方が山形県内の方であります。また、東京都の方が2%くらい、宮城県の方が1%くらい、それから不明の方が5%くらいという形になっている状況でございます。

それから、二十歳のつどい、それから「なかなか三川町」でのデジタルの発信の方法ということでございました。こちらの方は、二十歳のつどいに関しましては、封筒に町のQRコードを掲載しておりますし、「なかなか三川町」の方にも町のLINE登録であったり、観光協会、町のホームページ等のQRコードを印刷しているところでございます。そういった形で広く啓発に努めている状況でございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。こうした仕組みがあれば、町外にいる若者がいつでも情報を得ることができ、興味を持つと思います。今後とも登録者数の増加、そして情報発信等を検討してお願いしたいと思っております。先程言った数字を聞いてびっくりしたんですけれども、2,558名の方が登録になっているといった部分で、やはりそういった部分では皆さん関心を持っているといった部分でありますし、ぜひそういった若者の意見

も今後そういったデジタルを使って取り入れられるような場があればまたありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そういった問題を三川町総合計画での課題をプロジェクトとして提示し、若者が参加しやすくする仕組みづくり、例えばオンラインで参加できる公式ルートの整備なども考えられると思います。自分にもできることがあると感じ、分かりやすく、関わりやすくなるのではないのでしょうか。更に、若者の知見を地域産業に接続する取り組みも重要です。地元企業のデジタル化支援、SNS やデザインを生かしたマーケティング支援、副業、兼業として関わりを補足する制度、大学との連携による研究プロジェクト、こうした取り組みは、地域の産業力を底上げし、町の未来を支える大きな力になると思われま。

町の未来をつくるのは、今ここに住む私たちだけではありません。町を離れた若者もまた、私たちの大切な仲間です。外で育った若者の力を地域の未来に繋げる。そのための仕組みづくりを検討していただきたいと思いますが、私はやはり若者の意見というのはまだまだ限らない伸び代だと思っております。しかしながら、若者だけでもないのは十分私も理解しております。例えば、地元に戻り、高齢者との話し合いの場などもあります。様々な意見があり、高齢者の皆さんも自分たちにもできることがまだまだあるといったようなご意見もいただいております。ぜひ、そういった若者だけでなく、町民全体の意見を吸い上げる場もあれば、今後ますますありがたいと私は思っております。ぜひそういった部分の考え方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ふるさと人材バンクの創設についてお聞きしますが、町長答弁でも前向きなご答弁ありがとうございました。望郷みかわ会や町出身者等の専門性、例えば農業、IT、教育、医療、経営などの専門性を生かし、各部門ごとにデータベース化し、町の課題に応じて外部人材として協力を依頼できる仕組みや、町内の学校や企業とのマッチングも可能であり、町外の出身者を知恵と力のパートナーとして活躍を求めてはいかがでしょうか。関係性の繋がりを強めていくには、一定の予算措置が必要になる場合があるかと思ひます。もちろん、財政状況や優先順位もある中で、すぐに大きな事業化を求めるものではありません。ただし、町外の知見を生かす取り組みについては、何らかの形で検討のテーブルに載せていただければと感じております。

本格的な制度づくりには時間がかかると私も理解しておりますし、先程答弁でもそういったルールづくりが大切だといったような話も聞いておりました。しかし、その一方で、まずは小さな一歩として、町外の若者との、例えばオンライン講座、座談会や地域課題をテーマにした小規模なワークショップなど、試行的な取り組みから始めることも可能ではないでしょうか。再度見解を伺いたいと思ひます。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 具体的な取り組みの内容まで提案していただきまして、それを参考にしていきたいと思うところでございますが、まず、ふるさと人材バンクの活用のことについてでございます。ふるさと人材バンクにつきましては、先程答弁の中にもありましたが、議員からの話もありましたように、本町にゆかりのある方々や本町に関心のある方々、

そういった方々の知識、経験をまちづくりに生かしていくという有効な取り組みの一つだというように認識しております。

とりわけ、専門的な知識や幅広いネットワークを持っている方につきましては、まちづくりアドバイザーとして、また、先程町長答弁にもありましたように、本町にゆかりがあつて、今まで方言大会等にも絡んできた先生方もいらっしゃいますので、そういった方々も含めて、例えば観光大使にするだとか、そういった具体的なところもあるかと思ひます。

ただ、やはりそういったものを進めていくためには、ルールづくりが大切というように思ひます。制度化にあつては、登録基準あるいは活動内容の明確化、個人情報管理、ニーズや活動内容、そういった様々なことを十分検討した上で、また、登録して終わりではなく、形骸化しないように、登録の更新、その都度のニーズなどを定期的に把握する必要性もあるかと思ひます。そういったことも含め、実効性や仕組みづくりを十分検討した上で実施していくことが大切かというように思ひしております。

また、二つ目、若者との繋がりを強め、試行的な取り組みというようなお質問かなというように思ひます。若者の意見をやはり取り入れるということは非常に重要であり、以前の一般質問でも各議員の方々から同じような質問をいただいた記憶がございます。そういった中で、どのように若者の意見を取り入れるかというところが重要であるかと思ひます。その一つが、デジタルを活用した取り組み、SNS等を活用して若者の意見を取り入れるというところが非常に重要になってくるのかなというように思ひます。

ただ、一方で、進学や就職したその若者との繋がりというところは、非常にどのように繋がりを持って繋がりを持ていくのかということも重要になってくるかと思ひます。基本的には、やはり住民基本台帳上で転出後の居住を継続的に把握するということは、今の状況では、今の社会情勢の中では個人情報の管理もありますので、その仕組みは無理なわけでは、ないです。そういった中で、非常に重要になってくるのが、やはり若者の方から自主的な登録や参加というところが私は重要になってくるのかなというように思ひます。

また、行政側が若者と何をするのか、若者に何を求めるのか、更に意見を聞いた後に、その意見をどのように反映させるのか、行政側の意識、整理も重要なのかなというように思ひます。やはり若者による自主的、自発的な関わりと一緒に、行政側がどう若者と関わっていくのかということを整理する必要があるというように思ひしております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。やはり若者との繋がりに関しては、私と考え方が全く同じだと思ひしております。今の答弁でも、まちづくりアドバイザー、あと観光大使といったような言葉が出たように感じておりました。特に新しい発想といった部分で、私は大変うれしく、共感できる部分だと思ひしております。やはり誰もが町で、先程から言っているように、何か力になりたい、しかしながら、自分を認めてくれる何かがないと、なかなかその一歩を踏み出せないと思ひしております。ですので、そういったまちづくりアドバイザーとか観光大使的な考え方はぜひ前向きに進めてもらえればと思ひしておりますので、よろしくお願ひしますし、また、先程から答弁しているように、ルールづくりをしっかりと

ていただきながら、行政との繋がりとの関係性をいかに構築していくかが大切な部分だと思っておりますので、よろしく申し上げます。そして、私も議会の立場から協力することがあれば、積極的に関わっていきたくて考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、Uターン・Iターン促進のための移住支援金等に関して伺いたいと思います。この事業を推し進めるためには、まずは町内企業との就職マッチングや望郷みかわ会会員などの限定移住相談窓口の設立だと思っております。町外出身者は将来的な移住、帰郷の有力な候補者でもあります。例えば、お試し住宅の優先利用など、帰郷を後押しする仕組みを検討するのもいかがでしょうか。「いつか帰りたい」を「帰れる」「帰りやすい」に変える仕組みづくりも必要と考えます。例えば、函館市の移住支援金に関しては、東京圏からの移住者に対して最大100万円の支援金の支給制度もあり、しかし条件としましては5年以上移住する意思があるかなどが謳われておりました。三川町としても移住者に対して支援金があるようですが、より多くの希望者を募るような打開策も考えてみる必要があると考えます。

先程答弁にもありましたように、Mターン戦略として取り組んでいるのも承知しているところではございますが、更なる拡大を推し進める第二の矢、第三の矢を打ち出していく必要があるのではないのでしょうか。今回のアイデアは一部の町民の方から意見をいただいたものであり、若者のみならず地域を盛り上げるために自分たちにできることがまだまだあり、自らが地域づくりに一翼担いたいといったものでした。地域は昔ながらの空き家が増え始め、そこを利用した食事の提供など、地域の食文化を発信する場などといった意見も出されました。自らが生きがいの持てる働き方を考えての意見でした。私は老若男女問わず、まだまだ三川愛の強い方はいるものだと感心しましたが、まちづくりの当主であります町長より再度見解を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいまの小野寺議員の質問の中で、自らが本町における人口減少の中でのUターン、Iターン、あるいは移住定住ということについての非常に前向きなそういうご質問でもあるというように受けとめたところでもあります。先程来でございますように、本町出身者、特に望郷みかわ会の会員の皆さんとも、私も年に数回様々な形で懇談をさせていただきながら、出身者の状況等も聞かせていただいております。その中においては、先程来あるとおり、会員の減少、そして世代の中においてもやはり、社会の中における一定の役割を果たした方々が現在の望郷みかわ会の会員、そして総会に参加されるというのが実情のようであります。

そうしたことからいたしましても、今までは出身の本町における各世帯に三川町から町外、県外に在住されている方々を紹介していただきたいというようなことで、何とか関係人口の維持を図る取り組みも行ったところでもあります。しかしながら、現状からいたしますと、なかなかその望郷みかわ会の役員、そういった体制についても非常に年代がそれぞれ、年が高齢になるというようなことから、望郷みかわ会の組織のあり方ということについても非常にご苦労されているのだなというような感じをいたしたところであります。

こうした中において、現在、団塊の世代の方々が中心となった望郷みかわ会の組織であり

ますが、そういった中において、若い世代の方々も確実にこの総会等に出席をされているというようなことから、現状においては町内でのその会員の皆さんとの繋がりということでの今後お互いの情報共有が図られるというような段階に来ているのかなというように思います。こうしたことで、本町で実施しております二十歳のつどいも含めたこれらの出身者の方々からの様々な情報を得ながら、何とか三川町との関係をどんどん広げていただけるというような基礎的な条件は揃っているというように思っております。しかしながら、その先ということからいたしますと、先程来ありますとおり、町の役割というものが非常に重要になってくるのかなというように私は感じたところでもあります。

実は山形県でも、人口減少におけるこれからの地域のあり方ということからすると、やはり関係人口をいかに確保するかというようなことで、庄内地域においても各市、町においては様々な取り組みを行っております。遊佐町では、町出身の若い世代の方々と、東京あるいは首都圏で様々な意見交換をしているというような事例もあったようでありますので、本町では望郷みかわ会を通じた人の繋がりということで機会はあるわけではありますが、そういった面において小野寺議員からありました意見について、町としても十分受けとめながら、これからどういう形が一番関係人口の確保に繋がられるかということをも十分検討させていただきたいと、このように思うところであります。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。やはり私も町長が言ったとおり、関係人口をどうするのか、やはりそこに限って大きな問題がかかっていると思っております。地域を元気づけるのは若者だけではありません。地域住民が結束し、まちづくりを進め、誰もが生きがいとゆとりを持てる社会を目指していきたいと思っております。ありがとうございました。

次に、ふるさと納税と連携強化について再度伺いたいと思います。三川町出身者等は、ふるさと納税の重要な支援者でもあります。ふるさと納税と連携強化について再度質問いたしますが、望郷みかわ会を中心に寄附の使い道レポートを会員向けに発行したり、会員が気楽に参加できるクラウドファンディング型ふるさと納税を導入するのも良いのではないのでしょうか。三川町が抱える具体的な課題やプロジェクトに対して、寄附の用途を明確にし、支援を募る仕組みで、通常のふるさと納税同様、税控除を受けながら共感した事業への直接寄附ができる点が最大の特徴であり、三川町出身者にとっては大きな関心事の一つではないのでしょうか。通常のふるさと納税同様に進めてみてはいかがでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） クラウドファンディングの町全体での取り組みの仕方といいますか、体制づくりという部分で私の方からお答えをさせていただきたいというように思います。クラウドファンディングにつきましては、自治体に取り組む事業や地域課題に対し、広くその情報を伝達しまして、広く町民または町民以外の方々からも含め資金を募る仕組みということで、様々な行政の方で取り組みが今盛んに広まっているというように認識し

ておりますし、関係人口の創出や交流人口の拡大にも繋がる事業だというように思っております。

一方で、本町におきましては、このクラウドファンディングにつきましてはまだ実績はございません。実施にあたっては、事業の趣旨を分かりやすく発信すること、目標金額の設定、寄附者への説明など、一定の準備や体制づくりが必要になってくるというように思っております。また、具体的な活用の可能性といたしましては、例えば、今、議員の方からもありましたように、町の魅力発信に繋がるPR事業、それから若者が関わる地域活動、そういった地域資源を生かした、あるいは町内の方々から共感していただけるようなテーマを設定して取り組んでいくということが重要になってくるというようにも考えております。

今後、先進自治体がどのような取り組みでこういった活動をしているのかも含めまして、本町においてこういった活用ができるのか、今後、可能性について研究してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。町の魅力を推し進めるといった部分で、私も思いますに、やはり三川町の魅力というのは、この雄大な農地だと思っております。三川町の基幹産業である農業、まだまだ私は伸びる魅力が十分にあると思っております。ぜひそういった部分も私は検討の一つだと思っておりますし、魅力を発信するにはやはり地元が一番の魅力をいかに発揮するか、いかに宣伝していくかだと私は思っております。

今、答弁いただいた企画調整課の人数も私は知っております。言ったように、今の、確かに企画調整課だけで何とかできるような問題では私はないと思っております。やはりそういった部分で繋がり、特に産業振興課とか、そういった部分、例えば健康づくりから考えれば健康福祉課といった考え方もあると思います。そういった横の繋がり連携をしっかりと積み上げながら、そういった一つのテーマを絞っていくのも、私は一つの課題を探るためには大きな解決策になると思っておりますので、ぜひ今後ともそういった検討もよろしくお願ひしたいと思います。

行政が本気で関係人口を育てる姿勢を示し、人口減少が進む今こそ、町外にいる三川町出身者は大きな力になり財産になります。望郷みかわ会との繋がりを年1回の交流から町の未来をともにつくるパートナーシップへ進化させるべきではないでしょうか。町として積極的に関係人口を育て、地域の持続可能性を高める取り組みを進めていただきたいと思います。ぜひ、次年度の望郷みかわ会前の総会時には時間を調整し、意見交換ができる場を提供してもらおうなど、特に相手方もおりますので、可能な範囲で考えてもらえればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、質問2の三川町における松くい虫被害状況について再質問させていただきますが、松くい虫はマツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウを病原体とする伝染病で線虫は移動できないが、松を弱らせ、繁殖の弱点をお互いに補って松枯れが爆発的に増加していることが分かっておりますが、松くい虫対策は自治体単独だけでは限界があり、庄内地域との連携体制が必要不可欠であります。酒田市、鶴岡市、庄内町、遊佐町、そして

山形県との情報共有や連帯体制について伺いますが、庄内地域全体での防除計画に本町がどのように関わり、どのような役割を果たしているのか、まずはお聞かせ願いたいと思いますし、また、参考までに、三川町、近隣市町では、個人管理の松くい虫被害には助成は出ているのでしょうか。再度答弁を願いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 庄内地域におきましては、海岸林をはじめとした松くい虫被害による松枯れが発生しており、森林環境の保全、それから景観の維持、更には防災の観点から重要な課題であると認識しているところでございます。近年、海岸沿いの防風林、防砂林を中心に松くい虫の被害が深刻化しており、県では被害木の伐採、それから害虫に抵抗のあるクロマツの植栽などを含めた被害防止対策を強化する動きがあると承知しております。

県として、近日中に庄内海岸再生プロジェクト会議を立ち上げ、県と市町村、関係機関と一丸となって再生及び保全の取り組みを進めるという方針を伺っておりまして、本町といたしましても、県の考えのもとにその役割を果たしてまいりたいと考えているところでございます。なお、県では山形県松くい虫被害防止対策推進計画というものを定めまして、現在、県内の森林の面積の28%に当たる約4,700ha、24自治体が被害の防止対策の対象となっております。森林のない本町につきましては、庄内で唯一その対象から外れており、県の被害防止対策の対象には含まれていないところであります。

それから、個人の管理する松の伐採等に対する支援ということでございます。近隣市町の実況であります。先程申しましたとおり、本町以外は県の松くい虫被害防止対策推進計画に定める対象エリアに入っているということもありまして、個人が所有する樹木について一体的に考え、伐採や処分に対する支援をすでに行っているところ、それから今後検討するところがあると伺っているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 山形県では24自治体が該当しているといった部分で、庄内に関しては、三川町は外れてしまったといったような中身だと思っております。というのは、例えば庄内だけで考えますと、三川町以外の市町に関しては、そういった個人にも該当があるといった解釈でよろしいでしょうか。再度伺います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 他の自治体の状況を見ますと、県の対象になっている市町村と申し上げましたが、同じ市町村の中でも対象となっているエリアがございます。エリアにつきましては、県の防除の対象になりますけれども、それから外れたところについては、それぞれ市町村の独自の判断で支援をするというような形になっていると認識しております。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 十分理解はしていますけれども、市町村で例えば山があるかないかの違いのような感じがしておりますが、三川町としましては、例えば川を挟んでの隣り合わせの三川町は該当ならず、川の向こうは該当になるような考え方かなと、なかなか理解に苦しむところではあります。庄内全体として取り組まなければならない課題があるにも関

ならず、三川町がなぜ外されたか、なかなか理解に苦しむところではありますが、先般の臨時議会の中身にもありましたが、松くい虫による倒木の危険性から伐採費用なども含め 200 万円からの支出もあり、昨日の補正予算でも 160 万円からの計画がされているようでした。

町では、協働のまちづくり推進事業の一環として、公共性の高い区域から聞き取り調査を行い、すでに昨日の話では 8 件の申し出があり、予想を上回る申し入れが町内会を通じてあったといったような答弁を昨日聞いておりましたけれども、今後、私は、この 8 件にとどまらず、このような三川町が例外になった場合は、今後ますます多大な費用の発生が危惧されると私は感じております。といいますのも、やはり松くい虫は今回特にこのような被害の大きくなった要因には、実は 5 年前からそういった松くい虫の被害がありまして、それを真剣に考えなかった県に一番の責任が私はあると思っております。

そういった部分で、今、三川町がこういったエリアから外れてしまったと言いますと、特にそういった海からの風に乗って、そういった森林からの風が三川町に来た場合、三川町では防ぎようがないといった部分だけは、私は先程から言っているように、多大な費用が今後ますます発生すると想定されますので、ぜひそういった部分からもいま一度県の方に掛け合いなどできれば大変ありがたいとは思っておりますが、町民の方々からは、昨日の見解でも、なかなか個人までには支援が厳しいといったようなご答弁を昨日の意見の中で聞いておりましたが、しかしながら、個人からは、管理する被害木に関して、なかなか伐採するのに大きな出費がかさむため、費用の面からも困っているといったような声を耳にします。そのため、なかなか手をこまねいて伐採までにかかれぬといったような話を聞いております。

町として財政的に大変厳しい旨は十分理解しております。しかし、本町に点在する松は、景観や防災の観点からも重要な資源であります。松くい虫対策は、被害が出てからでは遅く、早期発見、そして敏速な対応が鍵となります。三川町の貴重な松を守り、次世代に引き継ぐためにも、町と住民、そして地域全体が連携した取り組みが必要です。例えば、アメシロ防除と同様、三川町独自策として、個人宅までの一部の薬剤の助成措置などはできないでしょうか。再度伺いたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 本町の松くい虫被害に対する支援につきましての基本的な考え方がありますが、まず、昨日の答弁でもありましたが、公共の施設や公共性の高い場所についての松くい虫被害につきましては、協働のまちづくり推進事業で対応しているところでございますが、個人が所有する樹木については、原則、所有者自らが適切に管理し、対応していくものであるという考えでございます。これについては、私有財産の管理の責任の観点から、本町がこれまで一貫してきた基本的な方針であります。

本町では、現時点で表立ってそういうような伐採に対しての支援というものの問い合わせは来ていないところでございます。個人宅についての支援は来ていないということでございますが、これは私有地の松については、先代を含め所有者の意思のもとに植栽されたものであり、その管理や対応については、当然個人が対応すべきものという認識が町民の間で共有されているということと受けとめているところでございます。

先程防除に対する支援ということでありました。防除対策につきましては、木の幹に穴をあけ、薬剤を注入する方法があり、1回の注入で6年から7年程度の予防効果があるというようなことは伺っておりますが、薬剤が高価であり、作業についても特殊であるために業者が対応するものと伺っているところでございます。そして、1度松枯れの状況が発生した松については効果がないということも伺っているところでございます。見た目では分かりにくい松枯れの判断は、やはり造園業者の方に委ね、対応すべきものと考えるところでございませぬ。

そういったこともあり、松くい虫の予防については、個人が所有する松ということで、所有者が対応すべきものという考えから、現時点では支援を考えていないところでございますが、今後の対応につきましては慎重に検討し、判断してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。ぜひ前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思います。例えば町内会でアメシロ防除が一斉に執り行われるのは、やはりそういった近隣の住宅から被害が発生するといった部分で、全体として消毒していかないと収まらないといったような過程から、そういった共同防除が進んでいるかと思っております。

特にアメシロに関しては、新年度から防除薬も変わるといったような話も聞いておりますし、それに関しても効果があり、なかなか口頭でそういった費用面でも厳しいんだといったような話は聞いておりますが、今、課長の方からも答弁がありましたとおり、やはりこういった薬剤は特殊で高価だと私も聞いております。殺虫効果のある薬剤を使った防除などは、先日、山形新聞の方にも載っていましたが、県の方で防除方法などの講習会も行っていただけるといったような話がありました。それにも確かに幹に穴をあけ、殺虫剤の薬剤を押し込むといいましょか、そういった効果もあって、やはり今言われたとおり、6年から7年間ぐらいの効果があるといったような話が出ておりました。

私は、今後、検討材料の一つといった部分の中では、例えば緊急性を要する部分もありますので、今、三川町では、例えばできる範囲は何なのかといった部分も考えるべきではないでしょうか。例えば、今現在、個人までの薬剤の助成は大変厳しいんだといったものがあるなどであれば、例えば今言ったとおり、県の方ではそういった講習会も開けるといったような情報もありますので、三川町民を集めてのそういった県からの指導のもとに薬剤を使った防除方法の講習会を開くとか、あとは私も中身の方が具体的に薬の使い道とか、なかなか分かりませんが、例えばチラシ等でそういった被害木に対しての防除方法を書いている例えばペーパーなどを配りながら個人から行っていただくといったような方法が可能なのであれば、そういった部分でまずは個人から行っていただく方法もあるかとは思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 本町では、現在、町のホームページの方に県のホームページのリンクを張り、松くい虫被害の防止対策、それから予防対策、それから伐採処分に対す

る方法等を分かるような形で情報提供を行っており、所有者に個別の対応をお願いしているところがございます。そういったことについては、県と情報交換をしながらどういった対策がとれるか、考えてまいりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。ぜひしっかり連携をとりながら進めてもらえればと思います。やはり5年後、先を見据えて、そういった取り組みを慎重にしていかなないと、今、森林、日本海側、特に防風林の方で多くの被害が発生しております。実は私も黒森、庄内空港の近くに畑があり、松林の中に防風林の中に10棟ほどのハウスで栽培しておりますけれども、ハウスの方にそういった倒木が倒れて甚大な被害が実は及んでおる一人の農家であります。実際に倒していいのかとか、勝手にそういった伐採をしていいのかとか、1回ずつ県の方に確認しながら活動を進めていかなければならない部分もありますし、やはりそういった被害が起きてから誰が責任を持って補償してくれるのか、そういった部分も含め、やはり生産者にとっては大きな問題があるかと思っております。

そういった部分で、実は黒森地域に関しては、酒田市でありながら農地を持っている方が多くいるといった部分で、私も最近知ったことではございますが、やはり三川町にとってもそういった問題は大きな問題でございます。早急な問題でありますので、ぜひそういった部分も含め検討を願えればと思いますし、本日の質問が今後の対応策強化の一助となることを期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、5番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時27分）

○議長（町野昌弘議員） 再開します。

（午前10時50分）

次に、3番 小林茂吉議員、登壇願います。3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員）

1. 総務行政について

1. 町の財政状況を住民と共有し、地域で地域の課題を解決してこそ、本物の自律した自治体と言える。第8次三川町行政改革大綱の基本理念を伺う。

2. 予算編成と行政評価の連動性について伺う。

3. 町が所有するマニュアル等のオープンデータについて伺う。

2. 企画行政について

1. 庄内管内の工業団地と比較した「みかわ産業団地」の企業立地における奨励措置等の行政的バックアップの実態と若者や女性の地元出身者の還流に向けた雇用機会の創出について所見を伺う。

	<p>2. みかわ誕生70周年記念プロモーション動画の活用が期待される。移住・定住に関する情報をパッケージにした移住PR動画の作成について所見を伺う。</p> <p>3. 庄内地域では、本町の昼夜間人口比率が最も高い状況である。町外からの就業者が本町に生活拠点を移す転入の誘導策について所見を伺う。</p>
<p>3. 建設行政について</p>	<p>1. 住宅セーフティネットの構築は生活上の基本である。その一つである建設後40年を経過した町営住宅の維持・管理と今後の公営住宅のあり方を伺う。</p> <p>2. 本町の住宅総数からみた耐震化必要棟数の割合と耐震化を促進する「三川町住宅耐震化緊急アクションプログラム」の取組み状況と今後の計画の位置づけを伺う。</p>

15年前の3月11日午後2時46分、この議場が大きく揺れた東日本大震災発生の瞬間でした。死者・行方不明者1万7,420人、災害関連死者数3,810人、合わせて2万1,000人を超える大惨事でした。その当時、産声を上げた三川町の子どもたちは明後日中学校の卒業式を迎えます。震災から早15年の歳月が流れました。被災地である福島第一原発の立地している双葉郡大熊町の中学生275人は居住制限区域によって町が新たに開校した義務教育学校に15人、町外の中学校に200人、県外の中学校に60人がそれぞれ通学し、未だ災害の爪痕を残しながらそれぞれの学校で3年生は卒業式を迎えます。本町の子どもたちと同様に前途洋々たる将来でありますようお祈りを申し上げます。

一般質問いたします。

質問事項1、総務行政について。

(1) 町の財政状況を住民と共有し、地域で地域の課題を解決してこそ、本物の自律した自治体と言えます。第8次三川町行財政改革大綱の基本理念を伺います。

(2) 予算編成と行政評価の連動性について伺います。

(3) 町が所有するマニュアル等のオープンデータについて伺います。

質問事項2、企画行政について。

(1) 庄内管内の工業団地と比較した「みかわ産業団地」の企業立地における奨励措置などの行政的バックアップの実態と若者や女性の地元出身者の還流に向けた雇用機会の創出について所見を伺います。

(2) みかわ誕生70周年記念プロモーション動画の活用が期待されます。移住・定住に関する情報をパッケージにした移住PR動画の作成について所見を伺います。

(3) 庄内地域では、本町の昼夜間人口比率が最も高い状況です。町外からの就業者が本町に生活拠点を移す転入の誘導策について所見を伺います。

質問事項3、建設行政について。

(1) 住宅セーフティネットの構築は生活上の基本です。その一つである建設後40年を経過した町営住宅の維持・管理と今後の公営住宅のあり方を伺います。

(2) 本町の住宅総数からみた耐震化必要棟数の割合と耐震化を促進する「三川町住宅耐震化緊急アクションプログラム」の取り組み状況と今後の計画の位置付けを伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小林茂吉議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の総務行政について、1点目の第8次三川町行財政改革大綱の基本理念に関するご質問であります。町では、令和8年度から5年間にわたる「行財政改革推進プラン（第8次行財政改革大綱）」の策定を進めてきたところであります。今回の第8次大綱においては、これまでの取り組みを継承しつつ、「限られた人・財源で生む最大の行政サービスの創出」を基本理念として掲げており、これは、依然として厳しい財政状況が続く中、不断の行財政改革を強く推進していく思いを込めたものであります。

近年、日本経済の先行きが不透明な中、多くの地方自治体が深刻な財政難と複雑化する行政課題に直面しております。本町においても例外ではなく、議員ご指摘のとおり、真に自律した自治体であるためにも、行政が単独で課題を抱え込むのではなく、町民の皆さまと分かち合い、共に課題を解決していく姿勢が不可欠であると考えております。そのためにも、これまで以上に情報の透明性を高め、広報等を通じて財政状況等を丁寧にお伝えしていく考えであります。

限られた財源を最大限に活用し、地域と町が一体となって知恵を出し合い、質の高い行政サービスの提供と安定した財政基盤の確立に向けて、更なる行財政改革を推進してまいります。

次に、2点目の予算編成と行政評価の連動性に関するご質問であります。本町では毎年実施している行政評価を通じて、各事業の効果と課題を明確化し、外部の視点も取り入れながら適宜見直しや改善に努めてきたところであります。

これらの評価結果については、毎年の予算編成の判断材料として活用しているところであり、行政評価と予算編成との連動性は図られているものと捉えております。今後も事業の最適化に向けて、この仕組みを有効かつ適切に運用してまいりたいと考えております。

次に、3点目の町が所有するマニュアル等のオープンデータ化に関するご質問であります。本町には行政事務を円滑に執行するための業務マニュアルが多数整備されておりますが、これらは職員の業務活用を目的としており、必ずしも外部への公表やオープンデータとしての活用を前提とした形式にはなっていないのが実情であります。

これらをオープンデータとして公開するにあたっては、いくつかの課題があり、二次利用を前提とするオープンデータの性質上、行政として常に最新かつ正確な情報を担保し続ける責任が生じてまいります。また、個人情報保護や情報セキュリティの万全な対応、更には、

膨大なデータの更新管理に伴う事務負担の増大などが懸念されることから、現時点において公開は困難であると認識いたしております。

今後につきましては、住民の皆さまの利便性向上に直結するものや、データの汎用性が高く、公開する有効性が明確に認められるものを見極めながら、まずは、情報公開のあり方やセキュリティ対策、事務執行体制の整備状況などを総合的に勘案し、慎重に検討してまいりたいと考えているところであります。

質問事項2の企画行政について、1点目の「みかわ産業団地」に関するご質問であります。みかわ産業団地における奨励措置等の行政的バックアップにつきましては、三川町企業立地促進条例に基づき、固定資産税相当額を基本とする奨励金の交付や、県と連携した融資、三川町地域経済牽引事業促進のための固定資産税課税免除条例の規定に基づく減免などの制度を整備しております。併せて、用地取得に関する相談対応、県や金融機関との連携による各種補助制度の情報提供など、立地検討段階から伴走型支援を行っているところであります。更に、造成にあたっては、国等の工事による残土の活用や、町と町土地開発公社で道路整備を分担するなど、造成単価の抑制に努めることで、企業にとって選択しやすい価格水準の確保にも取り組んでいるところであります。

一方、若者や女性の還流に向けた雇用機会の創出につきましては、単に企業を誘致するだけでなく「働きたい」と思える雇用の質が重要であると認識しております。そういった中で、本町の最大の強みは、庄内地域のほぼ中央に位置し、国道7号をはじめとする幹線道路網に近接する交通の要衝である点であります。庄内一円から通勤可能な立地条件は、企業にとって人材確保の面で大きな優位性を有しておりますので、この地理的優位性を前面に打ち出しながら、分譲を進め、広域的な雇用の受け皿を目指してまいります。

また、若者や女性の還流を図るためには、単に雇用の数を確保するだけでなく、働きがいと将来性のある職場づくりが重要であります。通勤の利便性の高さを活かしつつ、多様な働き方への対応支援を進め、更に、女性の活躍推進について、子育て支援策との連動や、企業における職場環境改善への働きかけを進め、安心して働き続けられる環境整備に努めてまいります。

次に、2点目の移住PR動画の作成に関するご質問ですが、みかわ誕生70周年記念の三川町プロモーション動画は、本町の実風景や歴史に思いを馳せるとともに、その魅力を町内外に広く発信をすることを目的に作成したものであります。ホームページやSNS等に掲載し、多くの方にご覧になっていただいております。今後、各種行事等で活用を努めてまいります。一方で、ご質問の移住PR動画に関しましては、今回作成したものは、あくまでも70周年の記念に作成したものであります。移住に特化したPR動画に関しては、移住イベント等において有効な手段であるため、前向きに検討したいと考えているところであります。

次に、3点目の町外からの転入の誘導策に関するご質問ですが、本町では、町外から通勤されている就業者の皆さまに、三川町を「働く場」だけでなく「暮らす場」としても選んでいただきたいと考えております。その推進の柱がMターン戦略であり、仕事づくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育てなど、まちづくりに関する取り組みを総合的に推進してい

るところであります。具体的には、移住定住促進事業など住まいの支援策に取り組むとともに、子育て支援事業や仕事と子育ての両立支援など生み育てやすい環境整備を図り、総合的な暮らしやすさに取り組み、「選ばれるまち」を目指してまいります。

今後も、Mターン戦略のもと、「働く場」と「暮らす場」を結び付ける施策の展開により、定住人口の増加に取り組んでまいります。

質問事項3の建設行政について、1点目の町営住宅の維持管理と今後のあり方に関するご質問であります。町では、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという公営住宅法の目的達成のため、昭和57年度に竣工した北田団地と昭和61年度に竣工した横山団地の計7棟、28戸を町営住宅として提供しているところであります。

これら施設の維持管理につきましては、法令に基づく点検・清掃に加え、管理人による日常管理、職員による点検、設備の計画的な更新などにより適切に行っているところであります。特に北田団地においては経年劣化や、4階建てという構造上の不便さが顕著となりつつあることから、計画期間を令和9年度までとする三川町町営住宅長寿命化計画の終了を契機として、今後のあり方について検討に着手すべき段階に来ているものと認識しております。

次に、2点目の三川町住宅耐震化緊急アクションプログラムの取り組み状況と今後の計画の位置付けであります。町ではアクションプログラムに基づき、固定資産税の納税通知書を送付する際に、耐震化を含む町の住宅施策に関するチラシを同封しているほか、県からの協力を得て定期的にテオトルのホワイエにおいて、耐震化を促すパネルや模型の展示を行うなどの啓発活動を行っているところであります。

なお、住まいづくり支援事業の一つである耐震改修工事に対する補助制度については、これまで申請の実績がないところであります。引き続きアクションプログラムの取り組み内容を基本として補助制度の周知に努め、その活用を促してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） ただいまご答弁をいただき、ありがとうございます。令和8年度は、10カ年の三川町第4次総合計画の期間折り返しということで、同時に第8次の行財政改革推進プラン、それから第3期のMターン戦略と一緒に今後5年間スタートして、2030年の総合計画の最終年に向けて、総仕上げに向かっていくわけであります。答弁いただきました行財政改革推進プランの基本理念につきましては、地方自治法第2条にありますいわゆる最少の経費で最大の効果を上げると謳われている条文がありますが、私も内容はそのとおりというように認識したところであります。この基本理念を頭の片隅に置きながら、これから質問してまいります。

まず、新年度の予算編成について伺いたいと思います。限られた財源を効率的に資金の配分を行うのが予算編成というプロセスでございます。予算編成方針では、いわゆる予算要求に対して、ヒアリングを通して、1事業ごとのそうした一件査定方式、または事業を抱える課に対するいわゆる総枠を示した枠配分方式、どちらを採用されているのか、まずその確認

をさせていただきます。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 令和8年度の予算編成にあたりまして、三川町といたしましては総枠を示した形ではなくて、それぞれ1件1件の予算要求に対しまして査定を行ってきたところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 一件査定方式、全事業にやはり目を向けるということは非常に時間が要するということに私は思います。これは一つの課題になろうということに思います。一方で、この枠配分というのは、やはりコスト意識というものが徹底して、事業部門の知恵と工夫でスクラップアンドビルドが機能するということに私は思います。今、財政担当の業務の効率化の観点から、一件査定方式と、それから枠配分を組み合わせた、いわゆる今ハイブリッド型のそうした予算配分を行う自治体が今増えているようでありますので、今後この点も一つ検討、研究をしていただきたいということを望みます。

それから、行政評価について。行政評価は、限られた資源の中で成果執行を目指す取り組みであります。行政評価調書は、事業活動によって得られる成果、アウトカムが明示されてこそ予算編成との関連性があるということに私は思います。そうした意味で、その件についてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） こちらのご質問も予算編成に絡む部分というように捉えるところでございますけれども、行政評価についても、まず本町といたしましては、それぞれ事務事業、それから施策等においての一つひとつの内容について評価をし、それを施策という大きな括りの中で更に評価をいたしまして、内部で評価を行っております。更に、それを外部の方の評価委員の方々からご意見をいただき、それを予算編成の方に参考にさせていただきながら、この事業の推進にあたりまして今後どのように進めるべきかということ話し合いの中で予算編成の方に参考にさせていただいているという状況でございます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 例年公表されております総合計画の実施計画、77事業の評価調書、今私は手元に持っていますが、この主要施策を構成する各事業のいわゆる測定指標と、それから達成状況、決算予算の効率性、有効性の分析、評価の記載が全くありません。町の公式サイトで公表されるこの内容で、地域住民の皆さん方との情報共有が果たしてとれるのかどうか、私は疑問に思っています。目標値と実績値の状況は記載すべきではないでしょうか。同じく公式サイトで公表されるMターン戦略の評価シートは、決算審査の資料としても非常に活用できます。なぜMターン戦略の評価シートの方式を採用されないのか、また、町民の理解度を高める行政評価調書様式の改善についての考えを伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 行政評価調書の担当ということで、企画調整課の方からご答弁させていただきます。本町の行政評価調書につきましては、かつては財務会計システム

のソフトを使って実施してきたところですが、職員の方から非常に使いにくいと、評価がしにくいという話があり、町独自様式に変更しまして、現在取り組みを行っているところでございます。行政評価につきましては、単に事業を評価するだけではなく、その結果をどのように次の施策や事業の改善に繋げていくのか、そういった取り組みが重要であると先程総務課長が答弁したとおりでございます。

しかしながら、地方公共団体の行政評価は、民間の事業のように利益や売上といった明確な数値で成果を測ることが難しい側面があり、事業によっては長期的に効果が表れるものであったり、地域の安全安心、住民福祉の向上など、定量化しにくい目的を持つものも多くあります。そのため、行政評価においては、単に数値的な成果のみで判断するのではなく、事業の目的や背景、住民のニーズ、将来的な波及効果なども踏まえながら、多面的な視点で評価をしなければならないというように考えております。

そういった中で、どのようにその評価を見直していくのかというような話でございますが、やはり評価調書も今の状況になってから複数年経過しておりますので、先程お話がありましたMターン戦略につきましては、アウトプットからアウトカムというところを非常に分かりやすくまとめているところもありますので、そういったことも踏まえながら、また予算編成をしやすいような方式をとりながら、その見直しについて検討していきたいというように思っています。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 今の答弁で多面的にという言葉も出ましたように、私はこの調書では予算編成との連携、全く私はないというように思います。少し他自治体の事例等もございまして、その辺も研究していただきたいということを要請しておきます。

それから、事務事業の効率化について触れて質問いたします。毎年、年度替わりになりますと、各課では計画書の改訂作業に追われますが、そのたびに計画策定のプロセスをもう少し簡素化、それから効率化できないものかと常に考えさせられます。充て職を含む計画委員のメンバー構成から始まり、数回の会議、そのたびに日額報酬を準備し、最終確認まで相当の時間と経費を費やす手法は従来から続いているように思います。スキルを持った職員がまとめた素案をスピーディーに住民との、それから委員からの意見募集を行うパブリックコメントをもって1回の充実した会議で答申を出す形式はとれないものか。また、パブコメ手続実施規程には、意見募集の期間を概ね30日間とありますが、行政手続法の改正に始まったこのパブコメのいわゆる20年の経験値からしても、それほど長い期間を設定する必要があるのかどうか。10日間でも短縮すれば、その分、製本に向けた職員の持ち時間が確保されます。委員構成のあり方、それから会議の回数と報酬の支弁についての見解を求めます。

○議 長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 各種計画策定にあたりまして、本町といたしましては、その計画を作成するたびに計画を策定する委員会等を構成いたしまして、これまであたってきたところでございます。様々と町が独自に計画を策定するものもあれば、国等の指導のもとに上位計画があって、それを町としての計画策定という形で取り組んできたというこれまでの経

過でございます。議員おっしゃられますとおり、確かに計画の数が非常に多くなっており、今現在、計画策定するにあたっては、事前の調査から始まり、委員会の構成であったりその委員会を開催するにあたりましては、数回にわたってのご意見を聞きながらの計画策定ということで、従来どおりのやり方を現在も踏襲しているというのが実態かというように思っております。まさに計画策定だけに時間をとられてしまっているというような実態も確かになくはないというように私個人も認識をしているところでございますので、今後のあり方につきましては検討させていただきたいというように思っています。

また、パブコメの期間については30日間ということで、従来からこれまでホームページ等で公表し、更には役場を含め各施設の方でパブリックコメントを募集いたしながら行ってきたという経過がございます。昨今、情報化社会の中で、この30日間を10日間短縮することが有効であるかどうかにつきましては、こちらについても今後の検討課題というようにさせていただければというように思っております。

更に委員構成についてのご質問がございましたが、本町でこういった計画を策定するとなりますと、一定の充て職の方々にこの計画策定についてご依頼をしているというのがこれまでの流れだったかというように思っております。なかなか人材をこういった計画策定にあたって集めるということも非常に担当の方でも苦慮しているという現在の状況でございますが、なかなかこういった委員会構成にあたって同じような方々が委員の方に選定されるという実態もございますので、その辺の構成のやり方につきましては、こちらについても今後検討させていただきたいというように思っております。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 支弁には触れていないようですので、後からお聞きします。

次に、マニュアル公開について伺います。答弁によりますと、公開については困難というような答弁がございました。1月に三川町職員カスタマーハラスメント予防対応マニュアルが公表になりました。1ヵ月後に山形市も同じように公表されております。ウェブサイトでのこうしたマニュアルの公開というのは、協働のまちづくり、それから住民参加の観点から非常に歓迎すべきことだと私は思います。この度の第8次行財政改革の取り組みの方向性においても、情報発信を強化し、住民との情報共有を図ることを一番に掲げています。行政運営に支障を及ぼさないマニュアルの公開はぜひ行うべきだというように思いますし、今年3月に入ってから上山市でクマ出没のニュースが流れました。本町のクマ出没対応マニュアルは整備されているのでしょうか。また、公表は可能なのでしょうか。お聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） クマ出没対策マニュアルでございますけれども、こちらにつきましては、現在、既存のものはあるんですけれども、緊急銃猟及びあと猟友会等との連携に関わる部分について改訂が必要でございますので、今整備中ということでご理解いただきたいと思っております。また、こちらの公表についてでございますけれども、まず主要な連絡先、これは猟友会の会員も含めてなんですけれども、そういった方々の個人の氏名、連絡先、そういったものも記載する内容となっております。したがって、公に表すのはその時点

で好ましくないのかなというように捉えておるところですけれども、更にそのマニュアルにつきましては、その他にも職員が経験上得たそういった情報、これは例えば警察官と現場でこういった対応をした、そういった記録、そういった経験等も記載するような形になります。それらは基本的に外部にお知らせすることを前提とした情報ではないわけですので、そういったことが一般町民の方々の目に触れるということ自体、いかがなものかというところがございます。

また、そのマニュアル自体、これにつきましては、クマの出没対策につきましては、緊急銃猟、これらについての法的な見地、そういったところを正しく理解した上で運用すべきマニュアルでございます。単にマニュアルに書いてあるからどうだこうだというような内容ではなくて、その前提となるもの、そういった部分の知識、それを十分に理解した上で運用すべきものでございますので、そういった前提条件がない中で一般の方々の目に触れていただくというのは、あらぬ誤解を招く大きな要因にもなりかねないというところも踏まえますと、一般への公開というのは難しいものがあるのではないかなというように認識しておるところです。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） マニュアルの数も相当というように認識しておりますが、公開と非公開の区別だけはしっかりとさせていただければ大変助かりますので、よろしくお願いします。

次に、オープンデータについて、このオープンデータの意義、目的につきましては、町民参加、それから官民協働の推進を通じた諸課題の解決に繋がり、行政の透明性、信頼性の向上によって町民との一つの会話が成立している、そういうように私は認識します。オープンデータは各分野において相当の量ではございますけれども、情報が広く、誰でもアクセス可能で利用しやすい状態で提供されるデータ集約のファイル一覧を町のホームページに登載できないものか伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） オープンデータの定義としては、行政が保有する公共データを誰もが自由に利用、加工、再配布できる形で公開する取り組みであり、機械判読可能な形式で無償公開し、営利非営利を問わず2次利用を可能とすることが基本とされているというようになっております。そういった中で、国の方が推奨しているオープンデータは、公共施設一覧、避難所、人口統計、子育て施設、交通データなどであり、本町では編集加工できるようにCSV方式で地域、年齢人口をホームページに掲載しております。今、議員から更に追加で、一覧でそういったデータをオープンデータとしてできないかというようなお話でしたけれども、必要に応じてまた公開が可能なところの十分情報等を整理しまして、一覧でホームページで活用できるように検討してまいりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今から10年前の2016年に施行されました官民データ活用推進基本法によって、地方公共団体はオープンデータの取り組みを義務づけられております。2020年には三川町官民データ活用推進計画を策定し、現在はDX推進計画に包含されております。

オープンデータは、将来的にA I 技術との融合によって応用分野が広がるというように私は思います。そうした場合に、これから職員が政策立案に向けて、そのツールとして非常に有効活用、有効利用とその手法をこれから学ぶ職員研修のテーマにぜひ位置付けてほしいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） オープンデータの活用方法と公開の方法等につきまして、職員研修にということをごさいましたけれども、今現在、どのような形でオープンデータの内容を職員研修に落とししていくべきかということが少し考えてはいなかったところをごさいますけれども、今後の検討材料とさせていただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 次に企画行政に進みます。みかわ産業団地につきまして、庄内地域の分譲中の工業団地、遊佐町の鳥海南、それから酒田市の臨海、京田西、庄内町の臨空あまるめ、それから鶴岡市の鶴岡大山の五つの団地、それからこれから分譲予定されますのが三川町の産業団地と鶴岡西工業団地がありまして、庄内地域はまさに熾烈な誘致競争だなというように思います。三川町の企業立地促進条例の奨励措置など、進出を考えている企業におきまして、どのようなこうした優遇措置に関心を持たれているのか、これまでの誘致活動を通じてですね、経験上どのような感じを受けたかお知らせください。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） まず企業側の方から、誘致活動についてどのような興味関心があるかというようなお話であれば、当然、企業誘致を進める上では、固定資産税の減免であったり有利な融資であったり奨励金であったり、そういったところがやはり企業側としては興味関心があるところではあるかと思えます。一方で、本町の誘致活動で企業側と話をするときに出てくる話といたしましては、やはり町長答弁にもありましたように、庄内地域の中心部に位置し、交通の利便性や産業団地の立地条件など、企業活動にとって有利な環境を有していること、それから販売価格をできるだけ抑えた取り組みをし、設定しているというところがやはりこういった企業誘致の中で話題に出るところをごさいます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 平成29年に企業立地促進法から地域未来投資促進法に変わって、企業立地促進法はすでに廃止になっております。特に三川町の奨励措置の中にあります2/3、固定資産税3カ年の奨励措置につきましては、その法が変わる前までは2/3の部分につきまして、減収された部分につきましては、国の普通交付税の減収補てん対象になるということで繋がってききましたけれども、法律が変わりましたので、大変その辺のハードルが非常に高くなったなというように思います。これからそうした有利な支援措置をいただくには、市町村の方もこれから様々な基本計画を立てて、どういった企業を誘致して地域の振興を進めていくかということ。それから立地を考える企業側からも事業所側からも、いわゆる事業、どういった事業を展開していくのか、そうした事業計画の提出が義務づけられておりまして、それをクリアしないとなかなか減免措置の支援措置には該当しないというよう

に非常に厳しくなったようであります。今後、大元の法律も変わりましたので、やはりこれからの三川町の企業誘致に関する考え方というのを少し戦略的に見直していく必要があるのではないのかなというように思いますので、今後注目していただければというように思います。

次に、移住PRについて伺います。山形県は移住先希望ランキング全国17位のようにあります。今年の2月21日にやまがた移住カフェが東京有楽町のふるさと回帰支援センターで開催されまして、村山地域の12の市、町が参加し出展されています。市町の移住PR、それから市町のブースにおいて、来場者からの質問、また相談に応じたことが報道されておりました。ふるさと回帰支援センターは、行政庁から社会的な信頼性が高いとして公益認定を受けている公益社団法人であります。会員制でありまして、庄内地域では酒田市、鶴岡市、遊佐町、庄内町が加盟しております。ぜひ本町もふるさと回帰支援センターに加盟して、東京のど真ん中で堂々と三川町の名を全国に発信するブースを持つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） ふるさと回帰支援センターへの入会というようなお質問でございましたが、入会するにあたっては年会費等もありますし、相談会へもし参加するという事になれば、職員の業務の増加も懸念されます。また、全国の多くの自治体が参加している中で、本町としてどの程度効果が認められるのか、費用対効果の観点もあり、慎重に考えていかなければならないと思います。そういった中で、本町では「やまがた暮らし やま盛り相談 DAY」というふるさと山形移住・定住推進センター、それから山形県が主催したイベントの方に年2回参加しております。こちらの会場がふるさと回帰支援センターでございまして、1回目は県内全市町村、2回目は庄内全地域でまとまって参加をしまして、三川町という看板を背負って、こちらの方で相談受付等に参加しております。こういったイベントにも参加していることもありますので、そのふるさと回帰支援センターへの入会等に関しましては、引き続き検討、調査していきたいというように思っております。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 引き続き検討するということは、あまり先が明るくないような印象を受けます。年会費も年5万円ですか、そうした費用、また職員の業務も増えるということですが、先程来、同僚議員も移住定住に関する質問がありましたけれども、業務が増えるということで加盟しないとか、そういった判断ではどうなのかなと私は思います。今後一つ検討ということでありましたので、よろしくをお願いします。

それから、三川町の誕生70周年記念のプロモーション動画がありますけれども、私どもも見させていただきました。ぜひこうした三川町を紹介するいわゆる観光的な面と、それから移住定住に向けた情報というものをぜひパッケージにした動画があれば、今後非常に便利になるのかなというように思いますので、先程は前向きな答弁をいただきましたので、了解しておきます。それから、Google やYahoo それから SNS で移住ポータルサイトを運営している庄内の2市2町、三川町はサイトを構築されていませんが、今後の考えを伺いたいと思

ます。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 移住ポータルサイトの方に関しましては、本町ではそのようなサイトをまず今のところは設けておりません。情報発信に関しましては非常に有効な手段でありますので、そういった仕組みを使いまして情報発信をしていくということはやはり重要であると思っております。そういった中で、現時点では本町では移住定住に関わらず、町のホームページを整理し、なるべく見やすく、あるいはまとめて提供できるように取り組んでいるところでありますので、ポータルサイトの活用、それから町のホームページの活用、そういったところの費用対効果も含めながら検討したいと思えます。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 十分に費用対効果を研究していただければというように思います。三川町も昭和60年に21万6,000円を出捐している一般財団法人地域活性化センターが地域の活性化を目的とした助成事業を展開しております。庄内町が令和6年度にがんばる地域応援事業として150万円の助成をいただきながら、町有施設であります新産業創造館クラッセに若者交流拠点を設置、コーディネーターを配置しながら、仕事の創造などの専門家相談会の開催など、地域への愛着を形成する目的で活動されています。本町も先程も申し上げましたように、移住PR動画、それからふるさと回帰支援センターへの加盟、ポータルサイトの開設など、若者を呼び込む、そうした地域創生に向けた発信というものをより強化すべきだというように考えます。

それから、令和8年度の地方財政対策において、活力ある地域社会の実現を目指す地方への人の流れの創出拡大、それを進めるふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税が創設されました。その内容を確認しながら、導入効果等の調査、今後していただきますことを強く望んでおきたいというように思います。これは先程の同僚議員の質問にありましたように、関係人口の私は可視化に繋がるというように思います。ぜひ研究をよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、移住定住への誘導策について伺います。町内の従業者約4,400人、そのうち約3,300人が町外から通勤されております。この魅力ある3,300人の中で、生活拠点を本町に移される転入者に対して、職場で必要とされる技術的な資格取得の費用を町が全額補助する制度を、各事業所からの伴走的支援をいただきながら創設する考えはございませんでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 企業との連携により、そういった資格取得を結びつけ、三川町の方に移住定住を促進するという考え方は、一つの方策としては有効な考え方というように思います。ただ、そこに至っては、やはり人材育成や企業機関との連携による役割分担、それから資格取得の範囲、制度運用に伴う財政負担、そういった様々な課題について検討が必要かと思えます。本町としては、Mターン戦略ということで、様々な取り組みを総合的に取り組むということを重要として、今回、戦略を新たに打ち出したところでございます。そ

ういったMターン戦略の中でも検討すべき取り組みの中身となっていくかと思っておりますので、戦略は定めたわけですので、今後その事業実施にあたって、それぞれの課で必要なことを検討していく必要があるかと思っております。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 検討材料がたくさんありすぎまして、非常に今後どう進んでいくのかなというようにある反面、興味を持っておりますので、よろしくをお願いします。

先程みかわ産業団地に対して少し聞き逃したことがございました。誘致企業の中で、特に若者、それから女性が就業される、そうしたいわゆる厚生労働省の認定を受けている、いわゆるえるぼし認定とか、それからくるみん認定、これは女性活躍を推進する企業、それから子育てサポート企業、ワークライフバランスがしっかりしているところ。こうした企業にはやはり若者、女性は目を向けるというように思います。ぜひ、これから分譲を進める上で、こうした企業に一つアタックをして、アクティブにその企業を迎え入れる、そうした姿勢を貫いていただければ大変うれしいというように思いますので、お願いしておきます。

それから、最後の建設行政について伺います。町営住宅につきまして、財政負担を踏まえた実効性のある、いわゆる公共施設等の総合管理計画の中では、施設の修繕や、それから改善には補助金の財源確保は困難で、現状の維持は非常に難しいというように謳われてあります。一方で、適切な修繕で維持管理をしていくとする町営住宅長寿命化計画とのこの中身の整合性について少し説明を求めたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） ご質問にもございましたとおり、外部からの財源を求めるといのはなかなか正直難しいのが町営住宅の課題でございます。一方で、やはり経年劣化によります施設の老朽化、あるいは先程町長答弁にもございましたとおり施設の使いづらさ、そういった問題も顕在化しつつあるというところを認識しております。それらを踏まえまして、今後、今のまま使い続けるのかどうか、毎年一定額の修繕工事費等を計上しておりますけれども、これが将来的に減少するということはあり得ないわけで、当然これからまたそれが増嵩していくわけです。

そういったことを踏まえたときに、今の形を維持し続けるのか、あるいは別の方策、例えばでございますけれども、民間の賃貸住宅、そちらを町として借り上げをして、町営住宅として提供する、既存の施設については廃止をして解体、その跡地を有効活用する、そういったことも一つの選択肢として考えられるのかなと思います。また、空き家、こちらを活用するという意見も考え方もあろうかと思うんですけれども、やはり空き家を借りるのか、町が取得するのか、それによっても考え方、その先が変わってきますし、更にそれを維持管理、空き家も町営住宅と同様に維持管理の問題は当然出てきますので、その費用負担の問題、それらを総合的に考えまして、何が最適解なのかというのは今後検討していかなければならないという認識でございます。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 平成29年に策定した三川町の住生活基本計画、今年度が最終年で

すね。ぜひこれからの新しい計画に向けて、今、課長がおっしゃったようなことを踏まえて、今後のあり方については明確に示していただきたいというように思いますし、また、民間住宅の借り上げ方式等もおっしゃってございましたし、今後このPPPとかPFI方式とか、そうした建て替えを採用していくのか、少しロードマップのプランニング作業にやはり着手すべきではないのかなというように思いますので、少し検討をお願いしたいというように思います。

最後に、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムについて伺います。答弁によりますと、令和2年度から今日までこの6年間実績がないということでありました。やはり成果の薄い事業というものは見直しを行って行ってですね、町民満足を生み出す住まいづくり事業の方に何とかシフトして、内容も少し検討していただくことは考えられないでしょうか、伺います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 住宅の耐震化につきましては、本町のみならず、やはり国の施策の中の一つの大きな柱でございます。本町で行っております耐震改修に対する補助、これにつきましては国庫補助を財源といたしまして実施しております。また、その実施にあたっての要件といたしまして、アクションプログラムの策定、そういったものも必要ということでさせていただいております。効果が今のところないというところで、その分を他に振り分けるべきではないかというご意見でございましたけれども、やはりこれまでの実績がないとは言いながらも、今後そういった空き家等を例えば取得して耐震改修を行いたいという方がおられた場合に、こういった制度を提供できますよと、それを手持ちとして提供できるものを持っておくということが一つ重要かと思えます。そういった意味で、今後、これまでの実績というところは踏まえましても、引き続き国の補助をいただきながら、その制度を提供できるような体制を整え、維持し続けたいというように考えておるところです。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 以上で質問を終わりますけれども、今、国はキャリア官僚をトップにした防災監を設置するようであります。こうして新たな省庁が発足するたび、法の改正、それから国の政策方針に基づく新規事業によって仕事が毎年増えていく、それに見合った職員がなかなか追いついていけない、財政的にも余裕がない、それから国からの様々な調査ものが増える、こういった要因で職員の皆さんは日々の仕事をこなすだけで精いっぱい、立ち止まって考える余裕すらないように私の目には映ります。

また、総務省が毎年公表しております予算ベースでの山形県の市町村別地方公務員の平均年収ランキングでは、県内35市町村の中で三川町は32位、33位からなかなか上昇できていません。また、三川町と人口規模、財政規模を類似する県内の6団体と比較しても、平均給与月額、諸手当、管理職手当、そして特別職の給与、すべてにおいて最下位です。段階的に給与水準の見直しを図る文言を、この度の新しい行財政改革推進プランに記載すべきではなかったのかなと私は思っております。

希望の念を抱くことは、モチベーションを上げ、職場の雰囲気醸成に値します。限られた人、財源で生む最大の行政サービスの創出は基本理念ではありますが、何より唯一の行政

資源は人であり、人への投資を最優先すべきであるということを申し上げて、質問を終わります。

- 議 長（町野昌弘議員） 以上で、3番 小林茂吉議員の質問を終わります。
暫時休憩します。 (午前 11時50分)
- 議 長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 1時00分)
次に、8番 佐竹優子議員、登壇願います。8番 佐竹優子議員。
- 8 番（佐竹優子議員）

- | | |
|--------------------------------|--|
| <p>1. 横山城址の保全と伝承について</p> | <p>1. 横山城址は、戦国時代の庄内地方の歴史を今に伝える貴重な文化財であり、地域住民が守り語り継ぐことで、子どもたちの郷土理解や地域への愛着を育む役割を果たしてきた。</p> <p>今後、次世代へと確実に伝承していくために、学校教育との連携や体験学習の充実、更には広く町内外へ発信する取り組みをどのように進めていくのか考えを伺う。</p> <p>2. これまで横山三町内会において環境整備に努めながら大切に保存してきたが、近年、松や桜の大木が枯死し、その伐採・処分には多額の費用が見込まれるなど、深刻な課題が生じている。また、隣接する民家への倒木の危険も懸念される状況にある。</p> <p>文化財としての公共的価値と住民の安全確保の観点から、財政的支援を含めた維持管理のあり方について、町の考えを伺う。</p> |
| <p>2. 情報社会に対応した学校教育の充実について</p> | <p>1. 学習指導要領においては、すべての学習の基盤となる資質・能力として「言語能力の育成」が重視されている。本町における児童生徒の読解力や記述力の現状をどのように認識しているのか、また、言語能力の向上に向けた取り組みについて伺う。</p> <p>2. 言語能力や社会への関心を高める具体的な手法として、新聞を活用したNIE (Newspaper in Education) の取り組みが全国で広がっている。小中学校における新聞活用の現状と、推進に対する考えを伺う。</p> <p>3. SNS や動画配信サービスなど、膨大な情報に日常的に接する機会が増加している中で、情報の真偽を見極める力などの</p> |

育成が喫緊の課題であると考えているが、ネクスト GIGA を見据え、メディアリテラシー教育をどのように体系的に位置づけ、推進していくのか、見解を伺う。

4. 複雑化する SNS を介したいじめや誹謗中傷について、児童生徒への指導や学校・家庭・関係機関との連携、早期発見・未然防止のための具体的な取り組みについて、現状と今後の方針を伺う。

3. 健康診断・各種がん検診の受診率向上について 1. 全世帯を対象にした「各種健（検）診申込書」の提出について、オンライン方式を併用したことの効果と課題について伺う。

2. 健康診断・各種がん検診の受診率の推移と、今後の受診率の向上策について伺う。

通告に従い一般質問を行います。

質問項目 1、横山城址の保全と伝承について。

(1)横山城址は、戦国時代の庄内地方の歴史を今に伝える貴重な文化財であり、地域住民が守り語り継ぐことで、子どもたちの郷土理解や地域への愛着を育む役割を果たしてきました。

今後、次世代へと確実に伝承していくために、学校教育との連携や体験学習の充実、更には広く町内外へ発信する取り組みをどのように進めていくのか考えを伺います。

(2)これまで横山三町内会において環境整備に努めながら大切に保存してきましたが、近年、松や桜の大木が枯死し、その伐採・処分には多額の費用が見込まれるなど、深刻な課題が生じています。また、隣接する民家への倒木の危険も懸念される状況にあります。

文化財としての公共的価値と住民の安全確保の観点から、財政的支援を含めた維持管理のあり方について、町の考えを伺います。

項目 2、情報社会に対応した学校教育の充実について。

(1)学習指導要領においては、すべての学習の基盤となる資質・能力として「言語能力の育成」が重視されております。本町における児童生徒の読解力や記述力の現状をどのように認識しているのか、また、言語能力の向上に向けた取り組みについて伺います。

(2)言語能力や社会への関心を高める具体的な手法として、新聞を活用した NIE (Newspaper in Education) の取り組みが全国で広がっております。小中学校における新聞活用の現状と、推進に対する考えを伺います。

(3)SNS や動画配信サービスなど、膨大な情報に日常的に接する機会が増加している中で、

情報の真偽を見極める力などの育成が喫緊の課題であると考えますが、ネクスト GIGA を見据え、メディアリテラシー教育をどのように体系的に位置付け、推進していくのか、見解を伺います。

(4) 複雑化する SNS を介したいじめや誹謗中傷について、児童生徒への指導や学校・家庭・関係機関との連携、早期発見・未然防止のための具体的な取り組みについて、現状と今後の方針を伺います。

項目 3、健康診断・各種がん検診の受診率向上について。

(1) 全世帯を対象にした「各種健（検）診申込書」の提出について、オンライン方式を併用したことの効果と課題について伺います。

(2) 健康診断・各種がん検診の受診率の推移と、今後の受診率の向上策について伺います。

以上、1 回目の質問とさせていただきます。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐竹優子議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項 1 の横山城址の保全と伝承について及び質問事項 2 の情報社会に対応した学校教育の充実に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項 3 の健康診断・各種がん検診の受診率向上について、1 点目のオンライン方式を併用したことの効果と課題に関するご質問ですが、本年度は、約 2,400 世帯に申込書を送付し、うち 450 件を超えるオンライン提出があり、昨年と比較して倍以上の増加となっております。

提出方法につきましては、二次元コードを分かりやすい位置に配置しながら、オンライン提出を推奨しているところであり、住民の皆さまにおいてもオンライン申請が徐々に慣れてきており、一定程度浸透しつつあるものと認識しております。

オンライン提出のメリットといたしましては、まず、住民の皆さまが窓口へ出向くことなく手続きできることから、時間的・身体的負担の軽減に繋がっていることや、記入漏れや記載誤りの削減にも効果が見られるところでもあります。更に、事務処理におきましても、オンライン申請データを活用して集計作業の省力化が図られ、職員の事務効率の向上にも繋がっております。

一方で、課題といたしましては、スマートフォン等の操作が困難な高齢者の方を中心に、依然として紙での提出が多い傾向にあることが挙げられます。

今後につきましては、オンラインと紙の双方の方法を確保しながら、より分かりやすい周知や操作支援の工夫を行い、住民の利便性向上と事務の効率化の両立を図ってまいりたいと考えております。

次に、2 点目の健康診断・各種がん検診の受診率の推移と、今後の向上策に関するご質問ですが、健康診断やがん検診は、生活習慣病やがんの早期発見・早期治療に繋がる極めて重要な取り組みであり、町民の健康寿命の延伸を図る上でも、受診率の向上は重要な課題であると認識しております。

こうした観点から、本町における受診状況を見ますと、特定健診の受診率は近年、減少傾

向にあります。一方で、後期高齢者健診の受診率につきましては増加傾向にあり、健康に対する意識の高い年代が後期高齢者医療制度へ移行することにより、特定健診の受診率が相対的に低下しているものと推測しております。

現在の取り組みといたしましては、広報紙やホームページを通じた周知啓発を行うとともに、未受診の方に対しては個別に通知や連絡を行い、受診勧奨に努めているところでありますが、将来的な生活習慣病予防や医療費適正化を図るためには、より若い世代のうちから健診を受ける習慣を身につけていただくことが重要であると捉えております。

今後につきましては、若年層に対する効果的な情報発信の工夫や、更に受診しやすい環境整備について検討を進めるとともに、引き続き未受診者への勧奨を強化し、受診率の向上に努めながら、町民の皆さまが生涯にわたり健康を維持できるよう、健診体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 佐竹優子議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の横山城址の保全と伝承について、1点目の教育活動との連携、町内外への情報発信に関するご質問であります。小学校においては町探検や校外学習、あるいは総合的な学習の時間を活用し、横山城址をはじめとする各地区の文化的な施設を実際に訪ね、調べる学習を行っております。児童が現地に足を運び、五感を通じて町の文化を理解することは、郷土の深い理解に繋がるとともに、地域の方々から直接お話を伺うことで、地域に受け継がれてきた歴史や人々の思いを学ぶことができます。こうした体験を積み重ねることが、郷土への誇りや愛着を育む土台になるものと考えております。また、副読本「わたしたちの三川町」において、横山城址を含む町内各所の文化財について、授業の中で地域を学ぶ学習もしており、副読本での知識と訪問しての実体験の双方の学習により、ふるさと三川の理解と愛着をより深めているところであります。

町の文化財等の情報発信につきましては、秋まつりでの文化財紹介コーナーの設置、生涯学習情報誌「まなびい」での横山城址の掲載などを行い、広く町内外へ発信を行っているところであり、今後もこれらの取り組みを通じて、次世代への伝承を図ってまいります。

次に、2点目の財政的支援を含めた維持管理のあり方に関するご質問であります。横山三町内会の皆さまが、長年にわたり地域の歴史と文化を守るため、環境整備に尽力してこられたことに対し、まず深く敬意を表するものであります。その献身的な取り組みのおかげで、貴重な歴史的資産が今日まで受け継がれてきたことを、町としても深く認識しているところであります。ご質問の件につきましては、今後管理している横山三町内会より詳細をお聞きし、伐採等にかかる具体的な金額や、現在の樹木の状態、倒木の可能性がどの程度高いか、また文化財保護の観点から関与できる範囲についても改めて確認した上で、財政的な支援を含め、総合的に判断し、対応を検討してまいりたいと考えております。

質問事項2の情報社会に対応した学校教育の充実について、1点目の児童生徒の読解力等の現状認識と言語能力向上の取り組みに関するご質問であります。学校教育においては「話

す」「聞く」「書く」「読む」の4分野で実態を把握しております。町では、年度初めに実施する標準学力検査 NRT において、全学年で全国水準以上と捉えておりますが、全国学力・学習状況調査においては、提示された資料を基に自らの考えを組み立てる力など、特に活用・応用する力に課題があると認識しております。今後は国語を核としながらも、各教科でも多角的な考察や議論を積極的に取り入れ、言語能力の育成に努めてまいります。

次に、2点目の小中学校における新聞活用の現状と推進に関するご質問であります。小学校においては朝の時間に小学生新聞や地元紙を読む学校もあり、新聞記事を通して社会への関心や言語表現力を高めております。中学校においても地元紙を図書館に置き、時事への関心と進路意識の向上に繋げているところでありますが、紙面を丁寧に読むことは、読解力の向上に繋がることから、今後も小中学校における新聞活用を推奨してまいりたいと考えております。

次に、3点目のメディアリテラシー教育の推進に関するご質問であります。学校現場におきましては、情報社会で適切な活動を行うための態度や考え方を示した庄内教育事務所作成の「ICT ステップアップ表」を用いるとともに、外部講師による学習会や家庭への啓発を行い、情報の真偽を見極める力の育成に努めているところであります。今後はネクスト GIGA の展開を見据え、ICT を活用するすべての学習活動を通して、情報の信頼性を確かめる学習や、生成 AI の利点と留意点の指導も更に拡充することを考えております。

次に、4点目の SNS を介したいじめや誹謗中傷に対する現状と今後の方針に関するご質問であります。「三川町いじめ防止基本方針」に基づき、SNS 上のトラブルもいじめとして捉え、早期に把握し、組織的に対応しているところであります。児童生徒には、文部科学省制作の啓発映像等で人権侵害の重大性を伝えるとともに、保護者には家庭でのルールづくりを周知しております。また学校では、楽しい学校生活を送るためのアンケートである Q-U 検査等も行いながら、児童生徒の変化を把握するとともに、場合によっては警察と連携する体制を構築しております。今後も家庭や地域とともに、安全な学習環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ただいま丁寧にご答弁をいただきまして、ありがとうございます。まず、横山城址についての質問でありますけれども、今、教育長からご答弁いただきましたように、児童たちがまず自分たちの足でもって現地に行っていただいて、目で見て、そして地元の方からお話を聞いたりするなどして、学んでいるということをお伺いいたしました。地域の歴史を子どもたちがどのように感じたのか、非常に興味を持ったところであります。例えば、児童たちが授業で学んだことをまとめたり、また独自の目線で紹介する機会があれば、保護者だけでなく地域の方々にも我が町の誇りというものを再認識していただける機会になるのではないかなというように考えます。児童たちが授業でまとめた資料などありましたら、それを秋まつりで展示するなどしてはいかがでしょうか。児童たちが学びを発表する機会についてのお考えを伺います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 授業等でまとめた資料の展示というようなご質問でございました。児童生徒が地域の歴史に触れ、学んだことを自分の言葉でまとめて発信をしていくということは、郷土への誇りを育む上で大変意義のある取り組みであるというように考えております。学校によりましては、学習の成果を新聞形式にまとめましたり、またスライドに整理しまして授業参観で発表したりというようなことを行って、主体的に学びを表現する活動を行っているところでございます。こうした学習の記録は、児童生徒が地域の歴史をどのように感じ取り、どのように理解を深めたのかを示す貴重な資料というような認識でございませう。

ご提案の秋まつりでの展示につきましては、成果物の完成時期等の調整ということが必要ではありますが、可能であれば、学びの成果を広く地域の皆さまにご覧いただく機会として、展示の実施というものを検討してまいりたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ありがとうございます。ぜひ、具体的に検討していただければと存じます。年間わずかではありますけれども、歴史好きの人が横山城址を訪れるというように聞いております。横山城址につきましては、三川町史にも記載があるんですけども、平城であっても天然の要害に囲まれて、守るに易く、攻めるに難い城であったものであろうという記載がありました。70周年記念ガイドブック「なかなか三川町」の中でもそれが引用されて紹介をされております。町内外の方々に対して周知をしていく情報発信についても、今後引き続き取り組みをお願いしたいと思います。

また、維持管理につきましてでございます。関与できる範囲で可能な限り対応を検討してくださるといふことの答弁でありましたので、大変ありがたいなというように思っております。また、先程の同僚議員からの質問に対して、答弁の中でも、公共性を考慮していくといった、そういった支援のあり方について方向性が示されていたように思います。ですので、具体的な支援に関しては、引き続き横山三町内会と協議を行っていただきまして、支援の方をお願いしたいなというように私からもお願いを申し上げます。町内会長からも、町へ相談をしたというように聞いております。伐採処分費にあまりにも大きな規模の費用がかかるというように聞いておまして、私も造園業者の方からそのように聞いておまして、町内会の方でも対応について大変悩んでおられました。維持管理につきましては、原則として、所有者に委ねられるといったことも先程から聞いておまして、理解はしているんですけれども、やはり現実的には町内会だけで解決するのは、非常に難しい状況にあると考えます。

特に隣接する民家に住んでおられる方からも、枯れた木がいつ倒れてくるか分からないので不安であるといった切実なお声をいただいております。また、枝も落ちてくるので大変困っているというふうなこともお聞きしています。また、今年は大変大雪でありましたし、これから台風や強風の心配もございませう。この課題解決が長期化していけば、当然、倒木のリスクが高まってくるものだというように考えます。近隣住民の安全をまず第一に考えまして、そして文化財としての公共的な価値を改めて町の方でも認識をしていただきまして、現実的

な、保全の方向についてまずご支援をいただきたいというように重ねて私からもお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、情報社会に対応した学校教育の充実について伺いたいと思います。先程の教育長の答弁にもありましたように、NRT、全国学力調査の方ですけれども、それだけでは読解力の質的な把握というのがなかなか難しいのかなというように思っております。そうしたことから、読解力のテストについて独自に取り組んでいる自治体もあるというように聞いております。小学校高学年の児童、それから中学校の全学年を対象としたリーディングスキルテストというものを実施している自治体があるというように聞いております。文章だけでなく、図や表などを正しく読み取り、理解する力、これを客観的にデータ化して、それを授業改善に生かしていくというような取り組みが全国の自治体であるというように聞いております。県内でも実施している市町村があるようでありましてけれども、本町での実施についての考えを伺います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） それでは、学校現場の実際の活動についてですので、私の方からお話をさせていただきます。まず、佐竹議員はじめ議員の方々、そして地域の方々からは、本当に子どもたちの教育について強い関心を持っていただき、様々な提案をいただいて、子どもたちを育てていただいていることにまず感謝を申し上げます。文部科学省でも言っているとおり、地域ぐるみで、社会全体で子どもを育てるという形が三川町は本当にできているなというように改めて思います。今後とも様々なご指摘をいただきながら、教育委員会としても子どもたちのより良い成長について検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いをしたいと思います。

今、リーディングスキルテストの話がありました。大変重要な考え方かなというように思います。まず、今現在学校で行っているテスト、学力調査等についてお話をいたしますが、答弁でも申し上げたとおり、年度初めには前年度の学習内容が全国に比してどのくらいの位置にいるかということを知るNRTテスト、標準学力テストというものを行います。それと併せて、中学校3年生、小学校6年生に関しては、全国学力学習状況調査を行うというのがまず4月のテストであります。それだけではなく、また、年度末に近づいた12月また1月、学校によっては違いますけれども、そこでCRTというテストを行います。これは到達度テストといって、今までの学習が十分定着しているかということを重ねて問うテストであります。その他に、それぞれ小学校ではカラーテストといいますけれども、単元ごとのテスト、それから中学校では当然期末中間テスト等のテストが重ねて行われます。

その中で客観的な数字を探っていくわけですが、実は学校現場におきましては、その学年で教えなければならない学習内容というのが大変多くあるということも先生方にのしかかっている負担であります。今現在のテストの状況に更に加えてということになると、やはり教育委員会だけの判断ではなかなかいかないところがあります。また、私が懸念しているのは、それらのテストを先生方がやらされ感の中で、子どももやらされ感の中で行うことが果たして効果があるのかということも考えなければいけません。佐竹議員おっしゃる効果は重々分

かります。また、現場の状況も加味して考える必要があるので、校長会等で意見を聞きながら考えていきたいとは思いますが、今申し上げた今問われている言語能力については、これは三川町だけではなくすべての自治体、または資料活用能力も含めてすべての自治体が課題と思っていることであり、先程お話しした NRT テスト、CRT テストにもそういう傾向が反映されて、その中からも十分に実態を把握できているというように私は思っております。

重ねて申し上げれば、先生方は自分たちの学習の様子を年に数回、他の先生から見ていただいて、校内授業研究会という形で、授業の正しい発問の仕方であるとか、問いかけであるとか、そういうことについても日々研修を重ねております。したがって、テストで客観的に見ることも大事なことですが、先生方が自分たちの授業の中で言語能力、それから資料活用能力を高める指導を今現在進めていることもご理解いただきながら、この課題については校長会とも一緒に考えていきたいというように思っております。貴重なご提案、ありがとうございました。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 校長会の方でもぜひ検討していただければと思います。また、国語の教科書だけでは、やはり読解力だとか語彙力だとかを高めていくのは難しいのかなというように感じます。今、世の中で起こっているようなことは、何が正解なのか分からない、そういった状況でありますし、多角的に考えなければいけないことも多々あります。自分ならこう思う、他の人だったらどう思うだろう、そうした思考力というものは、言葉に出して自分の考えを伝えていく。この力も鍛えていくことが必要でありまして、そうした能力の育成については、私は新聞は大変役に立つ教材であるなというように日頃から思っております。

小学校における新聞活用の状況、先程小中学校における状況を聞いたところでありますけれども、小学校での具体的な取り組みについて伺いたいのですが、今現在は3校すべての小学校で実施しているわけではなくて、一部の学校で実施している状況なのか、また、それは学校長の判断によって実施しているのかどうか、そこをお聞きいたします。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 小学校における新聞活用の状況、他校の状況というところでございましたが、こちらにつきましては、特定の学校のみではなく、他の小学校においても実施をしているものでございます。例を挙げさせていただきますと、新聞を読んでみてと積極的な声かけというのは行っているところでありますが、このほかにも三川町の記事とか、また小学生になじみのあるような、例えば田植えとか祭りとか、そういった記事があれば、付箋を貼ってメッセージをつけて、手に取りやすく読みやすいような形にしたり、また新聞の花を咲かせようというようなイベントを設けて、新聞を読んだら児童が花のシールを貼るといったような取り組みを行うなどしまして、楽しみながら新聞に親しめる工夫も行っているところでございます。こういった取り組みによりまして、これまで新聞に触れる機会が少なかった児童も、新聞の読み方、紙面の構成、社会の出来事などに自然と関心を持つようになり、楽しみながら読解力や表現力の育成に繋がっているものというように認識をしているところでございます。

また、学校長の判断で実施しているのかというようなご質問でございましたが、これにつきましては、学校における教育活動は、最終的には学校経営の責任者である校長の判断のもとで進められるものであると認識をしているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 非常に楽しみながらそういった取り組みを実施しているということで大変うれしく思います。これからも、やはりそういった取り組みを3校すべての小学校においても実施していただければと思います。また、予算、授業時間数、先生方の負担が増えるなどということも課題としては多くあると思うんですけども、やはり他の市町村でも取り組みが広がっているような状況だと伺っております。近隣市町村の小学校では、国語の授業などで地元紙からやはり気になる記事を選んでスクラップしたり、記事について発表するなど活用をしているというように聞いております。また、日直当番がホームルームで注目した記事を発表するといった取り組みもあるそうです。そうした推進についても今後検討していただければと思います。

また、中学校の取り組みの状況なんですけれども、毎週土曜日ですかね、山形新聞に1学級1新聞に取り組む学校の生徒が気になった記事に対して書いた感想文が連載をされているんですけれども、その中で三川中学校の生徒が書いたものも掲載されておまして、私も読ませていただきました。例を紹介しますと、1月10日号では、聴覚障がい者による国際スポーツ大会東京デフリンピックについての記事に地元出身選手の活躍に注目をしたという生徒の感想が掲載されておりましたし、また、1月17日号では、出没が相次いでいるクマの生態について記事を見て学びを深めたという生徒の感想が書かれておりました。世の中の動きに関心を持って、視野を広げることに役立っているなというように感じたところであります。記事の要約やアウトプットは、言語化の応用力にも繋がってくるのかなというように思うんですが、学校では気になった記事について感想を書くだけでなく、それを発表したり、他の人がどう思っているんだろうというようなことで意見交換を行う、そういった機会があるのかどうか、その中学校での実際の取り組みの様子を少しお伺いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 中学校での新聞活用の状況というようなご質問でございました。気になった記事を取り上げて感想を発表するという形では行っておりませんが、中学校3年生の国語の授業において、新聞記事を教材として取り上げて、その内容を読み取った上で、出来事の背景や筆者の意図について考えたり、記事の要点を整理して自分の考えをまとめたりするという学習を行っております。具体的には、東日本大震災に関する記事を題材とした教育学習がありまして、災害の記憶や経験を伝えることの意義について考えるとともに、災害時における情報の伝わり方や新聞などメディアの特徴や役割について話し合う活動が行われております。更に、記事の発信者の意図や心情、当時の状況などについて想像しながら、自分の考えをまとめ、お互いに意見を交換するというような学習を行っているような状況であります。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8 番（佐竹優子議員） 具体的に教えていただきありがとうございます。本日、3月11日は、東日本大震災から15年が経過したということでもありますけれども、やはり今の中学生はその当時に生まれた子どもたちであり、やはり震災後に生まれた子どもたちでもあるわけです。そうしたことで、当時の状況がやはり新聞やテレビを通して見聞きして知ったという子どもたちも多いというように伺っております。こうしたことを授業を通して当時の様子などを知る、また新聞等で報じられている内容を見ていただいて、知っていただく機会が今後もあることを願っております。

他にも、新聞に掲載されておりました県内の子どもたちが書いた感想文などを、私、読ませていただいておりますが、他市町村の児童生徒たちの活動を、新聞を通して、見ることによって刺激を受けるということもあるようでした。新聞ではやはりそういった他の学校でどういった活動をしているかなど知ることになりますので、自分の興味関心を広げるといったことにも繋がりますし、やはり社会との繋がりを意識するきっかけにもなるように思います。また、それが将来の自分のキャリア形成、あるいは主権者教育ということにも繋がっていく非常に大事なものであると思いますので、引き続きこのNIEの新聞活用の取り組みを、三川町でも推進していただきますようお願いをしたいと思います。

続きましては、メディアリテラシーに関してでありますけれども、こども家庭庁のアンケート調査によりますと、保護者がインターネットに関する啓発や学習を受けた経験というのは、保護者会やPTAの研修、学校から配布された啓発資料の割合が多くなっておりました。保護者にとっても学ぶ機会が必要だなというように思うんですけれども、この保護者への情報提供の機会、あるいは先程答弁の中にもありました外部講師による研修、こういったところの状況について教えてください。

○議 長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 外部講師による研修の内容と家庭への情報提供についてというようなご質問でございました。インターネットやSNSの特徴、情報の信頼性を見極めるためのポイント、更に生成AIを利用する際に押さえておきたい基本的な考えや注意点など、いわゆるメディアリテラシーを高めるための学びの場というところは設けているところでございます。具体的な取り組みの一例といたしましては、講師に酒田光陵高校の情報教育を担当する教諭を招きまして、子どもとその保護者を対象にしまして、AIの仕組みや活用の考え方、インターネットやAIを利用する際に自分で考え、正しく判断することの大切さなどについて学ぶ機会ということで実施をしたところでございます。こうした学習会を通じまして、子どもだけでなく保護者にもAI活用に関する理解を深めていただく契機としておりまして、家庭での見守りや適切な利用について考えていただく機会になっているものというように捉えております。

○議 長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8 番（佐竹優子議員） 2月26日付けで、こども家庭庁より発表された速報値でありますけれども、10歳から17歳の子ども、1日当たりのインターネット平均利用時間が約5時間27分に上って、過去最長であったというように報じられておりました。子ども専用のス

スマートフォン利用率も、中学生で95.4%、高校生で99.1%でありました。スマートフォンの利用内容といたしましては、中高生の90%以上が、SNS等のコミュニケーションの目的で利用をしているということでありました。SNSでは、正しくない情報も拡散されまして、それに意図せず子どもたちが触れてしまうような機会もあるのではないかと思います。

情報リテラシー教育におきましては、情報の信憑性を批判的に評価する批判的思考、いわゆるクリティカルシンキングを身につけることが重要になってくるものと考えます。こうした力は、一朝一夕には身につくものではなくて、小学校から中学校まで継続的に育てていくことが必要だと考えております。NIEの活用なども含めまして、やはり9年間を見通した小中学校の連携の中で、どのようにこの力を育てていくのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 今、佐竹議員おっしゃるように、SNSの利用が大変増えております。増えている、便利な反面、それに影響されること、また事件に結びつくこと、かなり出てきていることも事実であります。今お話があったその内容については、まず様々な情報を自分で考えて自分で判断する力、それをつけていくことが大事かというように思います。今お話にあったとおりに、一朝一夕でそれがかなう問題ではありません。また、学校だけがそれを行っても効果が上がるものではありません。家庭と社会と、そして学校も、すべての機会子どもたちにその情報は正しいのか、それでいいのか、他の意見はないのかということ問い続けていくことが大事かなというように思います。

そういう意味では、フェイクニュース等も多々あるわけですが、学校で行っていることは、まず教育の中でそういう情報を扱う場合に、教師自身が先程お話したように、授業の機会あるごとにその情報だけがあったのか、その情報が正しいのかということ問い続けていくこと。それから、保護者については、学校から保護者への啓発を行うとともに、保護者の皆さまに自分の子どものSNSを含めたそういう情報について責任を持っていただくこと、こういう姿勢が大事かというように思います。学校で行えることは、子どもたちの指導プラス保護者への啓発です。今も行っていますけれども、今後それらはますます大事になってくると思われまますので、その点については更に学校と協力をしながら、機会あるごとという姿勢で取り組みたいと思っています。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 今伺ったとおりやはり学校だけでこの能力を高めていくということはやはり難しく、地域も社会も一体となって進めていくものだというように私も思うところあります。やはり9年間の学びの継続という点では、三川町は小学校三つあるわけですが、中学校一つになるというところで連携した教育が取り組める、そういった環境にあるというように思いますので、そこの利点をぜひ有効に生かしていただきたいなというように思うところあります。

今の時代というのは、非常にSNS上でのいじめというのが問題となっております、いじめ動画が全国的にも拡散されるなど、相次いでいることを受けまして、文部科学省が全国の

小中学校の、あるいは高校への今年度中にアンケート調査を実施して、見逃しているいじめがないかどうかを確認するように通知を出しているということを伺っておりますが、その点につきまして、町での対応状況について伺います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） SNS 上でのいじめ動画の拡散事案に関する町の状況というようなご質問でございました。文部科学省の方から、こういった同様のいじめがないか確認するように通知が発出をされているところでございます。本町におきましても、この通知を受けまして、各学校において児童生徒の聞き取りを行いまして、SNS 上でのいじめや動画の投稿、拡散に関する実態の確認を行ったところでありますが、現時点において該当する事案はなかったというような報告を受けているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） まずそういった事案はないということで安心をしたところでありますが、やはり分かりづらい SNS 上でのいじめというのは、場合によっては警察あるいはサービスを提供するプラットフォームとの連携も必要になってくるかなと思いますので、児童生徒の安全確保、それから、ケアに十分に配慮をしていただきながら、今後の体制づくりを進めていただきますようお願いを申し上げます。

不確実性がより一段と高まった今の時代を生き抜く、そういった力を身につけるためにも、子どもたちが多様な情報を読み解き、自ら考え、判断し、責任を持って行動する力、これまで以上に求められているなというように感じるところであります。その基盤となるのは、やはり言葉の力であると思いますし、情報を読み解き、他者と対話しながら学びを深めていくものだと思います。重要なのは、プログラミングあるいはAI活用のスキル、そういったものの英才教育ではないと私は考えております。小中学校9年間を通した学びの積み重ね、子どもたちが情報社会を主体的に生きていく力を身につけられますように、教育の更なる充実を期待しておるところであります。

続きましての質問に移ります。健康診断、各種がん検診の受診率向上につきましての質問であります。まず、オンラインでの申し込みの状況については、令和6年度からスタートしたということで聞いております。そのときから比べて今回2回目ということで、申し込みの方がオンラインを使った方が倍増しているという状況をお聞きしたところであります。この仕組みを作ったのが、アンケートフォームの既存のプラットフォームを利用して職員が構築したというように伺ったのであります。この仕組みを外部の業者に発注して作ってもらったのかなというように私は思っていたんですけども、そうではなくて、職員が内製したというのを聞きまして、大変驚きました。というのも、やはりあまりにも高いレベルでできている、大変よくできている仕組みだったんです。費用をかけずにまずこの仕組みを構築したという事実、そして職員のスキルの高さに、とても感心したところでございます。町民の利便性向上にも大変大きく貢献するものだと思いますので、引き続きこの利用促進に向けた情報発信に取り組んでいただきたいと思います。

さて、先程の答弁の中でも触れられておりました後期高齢者の健康診断等受診状況、これ

は上昇の傾向にあるということでありましたけれども、令和6年度の受診状況36.1%の方が受診しているということでありましたけれども、まだ少し伸び代があるのではというように思ったんです。そこで、後期高齢者の方の健診の受診について考えてみたところですが、やはり高齢者層では、通院している方が普段から多いというように考えられます。通院しているので健診を受けなくてもいいのではないかと考えている方が多いのではないかなと思うんですけれども、確かに持病で血液検査などを実施している方ですと、先生に診てもらっているし、わざわざ健診に行くのは二度手間だと考えてしまうのは当然のことかなと思います。一方で、他の病気に気づくことができなくて病気が進行してしまう、そういったリスクも考えられるのではないかなと思います。

そこで、健診に必要な血圧、脂質、血糖、肝機能などの検査データを通院先の医療機関から自治体へ提供してもらいみなし健診の仕組みを導入する自治体も多くあるそうですが、三川町ではこのみなし健診の実施についてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） みなし健診に関するご質問でございます。みなし健診につきましては、医者で受けたものに関して、健診検査項目と同様の検査結果を本人のもとに医療機関から市町村に提供する、それによって健診を受けたものとみなすという制度でありまして、三川町はまだ今現在はしておりません。ただ、来年度から県内全市町村がその仕組みというか、そちらの方に加わってスタートするというようになっておりますので、本町といたしましても来年度途中からになると思いますけれども、みなし健診をスタートする予定でございます。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 来年度の途中からそういった事業が県内全域で行われるということでありましたので、まずはみなし健診というのは、なるべく健診を受ける方の負担を軽減するというについては大変有効的な手法だと感じまして、重症化を防ぐことによって、その医療介護の給付費を抑制していくことにも繋がっていくものだというように期待しておりますので、ぜひこの取り組みについても推進の方をお願いしたいと思います。

続きまして、女性特有のがん検診についてお聞きしたいのですが、第3期のMターン戦略、パブリックコメントを行っておりまして、公開されておりましたけれども、その中でKPIとして、この20代から30代女性の子宮頸がん検査受診率を掲げているんです。ここで令和6年度時点で16.6%だった受診率を、令和12年度に20%まで引き上げるということを目指しているようでありました。この具体的な取り組みについてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 女性のがん検診の受診率につきましては、特に乳がんですとか子宮頸がんの方は受診率が低いような状態にあります。その要因としましては、やはり特に若年代の方が受診率が低いということで、まだ自分のがんにならないであろうとかいう、そういう認識の甘さとか意識に加えて、仕事をしているものですから時間的余裕がない、

また、もう1点その検査の種類によりまして、女性特有の検査に対する恥ずかしさというか、そういうような受けにくさというのがあるのではないかなと感じているところです。町としましては、やはりまずは啓発ですとか、勸奨に努めていくしかないというところがございまして、どのようにしたら受けるかというのを広くPRといいますか、そういうものを通して進めていくのがやはり一番なのではないかなと思います。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） やはり今、課長の答弁にもありましたとおり、若年層の女性、女性に限らずですけれども、やはり時間的な余裕がないということ、個別にクリニックに行っても、なかなか自分の休みの時間を使っていかなければいけないとか、仕事を抜けていかなければいけないなどということもあります。先程、やはり、特に乳がん検診ですと、例えば痛みを伴うですとか、そういったこともありますし、なかなか受けるということに関してはハードルが高いというのは事実であります。

ちなみにですが、3月8日は、国際女性デーでありました。厚生労働省では、毎年3月1日から3月8日までを女性の健康習慣を啓発する期間として定めています。女性特有の健康課題に関して、国、自治体、企業と連携をして、その周知をしていく、そういった週間になっているそうです。女性特有のがん検診の啓発活動を行うタイミングとしても、その国際女性デーに合わせた、例えばですけれども、SNSを活用した発信、広報活動などを行っていくといったことも一つの方法ではないかなと私は思います。

特に働く女性というのは、子育てなどもありますので、忙しい日々を送っているわけでありまして、とかく自分の健康は二の次になってしまいがちであります。企業において婦人科検診の重要性を認識してもらうことも必要だと思います。そのためにえるぼしプラス、えるぼしプラチナ認定などの認定に関して、事業者呼びかけをしていくということも一つの手段ではないかなと思います。先程同僚議員の質問にもありました、企業等の誘致策にも関わるような、そういった有効的な方策ではないかなと思います。そうした様々な方法を検討していただきながら、町民の健康寿命を延ばすための施策をなお一層推進をお願いしたいと思っております。

健康保険の制度におきましては、この保険者努力支援制度のインセンティブにも繋がってくるような問題だと思いますので、ぜひ今後も、引き続きオンライン申し込みの更なる倍増も目指していただいて、啓発、なおかつ情報発信、そういったところも取り組んでいただければと思いますので、そこの推進をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、8番 佐竹優子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午後 1時58分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、7番 砂田 茂議員、登壇願います。7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員）

1. 健康保険証について	1. 厚生労働省は令和7年11月に、令和8年3月末まで従来の健康保険証で受診できるという暫定措置を医療機関や薬局に通知していた。4月以降の対応はどのようになるのか伺う。
2. こどもの意見表明について	<p>1. こども基本法の基本理念に「こどもの意見を表明する機会の確保」「こどもの意見の尊重」が謳われている。こどもの意見表明についての認識を伺う。</p> <p>2. こどもたちが意見を表明する機会と社会活動に参画する機会はどのように確保されているのか伺う。</p>
3. 農福連携について	<p>1. 農業と福祉の連携は、障がい者の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みとされている。農福連携についての認識を伺う。</p> <p>2. 農福連携は、農業における担い手不足や高齢化といった課題と、福祉における障がいのある人の働く場の確保や賃金(工賃)の引き上げといった課題解決に期待がある。本町においての農業従事者の状況と、障がい者の働く場の状況を伺う。</p> <p>3. 改正食料・農業・農村基本法でも農福連携の推進が新たに位置づけられている。本町でのこれまでの取り組みと、それを踏まえた今後の方向性を伺う。</p>

通告に従い一般質問をいたします。

質問事項1、健康保険証について。

厚生労働省は令和7年11月に、令和8年3月末まで従来の健康保険証で受診できるという暫定措置を医療機関や薬局に通知しておりました。4月以降の対応はどのようになるのか伺います。

質問事項2、こどもの意見表明について。

こども基本法の基本理念に「こどもの意見を表明する機会の確保」「こどもの意見の尊重」が謳われています。こどもの意見表明についての認識を伺います。

こどもたちが意見を表明する機会と社会活動に参画する機会はどのように確保されているのか伺います。

質問事項3、農福連携について。

農業と福祉の連携は、障がい者の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、

社会参画を促す取り組みとされています。農福連携についての認識を伺います。

農福連携は、農業における担い手不足や高齢化といった課題と、福祉における障がいのある人の働く場の確保や賃金（工賃）の引き上げといった課題解決に期待があります。本町においての農業従事者の状況と、障がい者の働く場の状況を伺います。

改正食料・農業・農村基本法でも農福連携の推進が新たに位置付けられています。本町でのこれまでの取り組みと、それを踏まえた今後の方向性を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の健康保険証について、4月以降の対応に関するご質問ですが、医療機関の受診にあたっては、本町が保険者となっている国民健康保険制度だけでなく、協会けんぽや共済組合、後期高齢者医療など、すべての公的医療保険制度に共通するものであり、令和6年12月2日より、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆる「マイナ保険証」による受診を基本とした仕組みへと移行したところであります。移行後の混乱を避けるため、令和8年3月末までは従来の健康保険証での受診もできるように暫定措置が取られたものでありますが、この暫定措置につきましては、現在のところ延長するとの情報はないところであり、3月末で終了予定のため、4月以降は、マイナ保険証や資格確認書で受診することになる見込みであります。

後期高齢者医療につきましては、昨年7月にマイナ保険証の有無に関わらず全員に令和8年7月末までの資格確認書が交付されており、国民健康保険においては、マイナ保険証のない方に資格確認書を交付したところであります。また、マイナンバーカードにおける電子証明書の有効期限の3ヵ月前から更新の案内をし、引き続きの利用に支障がないよう対策を講じているところでありますが、有効期限が切れてしまった場合には、資格確認書の交付を行っており受診への影響が出ないように対応しているところであります。

今後とも、問い合わせ等があった場合においては、引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。

質問事項2のこどもの意見表明について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

こども基本法におきましては、こどもが自らの意見を表明する機会を確保し、その意見が尊重されることを基本理念として定めております。こどもが自分の生活や成長に関わる事柄について主体的に意見を述べることは、権利として保障されるべきものであり、本町としても極めて重要であると認識いたしております。

また、令和8年度策定予定の「三川町こども計画」につきましては、今年度子どもたちや保護者等へアンケート調査を実施し、日常生活で感じていることや町への意見について収集を行ったところであり、その意見等を計画の内容に反映していく考えであります。

また、子ども会育成会や地域行事、生涯学習の場となる社会教育活動、ボランティア活動など、社会活動への参画においても、地域の方々と関わる多様な活動を通じて、子どもたち

が自らの意見を述べ、社会と繋がる機会を確保できていることから、今後も、子どもが意見を発しやすく、社会に参加しやすい環境づくりを地域とともに進めてまいりたいと考えております。

質問事項3の農福連携について、1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

農福連携につきましては、文字どおり「農業分野」と「福祉分野」が連携し、心身に障害のある方や、ひきこもり等により社会から孤立している方などが、農業の現場で働くことにより、障がい者にとって「雇用機会の提供」や「自立支援と社会参加の促進」が期待できる取り組みであります。一方、農業者にとっても「担い手不足の改善」や「営農の継続」「経営の拡大」が期待できる取り組みであると認識しております。

町で把握している最新のデータによれば、本町の農業従事者数は、離農や農地の集約化が進んだことにより294人となっております。

これまで、本町では、農業分野における人手不足解消策の一つとして、農福連携により労働力を確保できる可能性があることを農業者に紹介してきましたが、実施されている事例はごくわずかで、思うように農業者に浸透していないのが現状であります。その要因としましては、障がい者に関する情報が少なく、農業者に詳しい情報を提供できていないことが挙げられます。農業者にとりましては、障がい者を受け入れた場合のイメージができず、積極的な障がい者の雇用に踏み切れていないものと推察しております。

今後につきましては、障害福祉サービス事業所から障がい者の特性や作業能力、希望する作業などに関する情報の提供を求めるとともに、農業者に対して、障がい者の受け入れを判断できる具体的な情報を伝えるなど、双方のマッチングに繋がるよう必要な取り組みを模索してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 健康保険証についてですが、ご答弁では4月以降、暫定措置は終了というようなご答弁でした。これはこういう情報が徹底されているのか不安に思うところです。ただ、ここでこういう質問をしなければならぬこと自体、国民に対する国の責任のあり方に疑問を持っているところです。そういう疑問を持ちながら質問していきたいと思いません。

厚生労働省は、厚生労働省からの重要なお知らせ「医療機関・薬局の窓口における資格確認方法等について」として、2025年11月14日に全国の医療機関・薬局に対して、12月2日以降の従来の健康保険証の取り扱いについてメールで案内しております。この中で、暫定的な取り扱いとして、12月2日以降、期限切れに気づかず、健康保険証を引き続き持参してしまった患者や保険者から通知された資格情報のお知らせのみを持参する患者については、加入している保険者によらず、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるという内容の案内です。

その上で、2026年3月末、今月末までとしておりました。これは事実上、先程もありまし

たけれども、健康保険証の有効期限が2026年3月末まで延長されたことを意味しておったんですが、厚生労働省は被保険者である国民には周知する必要はないとして、医療機関向けの周知に留め、しかも健康保険組合から被保険者に周知すべきかとの照会に対して、聞かれたら回答すればよいと説明していました。これは全国保険医団体連合会の資料によるものです。つまり国民に教える予定はない、聞かれたら答える、こういう厚生労働省の態度には疑問を感じているところです。

そこで確認したいと思います。国民健康保険それから後期高齢者医療を除く協会けんぽなどのすべての健康保険証の有効期限が2026年3月まで延長されたということが町の方の広報やお知らせ版には掲載されていなかったと思います。そもそも、この3月末までの暫定措置、こういう情報は自治体の方に伝わっていたのかどうか、初めにそこを確認したいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） 町の方に2026年3月末までで期限が切れるというお知らせが国の方からあったかということでしたけれども、先程議員おっしゃるとおり、国の方からは疑義解釈ということで、広報をなささいというよりは、こういう場合、この取り扱いはこうしてくださいというようなQ&Aは来ているところがございます。それに基づきまして、町の方では国保・後期のみに限らず社会保険も含む制度であることから、国の方で周知をするということでしたので、町の広報等の掲載は行っていなかった状況でございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 伝わっていなかったということでした。国民健康保険以外の協会けんぽなどに加入している町民も多数いるわけですから、やはり何かしらのお知らせは必要だったのではないかと思いますし、何より本来は国がしっかりと知らせるべきであろうと思うところです。

そこで、山形県国民健康保険及び後期高齢者医療保険の資格確認書、令和7年8月1日に交付されたものですが、これは従来の保険証と同様に申請手続なしに町の方から手元に送られてきているものですが、有効期限は令和8年7月31日となっています。この有効期限のそれ以降はどうなるのか伺いたと思います。というのは、これまでの保険証は廃止で、そしてマイナ保険証での受診ですとか、そして、いついつまでは使えるなど保険証の扱いがその都度変わること、国保の加入者にも戸惑いや不安の声があります。先程答弁でもございましたけれども、有効期限以降どうなるのか。再度ここをしっかりと確認したいと思います。お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） まず最初に、国保の加入者に関しましては、昨年の資格確認書等を送る際に、マイナ保険証等に係るリーフレットを一斉交付、更新の際に送付をしております。その中で暫定的な措置というのは書いていなかったところですが、保険証としての有効期限後はマイナ保険証あるいは資格確認書を持って医療機関を受診してくださいというようなお知らせを昨年しております。

今後の取り扱いですけれども、今の現在の予定となりますが、国保に関しましては、令和8年7月中に資格確認書に該当している方に関しましては、資格確認書を一斉送付する予定でございます。また、7月中にマイナ保険証に該当している方につきましては、昨年と同じように資格情報のお知らせを一斉送付することとしております。

また、後期高齢者医療につきましては、昨年はマイナ保険証を持っている、持っていないに関わらず全員に資格確認書を送ったところですが、こちらの方が国の考え方が変わりました、送り方が変わる予定となっているところがございます。

変わった後ですけれども、令和8年8月以降につきましては、85歳以上の方全員に対しましては、マイナ保険証を持っているか持っていないかに関わらず、新たな資格確認書を7月中に送付する予定としているところがございます。また、84歳以下、75歳から84歳の方になりますけれども、こちらは2通りに分かれることとなる予定でございます。マイナ保険証を普段からご利用していない方につきましては、新たな資格確認書を7月中にお送りいたしますので、引き続き資格確認書での受診が可能となっております。また、84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されている方、こちらにつきましては、資格確認書を送らない予定となっているところがございます。ですので、マイナ保険証で受診していただくということでした。

その理由といたしましては、マイナ保険証のメリットを周知していただくということとして、過去のお薬、診療データに基づいて医療が受けられるだとか、突然の手術や入院の際に高額な支払いが不要になる、この辺の周知も併せましてということでの交付される予定としているところがございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） また、少し複雑になったのかなという感じがします。それで保険証はやはりこの間、国民皆保険が成立してから長きにわたって、いつでも誰でもどこでも安心して医療を受けられる身分証明書として親しまれてきたと思っております。政府は2022年10月、医療現場の意見も聞かずに突如として保険証の廃止とマイナ保険証への一本化を表明しました。その後、様々なところで様々なトラブルが出ている中で、マイナ保険証が普及してきていると、こういう状況にあると思うんですけれども、本町での普及率、マイナ保険証の普及率はどのくらいになっているのか。併せて、この普及率についての受けとめをお聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 本多町民課長。

○説明員（本多由紀町民課長） マイナ保険証の普及率ですけれども、最初に国保の方になります。最新のデータで、令和7年12月時点になりますが、被保険者数1,257人中、マイナ保険証の登録者996人で、普及率としては79%となっているところがございます。後期高齢者医療につきましては、若干データは古くなりますが、令和7年9月時点で被保険者数1,373人中、マイナ保険証登録者952人、普及率が69%となっているところがございます。

全体といたしまして、8割、7割の普及率でありますし、三川町のマイナンバーカード自体の現在の有効枚数が84%程度ですので、それを鑑みれば、ある一定の方からはマイナ保

険証として利用していただいているものと認識しているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 本町での普及率は8割、7割ということでした。医療機関では、現在もマイナ保険証の読み取りができないなどのトラブルが出ているとの報道もあります。マイナ保険証の保有率は国民の8割になっていると言われておりますけれども、利用率自体は4割程度という低調さになっているところで、これはマイナ保険証に対する不信感の表れではと思うところです。そして、今後も様々な場面での混乱が心配される場所でもあります。

そうした中で、東京都世田谷区では、この混乱を避けるために、マイナ保険証の有無、ありなしに関わらず資格確認書の一律送付を行っているということです。本町でも今後、町民の心配を払うために検討していただければと思います。

次に移ります。子どもの意見表明について伺っていきます。質問要旨の意見表明の認識と機会の確保について、併せてお聞きしたいと思います。子どもに意見を言うことをためらわせるような権威的、威圧的と言いましょか、あるいは管理的なとか調和の押しつけ、意見を言っても仕方がないという雰囲気、このようなことがなく、どんな意見も言えるし、まずは受けとめてもらえるという子どもへの安心感、これを与えることなくして意見の尊重とはならないと考えます。子どもの意見はとりあえず聞けばいいんだとか、その意見に蓋をするとか、こういう状況をなくしていくというのが、こども基本法が求める意見の尊重の趣旨と考えますが、いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） 議員がおっしゃるように、こども基本法における子どもの意見の尊重とは、子どもの意見を形式的に聞くだけの状況を改めて、子どもが自らの意見を表明し、それが政策や支援の検討に実質的に生かされることを求めるものということで認識をしているところです。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 今年は国連子どもの権利条約に批准してから32年目になります。国連に加盟している国の数を上回る196の国と地域で締結され、世界で最も広く受け入れられている人権条約となっております。しかし、日本政府は、国連・子どもの権利委員会から、自己に関わるあらゆる事柄について、自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないなど、繰り返し勧告を受けてきました。

そういうもとで、ようやくですが、こども基本法が制定されてきたと思います。こども基本法の第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」としております。本町においての策定状況、これはどうなっているのかお聞きします。

○議 長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） 本町におけるこども計画の策定状況についてのご質問でした。計画策定に向けた現在の状況につきましては、令和8年度の計画策定に向け、今年

度、小学校5年生と中学校2年生、その保護者、更に高校生から29歳までの若者を対象にアンケート調査を12月から1月にかけて実施したところでございます。これは、子ども自身の思いや保護者の声、そして若者世代の経験や考えを広く把握し、計画に反映させるためのものでございます。現在、そのアンケート結果で得られた意見、課題等を整理した上で、来年度開催の子ども・子育て会議にお諮りし、委員の皆さまからご意見をいただきながら計画の方向性を検討してまいりたいと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） こども計画ということでございました。現在策定されております子ども・子育て支援事業計画とこども計画の位置付けはどのようになるのか、伺います。

○議長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） 本町では、現在、第3期三川町子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、保育や放課後児童クラブなどの子育て支援サービスを進めているところでございます。来年度策定予定の三川町こども計画は、こども基本法に基づく子ども施策全体のいわば最上位計画であり、子どもの権利保障を基本に、教育、福祉、貧困対策など幅広い分野を対象とする総合的な計画となります。

そのため、このこども計画の中に、現在の子ども・子育て支援事業計画を包括的に盛り込む形とし、更に、子どもの貧困対策や若者育成支援なども含めることで、町としての子ども施策を一体的に整理し、進めていくことを目指しているものでございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） このこども計画の策定にあたっては、アンケートということをおっしゃってございました。その中で、小学5年生と中学2年生、その小学生、中学生の中では5年生と2年生に限定されたようですけれども、この意味はどういうことでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） 小学校5年生と中学校2年生を対象としたアンケートにつきましては、国のガイドラインでも推奨されている年齢層でございまして、子ども自身が自分の考えを言語化しやすい時期であるということから採用しているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） ありがとうございます。このこども基本法に併せて示された改訂生徒指導提要では、校則について時代に合わないブラック校則の見直しを強く促しています。その際の方向性として、生徒や保護者などの意見を聞くことと謳っております。三川中学校の校則、校則とは言わず、ここでは生活の約束という形であるようですけれども、その内容を見ますと、持ち物、それから服装について、校内・校外での生活について、登下校についてなどの項目がありますけれども、これは生徒の意見を聞いて、そしてそれが反映されてきたものか、どういうように作られてきたものか伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 三川中学校における生活の約束についてでございました。学校として生徒の意見を踏まえながら運用していく仕組みを設けているというような状況でござ

います。具体的には、年度当初の4月に生徒指導担当教員が全校生徒に対して、その約束の内容ですとか、また趣旨について説明を行いまして、生徒一人ひとりが学校生活の決まりについて理解を深める機会を設けております。

その上で、内容の見直しや改善について生徒から要望や意見が出された場合には、生徒会執行部を中心に意見を整理いたしまして、生徒総会などの場で話し合うことができる仕組みとなっております。学校としましても、そうした生徒の主体的な話し合いを尊重しながら、必要に応じて教職員と協議し、学校生活の実情に即した形での見直しを図っていくこととしております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 生徒の意見が反映されたものというように理解しました。これまで議会においてもこの場所で小学生との議場懇談会、あるいは中学生との議場懇談会、また、議員それぞれが活動の中で子どもの意見を聞き、一般質問や要望書等で町政に反映されるよう伝えてきておりました。

三川町行財政改革推進プラン（第8次三川町行財政改革大綱）の中でも情報発信の強化と協働の推進の具体的な取り組み項目の二つ目に、広聴活動の充実と各種団体等からの要望に応じ、「町長と語る会」等を開催するなど広聴活動の充実を図ります。このようにあります。また、施政方針の中でも、従来の「町長と語る会」などの広聴活動に加え、SNS等を活用し若者をはじめとする幅広い世代の意見を募集する機会の創出に努めるとありましたが、子どもたちとの語る会など、こういうもののお考えもこの中には含まれているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） 町長と子どもたちが直接語り合う機会を設けてはどうかというご提案についてでございました。本町では、三川町議会の取り組みとして、毎年子ども議会を開催しており、各小中学校の児童生徒が学校での学習や話し合いを重ねた上で、しっかりと準備をして臨んでいただいているものと認識しております。

この子ども議会に参加するにあたり、学校現場でも相応の準備や指導が必要となることから一定の負担が生じているものと思っております。そのため、新たに町長との語る会を別途設けるとなると学校側の負担が更に増えることが懸念されます。そこで、まずは現在実施している子ども議会の場を最大限に活用させていただき、子どもたちの意見を丁寧に受けとめ、計画づくりにも生かしていきたいと考えております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 行政に子どもの意見を反映し、そして進めていただきたいと思いますが、いきなり意見を聞かれても、うまく自分の持っている思いを伝えられない。そもそも意見をして無意味だと考える子どもも多くいるのではと思います。子どもが日頃から意見を言い合える機会や意見表明の場を作ること、自分の権利を理解し、社会の一員として活動するための意見表明の意欲を養う支援、これは本当に重要なことだと思います。

ここで一つ町長に提案したいと思います。小学校あるいは中学校などでの例えば給食の時

間にでも、町長が子どもたちと一緒に給食を食べながら会話の時間を持っていたらと思います。給食の食材についてでもいいですし、学校での出来事、あるいは議会にも多く寄せられておりました公園のこと、通学路のことや商業施設のことなど、子どもたちの視点から多くの気づきをもらえるかもしれませんし、何より子どもたちが大人に対して自分の意見を言ってもいいんだと、自分の話を聞いてくれるんだと安心して話せることが大切だと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） こども基本法による子どもの権利というような部分での理念に基づいた子どもたちとの様々な広報・広聴活動の一環としてというようなご意見というように受けとめたところでありますが、私も就任以来、中学生あるいは若い世代の方々との意見交換の場は様々な機会を設けさせていただきました。三川中学校で全校生徒とこのような意見交換の場を設定した経緯もあったのですが、なかなか生徒が、議会のようにこういう場における直接的な意見交換の場だと発言はしやすいのかなというように感じたところではありますけれども、全校生徒の前となると、やはり非常に遠慮した発言にならざるを得ないのかなというようにときもあったというようなことで、現在のような経緯があったというように受けとめているところであります。

こういった面については、小学校における学校給食を一緒に食べるという機会もありましたし、そういった部分についてはやはり必要性というのは感じております。ただ、町内の3小学校、中学校というような状況の中においての、先程の答弁にもありましたが、やはり日程調整等においては非常に学校行事あるいは授業等におけるその調整が難しいというようなことで、今までの中においてはそういう機会が少なかったと思いますが、しかしながら、これからの教育環境という部分からすると、やはり子どもたちがどのような生活を送っているかとか様々なことを、現場を、実際子どもたちの活動を見るということも必要だなというように思っております。

ただ、今、町では総合教育会議というようなことで、毎年ローテーションで小中学校を訪問させていただいておまして、その現状等については十分説明をいただきながら理解をしているところであります。

これからもやはり子どもたちのみならず、これからの地域を支える若い世代の方々との話し合いによって、家庭生活あるいは子育てにおける種々の課題、更には学校教育等に関しての意見というものも、やはり家庭の中でのそういう親子の会話というものについての様々な意見を聞くということは必要だということは認識をいたしているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） ありがとうございます。これからの時代、やはり地域社会を担っていく子どもたちの意見に耳を傾け、今後の町政に反映されていかれることを望むとともに、やはり何より子どもたち自身が社会の一員だという自覚を身につける、そういう支援がとても大切になっていると思います。こういうことを共有いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

農福連携について伺います。2025年1月31日、昨年1月ですけれども、社会福祉法人月山福祉会というところで主催した先駆的農福連携に学ぶ研修会が出羽庄内国際村を会場に開催されております。その中で、少し長いんですけれども、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課農福連携推進室長の渡邊桃代氏を講師に迎えての「農福連携をめぐる情勢」という演題での講演がありました。そのときの講演資料によりますと、障がい者という言葉をしていまして、農福連携は高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある者の就労、社会参画支援や犯罪をした者等の立ち直り支援にも拡大した捉え方をしております。ここで言う障がい者とは、社会的に支援が必要な人たちのことと言っていますが、この点について先程答弁がありましたけれども、再度どのような認識をお持ちでしょうか。再度確認したいと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） ご質問が障がい者をはじめとした福祉部門の方々を対象としていると思っておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。農福連携につきましては、一般的には障害ですとかひきこもり等の支援を要する方々の社会復帰等を目的として行われると認識しております。今現在、福祉部門にはなりますけれども、犯罪をした方の立ち直り支援まで拡大して公に取り組みされているという認識は今現在ございませんでした。

ただ、その取り組みに関しましては、農福連携の利用者側に関して、やはり取り組みが期待できることとしましては、自信や自己肯定感の向上ですとか心身の健康促進、そして何より社会参加の促進というところで、そういうところが非常に期待できる取り組みではありますので、犯罪を犯した方の社会参加の促進ですとか、そのようなものに対しては非常に効果があるものという認識がございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 農福連携と言われるものにはどのようなパターンと申しますか、経営体と申しますか、農業と福祉サービスのマッチングとでも言うのでしょうか、どのようなパターンがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 取り組みのパターンということですが、何点かございまして、まず一つは、多いのは、障がい者施設や福祉事業所等の施設が主導をして、農業を行いながら農福連携を行うというのがやはり一番多いのかな。その他に関しましては、農業者との連携ということで行われているもの、それは農業者というのは農業法人も含まれますけれども、そのような連携で行われているものというのが多いかなと感じております。

ただ、いずれのパターンにしましても、やはり中心となるのは障がい者施設や福祉事業所等の福祉部門の事業所になるかと思っております。といいますのは、やはり対象者に適した作業ですとか作業時間、そのようなこともあると思っておりますので、やはりそこは普段から支援をしている事業所等が主となるのが通例かなと思っております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 農業法人が施設外就労として受け入れる、また福祉サービス事業所

が農業を立ち上げるなどと、そういうようなパターンがあるというように受け取りました。その上で農業の深刻な問題の一つに、これはずっと言われてきておりました人手不足、担い手不足があり、本町においても同様の問題があるという認識でございます。農業従事者に関する全国調査においても農業の担い手は直近の5年間で約2割減少していると。20年間で1/4まで減少するとの推計もあるようです。これに伴い、耕作面積は年々減少傾向にあり、再生利用可能な荒廃農地は全国で約9万haもあると、このような状況が続くと農作物の確保、つまり食の確保が難しくなるという心配もされております。多様な人材を農業に呼び込み、将来にわたって持続可能な食料の供給基盤を構築することが全国的に重要な課題であり、本町においても同様の課題が迫ってきているのではと思われまます。

また、福祉においては、障害のある方の就労場所が限定的になっているのではないかと思います。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、いわゆる3区分の合計は、国全体で約1,160万人であり、国民の9.2%が何らかの障害を抱えていると言われております。このうち、民間の企業や公的機関での雇用は約72万人と、障害のある人全体のわずか6.2%にとどまっているということで、初めにお聞きした生活困窮者やひきこもり状態の方などを分母に入れば、はるかに少ない率での雇用が推測されます。仮に働く場所があっても賃金が低いという問題もあります。就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃、月額が1万7,000円程度と言われており、障害年金を足したとしても、この金額で自立した生活をしていくのは非常に難しいということだと思います。

農業は農業で、福祉は福祉での課題がある中で、いわゆる縦割りだけではどちらにもある課題を解決するのが難しいのではと思われまます。ここを農業分野と福祉分野が連携していくことで、先程どちらの情報も共有されていないというようなお話もありましたけれども、ここを連携していくことで、互いに持っている課題の少なくないところでの解決に繋がるのではと思われまますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 農福連携を進めるにあたりましては、本町の場合には農業分野、それから福祉分野、双方にまだまだクリアしなければいけない課題があるのかなというように捉えているところでございます。まず、農業分野におきましては、本町の場合は水稲農家が多い中でありまますので、水稲の種まきや田植え、草刈りや泥上げなど、人手や体力を要するところもあり、事故のリスクも伴うものと捉えております。また、労働力として障がい者を雇用した場合、あてにしていたにも関わらず障がい者の体調不良などによりまして仕事を休むというような場合のリスクも考えられるかと思われまます。そういったことから、農業者にしてみれば、障がい者を雇用することに慎重な方々も多いものと捉えているところでございます。

一方で、福祉分野におきましては、障がい者の社会参加や就労機会の確保が重要なことになるわけではございますが、農業者には障がい者の労働に対する情報が乏しいというような状況になっておりまして、農業者に対して障がい者の受け入れを判断する材料が伝わっていないというように認識をしているところでございます。

農福連携は、農業者と障がい者の双方の利害が一致して初めて成立するものと捉えております。先程町長の答弁にもございましたが、取り組みを進めていくためには、情報や価値観の共有を通じてマッチングが必要であると捉えております。それによって、少しずつ農業分野や福祉分野の双方の課題が解決に向かっていくのではないのかというように捉えているところでございます。

本町といたしましては、福祉事業者と連携し、障がい者の特性や作業能力、それから障がい者が希望する作業内容、障がい者をサポートする支援体制、そして過去の成功事例などを整理し農業者に情報提供するなど、双方が安心し納得する形で農福連携が進んでいくよう、必要な支援のあり方を検討してまいりたいと考えているところです。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 多くのリスクがあると、また情報の共有が不可欠であるというお話でございました。2024年6月、政府は農福連携等推進ビジョンの改定の決定を受けてコメントを出しております。農福連携は、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組みです。また、すべての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に資する取り組みですと、こういうものです。加えて、2030年までに農福連携等の取り組み主体数を1万2,000以上にすることを目標に掲げ、その実現に向けて地域の関係者が連携して取り組めるよう、市町村にも参画する地域協議会を拡大していくとも述べています。そして、この協議会に参加する市町村数を200以上とするとも言っております。社会福祉法人など全国で2,000余りがこの農福連携を実践していると聞いております。ここ庄内の中でもいくつかのところで行っているようですし、様々な施策、支援策を行っていく上で、支える、支えられるというこれまでの認識から、互いに支え合うという方向に向かっているものと思います。

行政においても、今後このような取り組みを進めている団体等と協力していかなければならないと思いますし、その際にネックになっていると言われている縦割りの行政から横の繋がり、横断的な取り組みが必要になってくると思います。また、町単独での範囲では限りがあり、近隣の行政間での協働も視野に入れていかなければならないとも思います。この農福連携は検討すべき段階に来ているのではと申し上げ、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、7番 砂田 茂議員の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

（午後 3時13分）

令和8年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和8年3月12日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員 2番 鈴木 淳士 議員 3番 小林 茂吉 議員
4番 土田 市子 議員 5番 小野寺 正樹 議員 6番 佐久間 千佳 議員
7番 砂田 茂 議員 8番 佐竹 優子 議員 9番 鈴木 重行 議員
10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	佐藤 亮 副 町 長
齋藤 正志 教 育 長	中條 一之 総 務 課 長
鈴木 亨 総務課危機管理室長	鈴木 武仁 企画調整課長
本多 由紀 町民課長兼 会計管理者兼会計課長	齋藤 一哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加藤 恵美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅原 勲 産業振興課長併 農業委員会事務局長
本間 純 建設環境課長	渋谷 淳 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長
黒田 浩 監 査 委 員	大川 里美 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸	議会事務局長	林	愛書	記
遠渡蓮書	記	佐藤裕太	書	記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 3 日 3月12日(木) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 5名

○ 散 会

○議 長（町野昌弘議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長から昨日の砂田 茂議員の一般質問で答弁に誤りがあり、訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） 昨日の砂田議員の一般質問への答弁中、子ども議会と申し上げましたが、正しくは小学生と町議会議員の議場懇談会及び中学生と町議会議員の議場懇談会でした。お詫びして訂正いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

6番 佐久間千佳議員、登壇願います。6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員）

- | | |
|----------------------|---|
| <p>1. 人口減少対策について</p> | <p>1. 全国的な人口減少・少子化の中、これまで本町において子育て支援や教育環境の充実によって子育て世帯を中心に一定の人口流入が図られてきたと考える。今後も時代に即した人口減少対策が必要だが、人口減少時代における町づくりや新たな特色のある子育て支援策について伺う。</p> <p>2. 特色のある子育て支援、若者移住定住策として、大学や短大、専門学校へ進学する学生・保護者を対象に、卒業後に町に定住した際に免除、もしくは減免する奨学金を創設し、将来にわたって安心して子育てできる環境の構築について所見を伺う。</p> <p>3. より即効性のある対策として、若者・新婚・子育て世帯を中心に空き家を活用した「お試し移住体験」を実施し、一定の条件を満たせば土地と家を無償譲渡するなどの大胆な移住定住促進策について所見を伺う。</p> <p>4. 人口減少により働き手の人材不足が顕在化している。産業支援として若者や女性の雇用に対する支援や「タイミー」や「デイワーク」を活用した際の労災保険等の支援について所見を伺う。</p> <p>5. 婚活支援に関して、結婚に対する意識調査やニーズ調査を行い、より綿密で最適な支援を目指すことで婚姻率の上昇が見込まれると考えるが所見を伺う。</p> |
|----------------------|---|

2. 教育行政について

1. 子どもの生活習慣の確立について、令和8年度教育委員会行政方針において、「家庭と連携し、町として共通の目標や考え方を共有する」とあるが、現状と課題、今後の推進策を伺う。
2. 児童減少課題に関して、地域の実情や保護者の思い、子ども達の生活環境を踏まえた将来の学校や質の高い教育のあり方について、どの様な協議を進めていくのか伺う。
3. 部活動の地域展開について、生徒数の減少や競技志向の高まり、多様な放課後の過ごし方などにより、中学校部活動は持続性に課題が出てきていると考える。近隣自治体との協議を進め、子ども達がスポーツ、文化活動を安心して選択できる体制の整備が必要だと考えるが所見を伺う。
4. 英語教育に関して、全国的に中学校に入ってから英語が急激に難しくなり、つまり生徒が増える傾向にあるようだ。英語の「中1ギャップ」を防ぐ方策や、今後のALTの配置、英検取得に対する支援を踏まえた方針を伺う。

令和8年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

質問事項1、人口減少対策について。

全国的な人口減少・少子化の中、これまで本町において子育て支援や教育環境の充実によって子育て世帯を中心に一定の人口流入が図られてきたと考えます。今後も時代に即した人口減少対策が必要ですが、人口減少時代における町づくりや新たな特色のある子育て支援策について伺います。

特色のある子育て支援、若者移住定住策として、大学や短大、専門学校へ進学する学生・保護者を対象に、卒業後に町に定住した際に免除、もしくは減免する奨学金を創設し、将来にわたって安心して子育てできる環境の構築について所見を伺います。

より即効性のある対策として、若者・新婚・子育て世帯を中心に空き家を活用した「お試し移住体験」を実施し、一定の条件を満たせば土地と家を無償譲渡するなどの大胆な移住定住促進策について所見を伺います。

人口減少により働き手の人材不足が顕在化しています。産業支援として若者や女性の雇用に対する支援や「タイミー」や「デイワーク」を活用した際の労災保険等の支援について所見を伺います。

婚活支援に関して、結婚に対する意識調査やニーズ調査を行い、より綿密で最適な支援を

目指すことで婚姻率の上昇が見込まれると考えますが所見を伺います。

質問事項2、教育行政について。

子どもの生活習慣の確立について、令和8年度教育委員会行政方針において、「家庭と連携し、町として共通の目標や考え方を共有する」とありますが、現状と課題、今後の推進策を伺います。

児童減少課題に関して、地域の実情や保護者の思い、子どもたちの生活環境を踏まえた将来の学校や質の高い教育のあり方について、どの様な協議を進めていくのか伺います。

部活動の地域展開について、生徒数の減少や競技志向の高まり、多様な放課後の過ごし方などにより、中学校部活動は持続性に課題が出てきていると考えます。近隣自治体との協議を進め、子ども達がスポーツ、文化活動を安心して選択できる体制の整備が必要だと考えますが所見を伺います。

英語教育に関して、全国的に中学校に入ってから英語が急激に難しくなり、つまり生徒が増える傾向にあるようです。英語の「中1ギャップ」を防ぐ方策や、今後のALTの配置、英検取得に対する支援を踏まえた方針を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の教育行政に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の人口減少対策について、1点目の人口減少時代におけるまちづくりや新たな支援策に関するご質問であります。全国的な人口減少・少子化が進行する中で、本町ではこれまで子育て支援や教育環境の充実に積極的に取り組み、子育て世帯を中心に一定の人口流入が図られてきたものと認識いたしております。出産祝い金や医療費助成、保健師による伴走型支援、子育て交流施設の整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが一定の成果に繋がっているものと考えております。

しかしながら、若者の県外流出などを要因として人口減少は今後も続くことが見込まれる中、これからは質の向上と、選ばれるまちであることが重要であると考えております。その戦略の柱が「Mターン戦略」であり、これはUターン、Iターンに加え、庄内地域の中央に位置する地理的優位性を生かし、生活拠点として本町を選んでいただくという考え方であります。

この戦略に基づき、子育て支援策においては、出産祝い金による経済的負担軽減の継続はもとより、子育て交流施設の活用や、ICTを活用した教育の充実など、本町ならではの特色ある環境を更に磨き上げてまいりたいと考えております。また、地域全体で子どもを見守る体制づくりを強化し、住んで良かったと実感していただけるような施策の推進に努めてまいります。

次に、2点目の奨学金に関するご質問であります。本町では、現在、教育委員会が主体となり、三川町育英奨学資金の貸し付け事業を行っておりますが、県においては、県内の市町村と連携して「新やまがた就職促進奨励金返還支援事業」を実施しているところであります。この事業は、大学や専門学校等への進学にあたり、借りた各種公的奨学金について、卒

業した後に、本町に居住し、かつ、県内で働く場合において、奨学金返還金の一部について助成する事業であります。

三川町育英奨学資金の貸し付け上限額は、4年間で最大240万円ですが、「新やまがた就職促進奨励金返還支援事業」では、最大124万8,000円の助成を受けられることとなるため、奨学金の約半分が支援される有利な制度であります。

奨学金の貸し付けを受けられた方のほとんどが、就職後に長期にわたって奨学金を返済し、大きな負担となっていることは十分理解できるところでありますので、若者を地元定着させるためにも、また、将来にわたって安心して子育てできる環境を構築するためにも、引き続き県と協調して積極的に周知しながら現行の事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、3点目の大胆な移住定住促進策に関するご質問ですが、空き家を活用した「お試し移住体験」や、一定条件のもとでの土地・住宅の無償譲渡といった施策につきましては、移住促進に向けた一つの方法として理解できるものであります。しかしながら、土地・建物の無償譲渡につきましては、初期費用の軽減というメリットがある一方で、財産取得の公平性の観点や将来的な維持管理責任の所在、短期間での転売懸念などの課題も想定されるため、慎重に制度設計を行う必要があると考えております。また、短期的な転入増加に繋がったとしても安定した就業や地域住民との関係構築が伴わなければ、長期定住に結びつかない懸念も考えられます。

人口減少対策においては、持続性と実効性を重視する必要があると考えており、本町といたしましては、子育て支援やMターン戦略などの取り組みを基本として考えているところであり、今回の提案については、制度設計や財政負担、地域への影響を十分に検証しながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、4点目の産業支援としての若者や女性の雇用に対する支援に関するご質問ですが、本町では、国及び県の補助制度を紹介するとともに、ハローワークや商工会との連携を図りながら総合的な取り組みを進めているところであります。

国の事業においては、事業者が若者や経験の少ない求職者などを一定期間試行的に雇用した場合に支援を行う制度や、育児や介護と仕事の両立を支援するため、育児休業制度や短時間勤務制度を導入した場合に支援を行う制度などが設けられております。

また、県の事業では、女性の処遇改善や正社員化を進めた企業に対して助成金を支給する制度が設けられており、若者や女性を雇用する事業者への支援が進められているところであります。

本町といたしましては、経営専門職員が配置されている出羽商工会やハローワークとの連携を図りながら、事業者に対して各種相談窓口を紹介するなどの対応を行っているところであります。今後も、事業者において若者や女性が働きやすい環境づくりが進み、雇用の安定が図られるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

また、「タイミー」や「デイワーク」を活用した際の労災保険の支援についてですが、労災保険は、パートやアルバイトも含めた労働者を一人でも雇用していれば、業種や規模を問わず、事業者は加入手続を行い、保険料を納付しなければならないものと認識してお

ります。これは、単発・短時間の雇用契約で働く人、いわゆる「スポットワーカー」を雇用する場合も同様であります。労災保険への加入は、事業者の義務であり、保険料の納付は事業を行う上での必要経費と捉えられることから、労災保険料に対する支援は考えていないところでもあります。

一方、個人経営で、労働者が常時5人未満の農業者については、労災保険への加入は任意となっております。しかしながら、労働者を雇用して事業を行う場合は、万一事故が起きた場合は雇い主の責任になることもありますので、「タイミー」や「デイワーク」の活用にあたっては、機会を捉えて労災保険加入の必要性についても周知してまいりたいと考えております。

次に、5点目の結婚支援に関するご質問であります。結婚支援につきましては、人口減少対策の観点からも重要な取り組みの一つであると認識しております。一方で、結婚は個人の価値観や人生設計に深く関わるものであり、行政としてはその意思を尊重しながら支援を行うことが基本であると考えております。

本町では現在、三川町こども計画の策定にあたり、こども・若者等の意識に関する調査を実施したところでありますが、その中で結婚に対して消極的と回答した割合は約14%となっております。その理由としては「結婚よりも自分の生活を優先したい」が最も多く、次いで「経済的な不安がある」といった回答が多い結果となっております。このことから結婚に対する考え方は多様化しており、出会いの機会の創出だけでなく、若い世代が将来に希望を持てる環境づくりや経済的な不安の軽減など、幅広い視点での取り組みが必要であると捉えております。

今後につきましては、こういった調査結果も参考にしながら、国や県、関係団体とも連携し、若い世代の実情やニーズを踏まえた結婚支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の教育行政について、1点目の子どもの生活習慣の現状と課題、今後の推進策に関するご質問であります。本町においてもゲームや映像視聴など携帯端末の利用時間の影響もあり、就寝時刻の遅れが課題となっており、子どもの健全な発達に影響を及ぼしているものと認識しております。引き続き、町として子どもの発達段階に応じた就寝時刻の目安を示すとともに、新たに情報機器の使用時間の目標等を自ら定める生活リズムカードを作成し、学校と保護者が連携を図りながら、家庭における生活時間を自己管理する力の育成に努めてまいります。

次に、2点目の将来の学校や教育のあり方について、どのような協議を進めるかに関するご質問であります。本町の三つの小学校には、それぞれの地域に根ざした歴史と伝統があり、可能な限りこの体制を守り続けたいと考えております。しかしながら、就学年齢人口の更なる縮小は避けがたい現実であり、今まさに町民の皆さまと時間をかけた対話を始めるべ

き時機にきていると認識しております。令和8年度から、各地区や学校運営協議会の代表者・教育委員・各校長・PTA 代表者等で構成する「学校のあり方検討委員会」を新設し、三川町の子どもたちにとって、最良の学校環境を準備していくために、様々な可能性を視野に入れながら丁寧に議論を重ねてまいる考えであります。

次に、3点目の生徒のスポーツ等における体制整備に関するご質問であります。生徒数の減少により従来の校内中心の取り組みだけでは十分な活動機会の確保が難しく、存続困難となった部が生じている状況は、他自治体でも見受けられております。今後も広域連携に向けた具体的な協議を行うよう庄内教育事務所や近隣市町に強く働きかけるとともに、地域クラブや民間クラブ、地域の競技・文化団体との連携を深め、学校内外において継続的に参加できる環境を広げられるよう努めてまいります。

次に、4点目の英語教育に関するご質問であります。中学進学後も自信を持って学べるよう、小学校の早い段階から英語に親しみ、英語を楽しみながら学べるように対応しているところであります。具体的には、小学校では本町で採用している英語指導員2名が学級担任と連携した授業を行い、中学校へのスムーズな学習の継続が図られるよう指導しております。また、海外の学校等との国際交流活動を通じてコミュニケーション能力の向上にも取り組んでおります。ALT については、中学校の活用ニーズを踏まえ、必要に応じて配置を検討しているところであり、英検取得についても、試験への挑戦が学習意欲の向上にも繋がることから、町の英検補助制度の周知をしながら、引き続き英語教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） それでは、一つ目の質問から再質問させていただきたいと思えます。人口減少対策ということでもあります。県のまとめによりますと、2月1日現在の人口は98万9,951人ということで、山形県の人口が99万人を割ったということは衝撃的なニュースだったかなというように思います。市町村別では東根市のみ増加で、他はすべて減少となっているということでありました。県の人口は2025年5月に100万人を下回ってからは、その後、月に1,000人前後の減少が続いているようであります。人口減少時代の対策が喫緊の課題だというように認識していますので、その対策についてお伺いしていきます。

まず、特色のある子育て支援ということでの奨学金の件から質問させていただきますが、答弁では、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業の方を県と連携してやっていくということでありましたが、私もこれを調べましたところ、やはり総枠がかなり少ない、レベルの高い奨学金になってしまっているのかなというように思います。やまがた若者定着枠ということで学生向けですと、県全体で230人、企業連携支援枠、こちらも学生向けですが、県全体で50人、Uターン促進枠、これは社会人向けですが、県全体で40人ということで、これはかなり狭き門になっておまして、地元回帰策ということではなく真に生活であったり、そういったところに困窮している方への支援という役割が大きいのかなというように受けとめているところであります。

やはり既存の奨学金制度では限定的な効果なのかなと思われま。地元回帰策を重視するならば、進学で地元を離れるすべての若者に対して、回帰するきっかけとなる仕組みが必要だということを考えます。そのための教育ローン返済支援や奨学金返還支援制度の創設というものは、安心して子育てできる環境の構築に資するということですが、その観点での創設に関して見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 奨学金返還免除または教育ローンに対する補助というようなことを行うつもりはないかというようなご質問でございました。まず三川町におきましては、現在、育英奨学金を町独自で設置しているところでございます。これに関しましては、返済免除という形ではございませんが、無利子でお貸ししているという状況でございます。近隣の市町村を確認しましても、独自に育英奨学金を運営しているところは、庄内地区ではもう一つの町だけで、それ以外のところはそういった独自の奨学金というところは設けていないというように私は捉えておりました。そういった意味でも、免除というような形ではございませんが、要は無利子での貸し付け、借りやすいような仕組みは整えているのかなというように考えているところでございます。

また、先程の教育ローンに対する補助でありましたり、または育英奨学金の免除というようなことでもございましたが、当然それを行うためにはその予算が必要でございます。町の子育て支援対策、教育をいかに向上させるかという点に関して、町では総合的に様々な施策を行っているところでございますが、先程も答弁にもございましたが、町では出産祝い金でありましたり、または子育て支援施設がありましたり医療費助成、こういったところも含めまして広く総合的に応援をしてみたいというように考えます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 財政的な話はあるけれども、政策の優先順位をどのような形でとるかということだと思います。町としては、出産祝い金であったり、その他の支援によってやはり子育て世代が流入してきたということは大変すばらしい施策だなというように思われますが、やはり今、人口減少段階で流出が激しい時代においては、更にその先の手立ても必要だというように考えます。

その中での若者が回帰するための施策、今、首都圏においてもマンションの借り上げ代が高騰していたり、そういった苦勞が大変重なっている中で、やはり地元として応援する、帰ってくるようなきっかけというものもセットで考えるべきだと思いますけれども、出産祝い金、それに続く体系的に、やはり帰ってこられるような仕組みまで整えるということが大事だと思います。その流れについて、再度、政策優先順位をどのように考えるか、方針をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 若者の皆さんを回帰させるための政策の優先順位というご質問かというように思いますが、町では、先程来話がありましてとおり、様々な子育て支援施策等を含め、総合的に様々な事業を実施しているところでございます。若い方々が回帰する

ために何が必要かという部分については、常々の事業の中でそれぞれ検討し、これまでも進めてきたところでございます。

今後につきましても、こういった事業に効果があるのかという部分については、これまでも政策の評価等を行いながら実施してきたところでございまして、こういった新たな施策については今後の検討材料とさせていただきたいと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） やはり産み育て帰ってくるということがまちづくりに繋がっていくと思われまので、優先順位をそこに持っていくということは非常に重要な観点かなというように思われます。

移住の質問の方に移らせてもらいますけれども、庄内や県内であっても移住者増加策というのはこれからも激化していくものと考えます。大胆な施策を打ち出す時期だというように考えておりますけれども、この時期に関しても現状の捉え方、今こういう大胆な施策を打ち出すべきではないというように捉えているのか、他と歩調をそろえていく時期だというように捉えているのか、当局の捉え方に関してお伺いしたいと思います。財源に関しては、今回は通告しておりませんので、いずれかの機会で行いたいというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 大胆な移住施策というところでの観点でございますが、確かに大胆な移住施策というところは、本町においても十分魅力があり、取り組むことを検討するべきかと思っております。一方で、先程の町長答弁にもございますように、様々なルール、そういったところ、今、財政のところは別というところもありましたけれども、財政も含め持続可能な事業を継続して実施できるかどうかという視点もやはり検討していかなければならないと思っております。

また、もう一つ大きい視点として、移住定住策は、単に来てもらうというよりも、安心して住み続けてもらうという観点も私は非常に重要だと思います。そういった観点から、やはり今後も検討を進めていく大きな課題だと認識しております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 安心して住み続けてもらうということは、移住者のみならず、本町に住んでいる方々すべてが享受されるべき課題だというように思われますが、やはり即効性というものも考えていかなければならないのではないかと思います。

教育行政について、児童数の減少であったり、そういったところは質問しているのですが、やはり子育て世代、若者、そういった方にスポットを当てた大胆な施策というものが必要になってくるのではないかなと。これまでの県と連動した事業であったり、そういったところをしてきた結果が今の現状にあるというように考えますので、やはり町独自で創設していかなければ、これからは他の自治体と差別化ができないのではないかと考えております。

町長答弁にもありました就労の場所の確保ということも非常に重要な、庄内においては難しい課題だというように捉えております。そこでの支援、若者や女性の雇用に対する支援の関係なんですけど、労働保険に関しましては、2031年度までに全経営体に義務化する方針と

ということになりそうであります。農業従事者が1人から4人の個人経営体は全国で最大14万人いるというようにされておりまして、現在はその方々が特例で任意加入というようになっています。5年後までの時限措置になるかもしれないですが、やはりこういった個人事業主の加入促進にも、個人事業主の方の労災保険の認識であったり加入促進にも繋がると考えますので、こういったデイワーク等を活用した際の保険の支援ということは、時限的にも考えてもよいのではないかなというように思い、質問させていただいております。

これまでは農業関係では、家族であったり親戚の協力を得て、種まきであったり田植えということを行ってきました。担い手不足であったり、高齢化、大規模化による作業日数の増加等により、その協力というのが難しくなっているなというように感じております。

スポット人材の不足というものがやはり懸念されておりまして、農業者や商業者におけるスポット人材の不足がどのように営農であったり、商業者の方の営業に影響を及ぼしているというように捉えているのか、その辺の見解を再度お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 労働保険の関係につきましては、議員がおっしゃるとおり、令和13年までにすべての事業者に対して労働保険の加入を義務づけるということで、国の方が現在、今国会の方に法案を提出する動きがあるということで伺っております。労働保険につきましては、保険料が、農業者に対しましては労働者に支払う賃金の1.3%を保険料として支払うということで認識しております。その中で現在、例えば山形県の最低賃金につきましては、時給1,032円を基本としまして、仮に5日間、1日8時間の勤務をした場合には、賃金は4万1,280円となります。それに対する労働保険については536円程度になります。実際にそういったものに支援ができないかというようなことかと思っておりますが、実際にそういったタイミーやデイワークの労働条件につきましては、労働者や働き手が民間プラットフォームを通じて短時間勤務なり単発の雇用契約を結ぶこととなりますが、自治体としてはその状況を把握することが難しい状況となっております。

また、労働保険に加入していない事業者、それからすでに加入している事業者との間で不公平感が生じることも考えられます。更に、これまで農業分野で補助事業ということで運用してきた状況を見ますと、少額の補助金については、事務手続の負担を考えて、対象であったとしても申請しないというような傾向も見られることから、現段階においては、タイミー、デイワークの制度を周知し、併せて労災保険への加入をせずに労働者を雇用する場合のリスクも事業者に対して説明しながら労働保険の加入とサービスの利用を促進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 加入に関しては促進していただきたいというように思いますが、私が質問をしたのは、スポット人材の不足が農業であったり商業に及ぼす影響というものをどのように捉えているのかなというように思いましたところでありましてお伺いしたところではありますが、やはり現状は、その家族の協力であったりそういったところが不足しておりまして、なかなかスポット的に人材を集めるのが難しい現状になってきておりますので、そこに何らかの手

立てをするという方策は必要ではないかなというように思いまして質問させていただきました。デイワーク等によりますと、やはり働きに来る方が自分でかけるパターンもあるようでして、そういったことなく、個人事業主の方でも、もちろん義務化になればかけなければなりません、任意加入の間であってもかけるということを支援することも検討してはいかがかなというように思います。

続きまして、婚活支援に関する質問でありますけれども、調査によりますと、14%の方が消極的というようなアンケートが出ているということで、少ないなというように思いますが、もう少し消極的というパーセンテージが多く出るのかなというように思ったわけですが、未婚状態の方の類型化分析ということを研究している方がおりまして、そちらの方を参考にしますと、近年の傾向ですと、結婚意思があり経済的基盤もあるが、親密な相手がいないと言われるタイプが、未婚の方の3から4割を占めているということであるそうです。これは地域差等もあると思いますけれども、そういった様々な要因を分析し、タイプ別ということを整理して支援することが重要だなというように考えております。

こういった研究の成果から考えますと、やはり県全体の取り組みに頼り過ぎずに、もう少し詳細に親身になって対応を検討しないと、結婚のきっかけというものがつかめないのではないかなというように感じておりますけれども、無理やり結婚させようという話ではありません。そういったタイプ別でしっかり支援が細かいところに行き届くような対策をとらないと進んでいかないのではないかなというように考えておりますが、その伴走型とまでは言いませんが、タイプを分析して支援をもう少し親身にする、町独自でもするというような考え方について見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 先程地域差というお話もありましたけれども、本町のこども計画を策定するにあたってアンケート調査をした結果、このような結果になったというように捉えている中で、そのアンケートといえますか、地域の実情に応じた施策を展開したらどうかというようにお話をしたいと思います。

それはまさにそのとおりだと思います。やはり地域に、あるいは実情に応じた三川独自の施策、それもやはり県と連動しながらというところも踏まえながらも、町独自の施策という展開もやはり検討が必要だというように私も認識しております。そういった中で、今回のアンケート調査、これは子育て支援室の方でとったアンケート結果ではございますが、連携しながら、何が町でできるかを検討するように努めてまいりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） ぜひそのきめ細やかな対応というものを検討して、婚姻率というものがやはり人口増加策に日本では直結しているようでありますので、進めていただきたいというように考えております。ここで、この人口減少対策、人口減少時代におけるまちづくりについて町長にお伺いしたいと思います。県の人口が99万人を割り、長期的な人口減少時代というように言われております。その中で、住みやすさであったり持続性を勘案した、兼ね備えた施策というものが検討する必要があると考えております。県全体での取り組みで

あったり、庄内が一丸となった取り組みというものが重要だということではありますが、高速道路であったり鉄道または空港の延長などの交通インフラの整備というものも必要ですし、地元企業の活性化、若者や女性からも選んでもらえる企業への支援、新規企業の誘致など、今議論した内容がやはり地元定着、移住定住、若者回帰の仕組みづくりをしながら、人口減少時代に立ち向かっていかなければならないというように考えております。

また、人口減少時代におけるまちづくりの中でも、やはり減少する中で、どのように財政と兼ね備えて機能を維持していくか、縮小するところは縮小していかなければならないと思いますし、そういったまちづくりを考える上で、町長は今、県の町村長会の会長でもあられますので、県内の自治体の様々な課題であったり解決策であったり、そういったことも町長のお耳には入ってきているのかなというように思います。町長のこれからの人口減少時代に即したまちづくりの考え方の一端をお伺いできればと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間議員からは、本当に人口減少という非常に厳しい現状の中における対策というようなことで、様々な角度からのご質問だというように、これからの町の将来を考える場合においても、様々な提言というように形で受けとめさせていただきました。

昨年、山形県が人口 100 万人を割ったというようなことから、山形県ではやまがた未来共創会議ということを立ち上げました。そこに私も立場上、委員として出席をする機会があるということで、県と本町がどういう関わりを持ちながら、これからの人口減少対策に対応するかということについて、私なりのこれからの少子化あるいは人口減少対策についてというようなことで申し上げたいと思います。

現状においては、山形県総人口の減少、そして生産年齢人口の減少、しかしながら、県内の総生産額ということからしますと、非常に伸びているというような状況であります。雇用環境からすると、企業がそれだけの人材を雇用したいというような、そういう動きは非常に高いというような状況でもあります。しかも、県民所得が東北では一番というようなこの山形県の現状からすれば、人口減少に対応する様々な施策というのが大きな今後の県と市町村が連携を図りながら進めていく必要があるというようなことは認識をいたしているところであります。

このような中においても、一つの原因と言われる少子化、これは現在の県内の各市町村の中においては年間 1 桁台の出生しかないという自治体もございます。それだけ少子化というのはどの市町村も大きな課題として抱えているところでもあります。こういう中において、それぞれが子育て支援、出産に対する様々な支援というようなことはどこも行っているというような状況の中で、やはり少子化に対応する対策ということからすれば、出産、育児、子育て、そして教育というような、やはり様々な環境の整備というものも重要ではないかと思えます。

今までは本町においても子育て支援の一環ということからすると、出産祝い金というようなことで、保護者の経済負担をできるだけ軽減をするというようなことでの支援を行ってきたところではありますが、現状においては、少子化ということはなかなかその効果というのは、

一定の出生数を確保するということには繋がっていないということが実情でもあります。こうしたことから本町では町内の各地区のバランスを考えた定住策を講じてまいりましたが、しかしながら、本町においても、地区における様々な条件の違いから、地区によつての出生数が違ってきているというような現状にもあるところであります。

こうしたことから、今後の少子化対策ということからすると、今、県と市町村が取り組んでいる、やはり若者世代の雇用の受け皿、安定した所得の確保によつて子どもを産み育てられるような環境ということからすれば、やはりそこには経済界からの様々な協力を得ていかなければならない。そして、若者がこの三川町に戻ってきてもらえるような回帰策も必要になってくるというように思います。それと同時に、佐久間議員が言われるように、結婚というような機会のそういう支援というものも当然必要だということにも思っているところでもありますので、そういったことを総合的に町としての施策として取り組んでいくということは、これは喫緊の課題というように受けとめております。

この中における種々の空き家の無償譲渡というような手法、あるいは育英奨学資金における減免というような部分に対しての取り組みということはあるかもしれませんが、これはやはり町の今までの取り組みの経過における課題というものもあるわけなので、その辺りは整理をしながら、町としてどのような施策を講じなければならぬかということをも更に内部で十分検討していかなければならないというように思います。

それと、長くなって申し訳ないんですが、やはり将来的なこの人口減少に対応するという場合においては、まず一つは、現状においては自然減というものをやはりある面において抑制していかなければならないというような状況だと思っております。人口減少化における一番の要因は自然減です。社会動態においては、やはりそれぞれの地域の中における若者が町外へ流出するという状況にはあるわけですが、しかし、今の現状からすると、自然減というのは非常に大きなものもございます。

そういった部分も含めて、町の今の課題が何の対策が必要なのかということをも更に精査をしながら、これからの町としての施策を講じていかなければならないと思っております。その一つがこども計画ということにもなると思っておりますので、その点についても十分、今後、議会とも様々な町の将来の人口減少対策についても話し合いをする機会を作れたらというように考えているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 町長の思いの一端をお聞かせいただきましてありがとうございました。確か町長が初めて町長になられる際のスローガンが、ダイナミックなまちづくりだったかと思われまふ。やはりその剛腕をこれからの町に生かして引っ張っていただきたいというように考えております。

では、教育行政についてお伺いします。子どもの生活習慣というものが、やはり睡眠に関してかなり重要になってきているというように重要性が広がっていると考えております。この答弁でありましたけれども、スマホであったりタブレットの利用に関して、生活リズムカードであったり学校側での取り決めをするということでしたけれども、今の現状をどのぐらい

の生徒が何時間使って、どういった就寝時間にあるのかということ把握した上で、この取り決めは再考しなくてよいものかどうなのか、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） それでは、私の方でお答えいたします。今、子どもたちの現状についてということですが、実際のところ、しっかりした時間というのを完全に把握しているわけではありません。ただ、やはり各学校での調査等を見ても、放課後、家に帰ってからの時間の使い方というのがかなり問題があると、望ましくないというところは見えてきている状況にあります。就寝時刻を設定したというのは、ある面、科学的な根拠により子どもたちの発達段階に応じて、それぞれの年代で必要な時間から割り出したということになりますが、具体的には、1・2年生が21時就寝、それから3・4年生が21時半、5・6年生が22時という時間を設定しております。

私が現役のときに県の教育行政で仕事をしていたときに、全国学力・学習状況調査の動向について、庄内一円の学校について調べたことがありました。そのときに、学校間で比較してはいけないんですけれども、学力の高い学校となかなか効果が上がらない学校はなぜ違うのかということ調べました。そのときに、全国学力・学習状況調査ですから、生活状況の調査も行っておりますけれども、時間の使い方を自分でコントロールできるかということがやはり大きな相関関係があったということを記憶しております。これはやはり生活リズムだなということ強く感じたところです。

やはりメディアに触れてはいけないということは、今の時代とても言えることではないですし、楽しい時間の使い方であったり、知識を得るためにはメディアが必要であると思いますが、そこに自分で自制心、自分でコントロールして何時から何時まででやめる、そして自分の学習時間を確保するという、そういうリズムを子どもたちにぜひつけていただきたいという考えで、この方針を出させていただきました。

これについては、学校だけではできるものではありません。学校では、例えば規則正しい生活づくりのためにというパンフレットを町独自で作って保護者にお配りをしております。それから、みかわ保育園・幼稚園では、看護師が保護者に向けて、生活リズムづくりが小さいうちから大事なんだよということも話しながら講話も行ってあります。各小学校でも中学校でも、それぞれ講師を招いて講話を行っております。

あとは保護者の方とどう手を携えていくか。保護者の方も何も子どもたちに無制限に使わせているわけではなくて、やはり自分たちの生活のリズムがありますから、難しいところではあるんですが、一応町の目安を示させていただいて、そこについて努力をしていただきたいという考えでこれを設定しているところです。

この点については、重点として今後も取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） やはり生活リズムの確立には睡眠というものが欠かせないと思いますし、適切な睡眠ということでの指導というものは、幼少期の体づくり、また学習、それからの大人になる上で非常に重要な部分だと思われまますので、適切な指導、各家庭のこと

もありますので、なかなか難しいかとは思いますが、今、スマホであったりタブレットというものがこれだけ広がって、睡眠に関しても影響を与えているということ、やはり大きく重く受けとめて対策をとっていただきたいなというように感じておるところであります。

児童数減少問題に関してでありますけれども、先程の協議する中で、PTA の代表者の方もということで、あとは学校運営協議会であったりということが答弁でありましたが、それはどの地区のPTAなのか、町内全部のPTAを合わせて協議するのかどうか、お伺いしたいと思います。といいますのも、本町の今年度の出生数の推移、31名だったかと思われませんが、そういったことを勘案しますと、将来的には小中一貫校のような形も視野に入ってきてしまうのではないかなというように思われます。そういった将来的な見込みであったり、協議のあり方、どのような形で持っていくのか、お伺いします。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 少子化については、様々な方策をとりながら何とか食い止めたいというように町全体で考えているわけですが、可能性としては、やはり将来的に10年後を見据えた場合には、子どもたちの学びの環境は考えないといけないというように思っております。そういう意味から考えて、一部の地区だけのPTAの方であったり、一部の地区だけの町内会長であったりということは考えておりません。

三川全体で考えながら、もちろん中学校も合わせて、可能性としては小学校の統合ももちろんありますが、中学校も合わせた義務教育学校という方向に舵を切ることもあり得るかもしれません。そういうこともすべて合わせながら、すべての可能性をこれから協議していくということです。

重ねて申し上げますが、統合ありきで進むことは決してありません。皆さんが町民の方たちから十分に理解を得ていただいて、子どもたちの環境を、新しい環境を作り出していくために、皆さんから協力していただけるだけの時間と話し合いを重ねていきたいという意味でのスタートですので、ぜひその点をご協力いただければというように思っております。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 続いて、部活動の関係でありますけれども、やはり民間クラブであったり、他の活動をしている方が50%ぐらいは今割合を占めているのかなというように感じております。しかしながら、民間クラブですと、とある調査によりますと、年間15万円ぐらい家庭での負担があると。普通の運動部の部活ですと5万円ぐらいということで、3倍の開きがあるということが調査に現れておりました。やはり財政的な課題で、スポーツや文化活動が子どもたちができないというような家庭も出てきているというような調査がありますので、サイズダウンをした上でも部活動を残した方がいいのではないかなという意見もあるようであります。そういった子どもたちのスポーツや文化に触れる機会を継続していただけるように検討していただけないかなというように思います。

最後になりますが、英語教育に関してですけれども、今の三川町英語検定料補助金交付規程によりますと、中学生を対象に3級以上の受験において受験料の1/2または上限4,000

円というような形で支援しているようであります。

そしてまた、年1回のみ補助というようになっておりますので、町独自の支援というように感じておりますけれども、答弁でもありましたとおり、英検というものが、この重要性が大学受験であったり、将来的な選択肢の拡大の観点からも増しているというように感じております。

これは高校受験にも同じことが言えると思います。この補助対象を小学生から高校生まで、また4級や5級も対象として回数制限をなくすなど、子どもたちが積極的に英検に挑戦できる環境を整えるべきだと思いますけれども、その緩和について見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 英語検定に関しまして、回数でありますとか、また範囲でありますとか、またその級に関するご質問でございました。範囲を広げられないかというようなご質問でございました。まず現状といたしましては、英検の受験料でございますので、基本的にはまずは保護者の方から負担をいただくということが原理原則であるというように考えます。ただ、町としましては、英語力の向上というところは力を入れて取り組んでいるというようなこともございます。英語力の向上と学習意欲の向上を図るために、この補助金を創設したわけでございます。基本的には今の現状の制度、まずは3級以上でありますとか、年1回というようなところでありますとか、そういったところはまず現状を維持しつつ、ただ、議員からのご提案もありましたその範囲というところに関しましては、高校生というところはこれからの検討かなというように思われますが、小学校のところまで範囲を広げると、まずは小中の補助の対象というところに関しましては、これは議員からのご質問でもございました、中学校に入ってからやはり英語が急に難しくなると、つまり生徒が増えると。そういった意味でも、まずは小学校から英語検定に取り組む子どもたちがいれば、また英語力の向上、頑張っって英語に取り組んでみようという子どもも増えるというような期待もされるころでありますので、小学校の範囲を広げるというところに関しましては、実現に向けて取り組んでまいりたいというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、6番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、4番 土田市子議員、登壇願います。4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員）

- | | |
|------------------|---|
| 1. 三川町地域支援事業について | 1. 先日実施された介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で町が向かうべき方向と見えてきた課題についての所見を伺う。 |
| | 2. 住民に人気のある介護予防普及啓発事業である「楽しく貯筋塾及び筋力トレーニング教室」の実績と効果、今後について所見を伺う。 |

3. 生活支援体制整備事業の中で地域支え合いの取り組みとして実施されているワークショップだが、3年継続の効果、また町全体への波及の見通しを伺う。
2. 70周年記念事業である町PR壁画の進展状況について
1. 編集・創作にあたり、どのような構想で行われたのか伺う。
 2. 壁画作成による町の活性化や交流人口への期待等の考えを伺う。

通告に従い一般質問します。

質問事項1、三川町地域支援事業について。

(1) 先日実施された介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で町が向かうべき方向と見えてきた課題についての所見を伺います。

(2) 住民に人気のある介護予防普及啓発事業である「楽しく貯筋塾及び筋力トレーニング教室」の実績と効果、今後について所見を伺います。

(3) 生活支援体制整備事業の中で地域支え合いの取り組みとして実施されているワークショップですが、3年継続の効果、また町全体への波及の見通しを伺います。

質問事項2、70周年記念事業である町PR壁画の進展状況について伺います。

(1) 編集・創作にあたり、どのような構想で行われたのか伺います。

(2) 壁画作成による町の活性化や交流人口への期待等の考えを伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 土田市子議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の三川町地域支援事業について、1点目の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に関するご質問であります。本調査は、高齢者の生活状況、健康状態、社会参加の状況、支援ニーズ等を把握する上で、重要な基礎資料となるものであります。調査は、令和8年1月に対象者2,044名へ送付し、うち1,636件の回答をいただいたところであり、現在、回答の集計作業を進めている段階であります。調査結果につきましては、本年3月中旬に取りまとめ作業が完了する予定であります。

以上のことから、現時点において具体的な分析結果を申し上げる段階にはございませんが、今後、調査結果を踏まえ、介護予防の推進や「通いの場」の充実、生活支援体制の強化、認知症施策の推進など、地域の実情に応じた施策の方向性について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の介護予防普及啓発事業である「楽しく貯筋塾及び筋力トレーニング教室」に関するご質問であります。これらの事業は、高齢者自らが筋力の低下を予防し、自立した生活機能を維持しながら日常生活において運動を習慣化する動機付けとともに、町民の健

康および福祉の増進を図ることを目的として実施しており、「楽しく貯筋塾」は通所型サービスCを終了した方を「筋力トレーニング教室」は65歳以上の方を対象に実施しているものであります。「楽しく貯筋塾」については、80歳以上の高齢者を中心に30名以上が登録しており、体力維持に係る数値的な評価は難しいものの、多くの方が長期間にわたり継続参加することができることから、介護予防や健康維持に効果を発揮しているものと評価しております。また、「筋力トレーニング教室」は、参加者の身体機能に合わせたクラス分けが行われ、無理なく参加できるため、継続的な運動習慣の確保や社会参加の機会にもなっております。

いずれの事業も、筋力等の維持向上に効果を発揮するとともに、孤独や孤立の予防にも寄与しており、高齢者の健康維持や自立した生活の支援に大きく貢献していると考えております。今後も、更に多くの方々に参加いただくよう事業内容の更なる充実と発展を目指し、引き続き継続的な実施を推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域支え合いの取り組みとして実施されているワークショップに関するご質問であります。今後より高齢社会が進展し、支援を必要とする高齢者が増加する中でこそ、地域の支え合いが一層重要となります。町といたしましては、地域住民が協力し合う地域支え合いの取り組みは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るために、非常に重要な取り組みであると捉えております。

現在、複数の町内会に職員が出向き、ワークショップ等を開催しており、地域支え合いの取り組みの必要性や課題認識は地域の方々に浸透しつつあるものの、実際の活動としてスタートするところまでは至っていない状況であります。

この地域支え合いの取り組みは、今後、地域の高齢化の進展や支援を必要とする高齢者の増加に伴い、必ず必要になるものと考えております。そのため、今後も継続的に啓発活動を行い、地域住民の理解と参加を促進しながら、地域全体で支え合う体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

質問事項2の町PR壁画の進展状況について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。70周年記念事業として制作いたしました町PR壁画は、三川トピア創造委員会が町のPRの一環として描いたものが始まりであり、更に、三川中学校の生徒が考えたデザインに変更し、長年親しまれてきたところでありましたが、経年劣化により傷んだことから再構築したものであります。70周年の記念として、これまで歩んできた歴史への感謝や残したい風景、未来への希望を表現することを基本構想として作成いたしました。広く町民にPRするため、みかわ秋まつり期間中の事業として実施し、デザイナーの方から原画を作成していただき、ワークショップ方式により、親子約100名の参加のもと色塗りを実施いたしました。その後、業者による作業工程を経て、2月26日によりやく設置できたところであり、今後SNSや町広報紙への掲載により周知する予定であります。

また、本壁画は単なる記念制作にとどまらず、引き続きデザイン画を追加していくことを計画しており、町のメイン道路として通勤、通学、日常生活において多くの方が利用してお

りますので、町民の皆さんが明るい気持ちになるような場所となり、町の活性化の一助となることを期待しているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） まずニーズ調査の方からご質問いたします。第10期の介護保険事業計画、令和9年から始まるわけですが、それに向かつてのニーズ調査を1月に実施されました。要介護を受けていない65歳以上の2,044名の方に通知をしたということでしたが、回収率が410件ということ。取りまとめには自由記載欄もあり、集計の方はだいぶご苦労されるかと思います。厚生労働省では、信頼できる調査結果を得るには、分析単位ごとの標本調査で400件程度の回答として示していたようですが、多くの回答がより良い計画の策定に繋がると思います。

しかし、今回の調査には、例えば一番課題が見つかる可能性がある一人暮らしの高齢者などにはかなり項目も多く、また目が見えづらい、理解に乏しいなど、かなり苦痛だったのではないのでしょうか。より多くの情報、より信頼できる結果を得るために、町では回収率を上げるために何か工夫されたのか伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 先般行われましたニーズ調査に関するご質問でございます。まず回答の件数ですけれども、対象2,044に対して1,636件の回答ということでございました。回答率にしますと80%を超える回答となっております。

ご質問にありましたとおり、介護認定を受けていない65歳以上の方全員を対象としましてアンケート調査を行っております。一応基本的な考え方としましては、介護認定を受けていないということで、一定の理解力といいますか、そういうものもある方々ということでの認識のもとに調査を行っております。ただ、ご指摘のとおり、中にはなかなか内容を理解できない方がいたりとか、そういう方がいないとは限らないところは確かなところでございますので、そこは反省すべきところとして、今後の事業等に生かさせていただきたいと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 先程私、失礼しました。410件は違いました。1,636件の回収でした。失礼しました。回答が得られなかった調査対象者について回答が得られない理由、例えば認知症であるとか文字を書くことができないなど課題が見つかる可能性もあるので、それも含めて分析にあたってほしいと思います。回答がなかったから回答なしでということではなくて、なぜ回答ができないのかということを経れば、そこにまた課題が生まれるのではないのでしょうか。

次に調査方法ですが、なぜ個人が特定できる住所、氏名が必要だったのか。情報の取り扱いについて、三川町による介護保険事業計画策定及び介護把握事業の目的以外には利用しないと明記されておりましたが、その目的であれば、地域別、年代別、性別の標本調査であればよかったのではないのでしょうか。なぜ、特定できる住所、氏名まで必要だったのか、お聞

きしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 調査票に関する個人情報等の扱いに関するご質問でございますが、今回の調査票には確かに対象者の氏名、住所等を添付して送付をしておりました。この理由としましては、今議員のご質問の中にもありましたように、ニーズ調査に加えまして、介護予防把握事業というものを一環として、その事業も行っているということでのものになります。この調査の結果をもとに、支援が必要と認められる方に関しましては、地域包括支援センター等から個別に状況確認や必要な支援等の案内を行うという場合もあることから、この度は個人の情報というか、氏名、住所等が分かるような形での調査をさせていただいた次第であります。

○議 長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） そうしますと、把握事業に関連して、これチェックリストと同じような効果が探れるということですね。やはり何か心配が見えた方には、地域包括支援センターの方で家庭訪問などを行い、悪化させないように、また支援事業にお誘いするなどしていただきたいと思います。

今現在の仕事量の他に、また3年に1回のこういった大きい仕事が増えるわけですが、どのように個人の方に、全部が全部だとは思いませんけれども、件数からして何件かにはなるかと思いますが、地域包括支援センターで家庭訪問の方など実施し、悪化させないようにしたりするにはどのように考えているのか伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 状態が悪化していると思われる方への対応ですけれども、やはりこちらの方では対応が必要と思われる方の漏れ・漏らしがないように個別に丁寧に対応にあたっていくことが大事かと思っております。それに応じまして、対象者に応じた対応をしっかりと行っていきたく思っております。

○議 長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） そのような対応であれば安心しました。よろしくお願ひしたいと思います。それでは、調査項目についてお伺ひします。例えば、問7の助け合いについてですけれども、この間は家族や知人以外で何かあったら相談できる相手を教えてくださいという質問でした。これに対し、選択欄には、町内会、老人クラブ、ケアマネージャー、地域包括支援センター、社会福祉センター、民生委員、医師、看護師、歯科医師とありましたが、ここになぜ保健委員の項目がなかったのでしょうか。保健委員は、地域住民の健康保持増進を図ることを目的とし、三川町の規則で位置付けられており、令和2年までは条例でも定められていたほどでした。町民の健康サポーターとして役職を担っておりますが、その保健委員は選択欄にはありませんでした。調査項目については、事業計画の策定のためと地域の抱える課題を探るためであるはずですが、今回の調査項目は三川町の地域や実情を考慮されていたのか伺ひます。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） この度のニーズ調査の中に、質問項目として家族や友人知人以外で何かあったときに相談する相手を教えてくださいという質問がありまして、その中に保健委員が入っていなかったというところまでのご指摘でございます。今回のこの度の調査に関しましては、高齢者が日常生活において相談する主な相談先の傾向を把握することを目的に質問項目を設定したものでありまして、一般的に相談先として想定される機関や専門職を中心に選択肢を設定したものでありまして、この調査の質問や回答欄につきましては、まず国が示している調査票の様式をもとに作成していることから、この度のような調査票となっております。

ただ、ご指摘を受けてみれば、そこに例えばですけれども、その他欄とかもなかったものですから、その他欄で保健委員と書いてもらえば、そういうことは回答できたかと思えますし、なお、保健委員のこの地域での役割として、地域住民への声かけ、見守りというのは、やはり保健委員の使命としてございますので、その辺はこちらの配慮というか、そういうのが足りなかったかなという反省もございます。今後につきましては、その辺の状況も踏まえながら、しっかりと選定も考えてまいりたいと思えます。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） ありがとうございます。令和9年度より第10期の介護保険事業が開始になるわけですが、今回の結果を分析し、事業計画策定または現在の事業の見直しや予算の計上からしても、本年9月か10月にはおおよその形が示されなければならないと思えます。じっくり精査分析され、三川町の地域性に合わせた健康寿命延伸と介護認定減少に、そして誰一人取り残さない三川町に向けて第10期の介護保険事業にしていきたいと願うところです。

次に、筋力トレーニング教室についてお伺いします。60歳以上の参加を募っている介護予防事業の筋力トレーニング教室ですが、新規に申し込みをしましても人気の事業であり、すぐに定員に達し、なかなか新しい参加ができない状態です。参加者も見ますと、毎年同じ方の参加のようです。トレーニングなので継続が重要であり、運動の習慣化、また社会参加、そして集うことが介護予防に繋がることなので、継続参加は大変良いことだと思います。しかし、同じ方の継続で、ある一部の方のみのサービスにはなっていないのか。定員から外れた方でも受け入れていただき、すべての町民にサービスを提供すべきだと思いますが、お断りする現状をどのようにお考えか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 筋力トレーニング教室でありますけれども、こちらの事業に関しましては、まずは社会福祉協議会に事業を委託しまして実施している事業でありまして、今ご質問にありましたご指摘の内容に関しましては、四つコースがありまして、定員は、はつらつ、しなやか、ときめき、ゆったりというコースの中で各30名と聞いております。その中で、期限が過ぎた後に申し込みがあったけれども、そこがもう定員に達していたので、今回はお断りせざるを得なかったというような状況の報告を受けております。その定員を超える申し込みに対して、定員をもっと増やすということも考えられなくはないんでしょうけ

れども、この事業自体の申し込みがやはり多いというところで、当初の定員より随分、現在大幅に定員を増やして対応しているものと伺っております。これ以上の拡大につきましては、会場のキャパシティですとかそういうものがあるので、この度はそこの希望のコースはお断りせざるを得なかったと。なお、別のコースに空きがあるので、そういうところは紹介しているということで伺っております。

今後につきましては、会場のキャパシティ等もあるということですので、その辺も会場を変えられるものか等は検討しながら、社会福祉協議会と協議を進めていく必要があるかなと考えております。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 現在30人の募集人数だったかと思います。ただいまの回答のように、社会福祉センターの子ども広場で実施されているので、やはりスペースの関係で断らざるを得ないということでしたけれども、例えば筋力トレーニングと申しまして、四つのコースがあると言いましたけれども、これは段階的に体力的にクラス分けをしているので、このコースがだめなら別のコースを紹介するというものでもないもので、やはり30人が、スペースから言ってマックスで、それはしようがないことだと思いますけれども、例えば教室、もう1日日数を増やす、AコースBコースとか、この中でも火曜日コースとか木曜日にとかと日にちを増やして受け入れをするなどすれば可能であるのではないかと思います。ぜひ大勢の方から参加していただきたいと思います。定員から漏れた大勢の方も受け入れ、元気な体づくりに参加できるようにお願いしたいと思います。

それでは、この事業がどのくらいの効果があったか、何か見える形で実績報告などはしているのか。例えば年度初めの教室開始日と終了日に各個人にADLまたはQOLの向上、体力向上を伺うアンケートなどは実施していたりはしないのでしょうか。伺います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 参加者の年間を通じての活動後のその効果の検証ということでもありますけれども、今現在、ご質問のような調査というのは行ってないものと認識しております。なかなか数値的に表すのは難しいと思うんですけれども、ただ、同じ方々が長年にわたって参加できているということでは、やはり効果があるものと思います。その数値的な効果や本人たちの感想といいますか、そういうものに関しましては、年度終わりにそういうものができるかどうか、実施主体の方と協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 特にケアプランなども作成していないので、それほど厳しい縛りはないので、特にアンケートなんか必要はないかとは思いますが、一応町の予算からの支出もあるわけですし、そのことにより、まずは自分の体力が落ちていないか、維持されているか、自分の振り返りにもなるかと思っておりますので、難しいアンケートではなくても、ただ自分的には向上ができていとか維持ができていとか、自分で振り返りにもなるのかなと思われましたので、ぜひアンケートの方をとってみたいかがでしょうか。転倒予防とか認知予防になりますので、続けていただきたい事業ですので、より多くの参加者の受け入

れをお願いしたいところです。

次に、ワークショップについてお伺いします。生活支援体制整備事業の地域の支え合いを考えるワークショップについて質問いたします。事業が実施されたのは令和6年度より健康まつりなどで手を挙げた町内会8カ所、今まで実施されたと伺っております。この事業の内容、流れと申しますと、町内会全世帯に日常生活の状態、不便さ、住民の助け合いに対するアンケート調査を配布、そして回収する。これは、町内会で行う回収には留守だったり未記入だったりと何度も足を運んでの回収でした。そして、その結果、町の地域包括支援センターで集計する、課題調査し、次に出前ワークショップを実施する。これだけのかかなりの時間と動員、労力を使いながらも次のステージに繋がらない。つまり、町では種を蒔いても育てていないのではないかと。やはり何かしらの形になるまで町で導いていくべきだと思います。分析後のその後のアプローチについて、どのように考えているか伺いたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 地域支え合いのワークショップの広がりですけれども、このワークショップ等を職員が各地区に出向きまして行っていることによりまして、話としましては、やはりそういう支え合いは必要だよねと、大事だということは、やはり参加者というか住民の方々は認識が深まっております。ただ、その取り組みを実際に誰がどうやるというところになると、なかなか先頭に立ってやってくれる方がいないですとか、実際にスタートに踏み切るといところがなかなか始まっていないというのが現状であります。

ただ、町長の答弁にもありましたとおり、今現在でも例えば単身高齢者ですとか高齢者のみの世帯、そういう方が増えておりますし、今後ますます増えてくる中で、地域の支え合いというのは非常に大事なものになりますので、なかなか短期的な成果というのはまだ出ていないんですけれども、これを引き続き地道に続けていながら、今後少しでも地域でそういう取り組みが広がるように事業を継続していくことが大事かなと考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 今、町長もおっしゃってございましたけれども、高齢化が進み、近所づきあいの方も希薄しており、協働の町の前に互助、つまり住民組織の活動、ボランティアの活動が重要であり、介護保険・健康保険の軽減にも大きく影響が及ぶと思います。私としては、モデル地区の上町町内会のように支え合いの仕組みができるのがワークショップの目的、意義があることだと思っております。これはモデル地区だけでなく、ワークショップ事業を実施された町内会には芽が出るまで少し、2年、3年と声かけをしてフォローしては、上町のようにしてはいただけないのかお伺いします。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 議員のご質問のように、今現在、支え合いのまちづくりということで実際に活動を行っているのは上町町内会の1町内会のみです。そこをモデルとして他の町内会等にも広げようということで今進めているところでして、そのワークショップ等を開催している町内会につきましては、2年、3年と言わず、活動ができるまでずっと支援はしていくつもりですし、なお、まだワークショップの開催に至っていない町内会等に関

しましても必要な取り組みであるということで、ずっと支援をしていく必要があると考えております。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 手を挙げた町内会はやはり何かしらの重要というか必要性を感じてワークショップを受け入れたと思いますので、それなりの問題事案があったと思います。地域住民主体ではありますが、やはり町のフォローも大事だと思います。先程回答いただきましたけれども、誰が先頭に立つのだということになりますと難しい問題だと思いますけれども、広く浅くではなく、確実に先が見えるまで手助けしていただきたく願います。

次に、PR壁画の方についてお伺いします。この度、作成に参加された子どもたちは100名ほど家族でいたということで大変よかったと思います。壁画を見るたびに優越感と自信に繋がり、三川町への愛着が生まれたのではないのでしょうか。子どもたちを巻き込んでの制作は大変意義のある良い企画だったと思います。以前描かれたときよりかなりの年数が経過しており、道路を通るたびにあまり見栄えがよるしくないと感じておりました。この度の制作により景観も良くなり、三川町のイメージの底上げになったかとも思われます。

今後SNSなどで広く周知するということでしたけれども、PR壁画、PRによっては見てみたいとか近隣市町村からも訪れるかもしれません。例えば藤島地区のHisu花とかイルミネーションが点灯するともう年末かとか、鶴岡公園のプロジェクトマッピングが流れると見に行きたい、庄内空港のコキアが赤くなれば散歩に行こうかと、発信により賑わいが生まれております。この企画は今後ますます、まだ一部の制作で、まだ白地の部分も多くありましたけれども、どのような方向に持っていくのか。推進策はどのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） PR壁画のことですが、こちらの方は予算との兼ね合いもありますが、これから5年間かけて整備をしていく予定でございます。今年度70周年ということで3枚設置いたしました、今年のサイズが1m掛ける6mの3枚ということで設置いたしました。来年度からはサイズを少し小さくしまして、1年間当たり3枚から6枚を設置する予定でございます。結果として、何枚全体で設置するのかということに関しては、予算の都合や、あるいはデザイン、今回はまず四角でしたけれども、例えば丸にしたりだとか、様々な形にもできるかと思っておりますので、あそこ全体に賑わいができるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、この取り組みは、交流人口の拡大を直接的に目的としたものではなくて、町民の皆さんに明るい気持ちになっていただきたい、生活に彩りを添えたいという思いから実施しているところでございます。今後もその結果として、それが町の新たなスポットとして町の観光スポットになるということも考えられますが、まずはそういったものではなく、町民の皆さまを中心に考えていく、実施していきたいというように考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4 番（土田市子議員） これから5年にわたって1回100名程度も集まって制作するとかなりの町民を動かしていくので、これはいい事業になっているのではないかと思います。絵に関しては繋がりがあるのかどうかとか、その辺もこれからの課題だとは思いますが。

この壁画、中学校のグラウンドの擁壁に描かれておりますが、町道助川三本木線等の沿線でもあります。この道路は、道の駅、なの花ホール、田田、中学校、アスレなの花、アトク先生の館、社会福祉センター、公民館、役場、保育園、テオトル、袖東公園、これだけ多くの三川町の主要施設ゾーンとなっております。それだけではありません。北に向かえば正面に鳥海山が目に入り、南に向かえば月山が望め、景観にもすばらしい通りであると思います。今回の記念壁画をきっかけに様々見えてきました。更に横山のドラッグストアから庄内総合支庁まで歩道の幅も十分あり、また10mほどの間隔にレンガ囲いの花壇、八重桜なども植樹されております。このほど町が進めている町民自ら健康づくりを実践することを目的とした健康増進事業である、みかわチャレンジウォーキングにもちょうどよい距離です。

PR壁画も含め、自然に健康になれる環境づくりができ上がってきていると思います。何もない三川町なのですが、先程も伺いましたが、この壁画を巻き込んでの行ってみたい三川町の発信の意向がないか、もう一度更にお聞きしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） この取り組み、5年間継続してというところもお話をしましたが、毎回ワークショップで実施するかは、今のところはまだ考えておりません。その都度考えながら、どのように町民の方々と一緒に取り組んでいくかも検討しながら取り組んでいきたいとは考えているところです。

また、デザインに関しましては、先程の町長答弁にもありましたように、本町の自然や文化、未来への希望といったメッセージというところを考えながらデザインは考えていきたいと思っております。それから、今回の壁画は直接壁に描くのではなくて、デザインしたものをアルミ板に転写をしてアルミ板を壁に貼り付けるという手法をとりました。壁画を直接描くことによって、紫外線によって劣化がやはり激しくて、そういったところも含めまして、他市町村の状況を見ますと、やはりアルミ板に転写をして設置しているところが多く見受けられましたので、今回はそのような手法をとらせていただきました。

先程も同じような話をさせていただきましたけれども、やはり町民の皆さまにとって身近で愛着を持てる景観づくりの一助になればいいというように考えております。議員がおっしゃるように、あそこの町道助川三本木線、いわゆる町のメイン通りになりつつある道路かと思っております。そういった中で、健康ウォーキングであったり、あるいは先程町長答弁にもありましたように、日常の生活で多くの方が利用しておりますので、やはりそういった中で明るい気持ちになっていただけるように今後も検討してまいりたいと思っております。

○議 長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4 番（土田市子議員） ありがとうございます。今かなり住民が集う道路となっているということになるのではないかと思います。現在、町道助川三本木線を見ましても、花壇の方の手入れとか木も枯れ木となっております。少し見栄えが悪くなっていますので、そ

の辺の管理とか手入れの方はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 町道助川三本木線の植栽の管理のお話でございました。この路線につきましては、造園業者に委託しまして、樹木の剪定、草刈り、施肥を実施しております。また、地元の町内会からもご協力をいただきまして、草刈り等もやっております。更にそれで足りないところにつきましては、町職員による直営作業も必要に応じて実施しております。これは交通量の多い町道ですので、やはり日中の作業ができないというところもありまして、これは総務課長とも相談をさせていただきまして早朝時間外で実施することもございます。

その中で、その樹木の一部、やはり傷んでいるというお話は、私の方でも当然把握はさせていただいております。これについて、予算が潤沢にあれば手入れしていくことももちろん可能でございますけれども、やはり道路、インフラを担わせていただいている部署といたしましては、まずはその道路そのものの安全性、そちらをまずは最優先と考えております。したがって、樹木につきましては、植栽につきましては予算の範囲内でできるところというところで制限せざるを得ないのが現状でありまして、これにつきましては、地元の町内会から更なるご協力を願うということも今現状として難しいところもございますので、ご理解を賜りたいなというように思っているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 先程も申し上げましたけれども、三川町の重要施設が連なっている路線でありますので、町の顔としても近隣の市町村の方からの通行もあるかと思っておりますので、少し整備に力を入れてもらえればありがたいかと思っております。

更に、もう一言提案させていただけるのであれば、庄内町余目のひまわりくぐろ一どのように通りに愛称をつけていますけれども、この通りにも、町道助川三本木線にも愛称をつけて親しみを持っていただくというのは、そういう提案をして、例えばウォーキング指定の健康ロードとか、長寿街道、若者が集まって出会いが生まれたりして、出会い道とか夢ロードとか、あと役場や庄内総合支庁舎への通勤道にもあたるので出世街道などとユニークな愛称などをつけて、通りたくなるような三川町に来たくなるような、興味を持っていただき、新たな賑わいと交流人口の創設に繋げ、町の活性化に繋がったら面白い展開になるのではないのでしょうか。この提案はいかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 通りの愛称ということでございました。あそこの町道助川三本木線、実は、確か私の記憶ではあすまた通りというネームがついておりまして、これが今もきちんと皆さんの方に浸透しているかと、そのときから浸透しているかというところは別として、あすまた通りという名前は確かついていたかと思っております。それも含めましてニックネームといいますか愛称に関しましては、地域住民の方から先程お話をしたように、愛着を持っていただけるということを含めると、今後のこれから賑わいづくりといいますか、愛着が持てるような壁画等も増やしていきたいというように考えているところもありますの

で、一つのおもしろい素材として考えていきたいというように思います。

○議 長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） やはり三川町、あまり主だったことがないので、例えば山形県で同じような人口の町で、朝日町の辺りでは空気神社、ないところに空気神社とか、あと大江町にもおおえ検定、大江マイスターバッジなど認定などをして、町の活性化に繋げることなどを起こしているようです。三川町も今この機会に、そのメイン道路とか壁画を中心に賑わいができるような交流人口が生まれるような何か施策ができれば、これから三川町に来たくなるような、住みたくなるような、イメージの底上げになるかと思えます。

以上で、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、4番 土田市子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午前 11時35分)

○議 長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 1時00分)

次に、9番 鈴木重行議員、登壇願います。9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員）

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 特産品の開発について | 1. これまで特産品の開発に取り組まれてきた成果と課題、今後の計画について見解を伺う。

2. 特産品の開発にはアイデアや多くの人の知恵、時間が必要と考える。山形大学や東北公益文科大学との産学官連携での商品開発や、地域おこし協力隊の登用、小中学生からの意見の募集などの取り組みについて所見を伺う。 |
| 2. 地域おこし協力隊について | 1. 県内でも多くの自治体で協力隊が活動しているが、導入している市町村の効果・実績についてどのように捉えているか見解を伺う。

2. 農業政策、産業政策、移住定住政策等を実現するため、就農特化型、起業型、フリーミッション型、おためし地域おこし協力隊など多様な形態で制度を積極的に活用するべきと考えるが見解を伺う。 |
| 3. 移住定住策について | 1. 近年、田園回帰の機運が高まり農的暮らしを求める移住者が増加傾向にあると聞く。本町での移住希望者や、都市と地方にそれぞれ拠点をもち自由に行き来して生活する「二地域居住」の受け入れ体制について伺う。 |

令和8年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問をいたします。

質問事項1、特産品の開発について。

これまで特産品の開発に取り組まれてきた成果と課題、今後の計画について見解を伺います。

特産品の開発にはアイデアや多くの人の知恵、時間が必要と考えます。山形大学や東北公益文科大学との産学官連携での商品開発や、地域おこし協力隊の登用、小中学生からの意見の募集などの取り組みについて所見を伺います。

質問事項2、地域おこし協力隊について。

県内でも多くの自治体で協力隊が活動していますが、導入している市町村の効果・実績についてどのように捉えているか見解を伺います。

農業政策、産業政策、移住定住政策等を実現するため、就農特化型、起業型、フリーミッション型、おためし地域おこし協力隊など多様な形態で制度を積極的に活用するべきと考えますが見解を伺います。

質問事項3、移住定住策について。

近年、田園回帰の機運が高まり農的暮らしを求める移住者が増加傾向にあると聞きます。本町での移住希望者や、都市と地方にそれぞれ拠点を持ち自由に行き来して生活する「二地域居住」の受け入れ体制について伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の特産品の開発について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町ではこれまで、「イ号」を活用した日本酒の開発や、米粉を使用した菓子類の開発などに取り組み、特産品づくりを通じた地域活性化を推進してまいりました。特に「イ号」につきましては、町民の皆さまをはじめ、日本酒愛好家の方々からも好評をいただき、町内や庄内地域等で開催される各種イベントに提供するなど、本町のPRに繋げることができたところであり、一定の成果があったものと捉えております。

そのような中、特産品開発につきましては、令和7年度より、町が主体となって実施するのではなく、町内事業者が取り組む事業に対して支援を行う形へと方針を転換したところがあります。

特産品開発にあたっては、ご提案があったように大学との連携や小・中学生の意見を取り入れた取り組みも有効な手法の一つであると認識いたしておりますが、事業として持続可能なものとするためには、採算性の確保を最も重要な要素として考慮する必要があると捉えております。

今後につきましては、これらのことを念頭におきながら、町内事業者が主体的に行う特産品開発の取り組みについて後押しし、地域経済の活性化に繋げてまいりたいと考えております。

質問事項2の地域おこし協力隊について、1点目の導入している市町村の効果・実績に関するご質問ですが、多くの市町村において、移住・定住の促進、農林水産業の担い手確保、観光振興、地域資源を生かした商品開発、情報発信力の強化など、様々な分野で一定の成果を上げているものと認識いたしております。とりわけ任期終了後にそのまま定住し、起業や就農に繋がっている事例もあり、人口減少対策の観点からも意義が大きいものと捉えております。また、外部人材が持つ新たな視点や専門性が、地域内にこれまでになかった発想やネットワークを生み出している点も重要であると考えております。一方で、活動目的の不明確さや受け入れ体制の不十分さが課題となる事例も見受けられ、制度の効果は受け入れ側の準備と伴走支援のあり方によって左右されるものと認識いたしております。

次に、2点目の多様な形態での制度活用に関するご質問ですが、地域課題に応じた柔軟な地域おこし協力隊の活用は、有効な手法であると考えております。しかしながら、その実現のためには、単なる人員配置ではなく、明確なミッション設定と成果目標、また、活動を共にする地域住民や共に働く職場の受け入れ側の体制整備が重要であると認識しております。まずは来年度、手始めとしていろり火の里の活性化をテーマにして地域おこし協力隊の活用を予定しているところであり、今後、多様な活躍の場の創出については、財政負担や庁内体制、地域との調和等を十分に踏まえ、効果検証を行いながら制度の活用について、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

質問事項3の移住定住策について、「二地域居住」の受け入れ体制に関するご質問ですが、「二地域居住」は都市部と地方部の双方に生活拠点をもち、仕事や生活の状況に応じて行き来する新しい生活のあり方であり、近年、いわゆる田園回帰の動きの中で、農的暮らしや自然環境を重視する移住志向が高まっていると認識いたしております。「二地域居住」につきましては、完全移住に至る前段階として有効な選択肢であり、関係人口の拡大に繋がるものと捉えておりますが、住居の確保、関係機関との連携した就業・就農情報の提供、地域コミュニティとの関係性など整理すべき課題も多くあるため、慎重に調査研究する必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 縷々答弁いただきました。順を追って再質問させていただきます。

特産品の開発におきましては、町外の事業者の開発支援に携わってきたということでしたが、今後は町内事業者の後押しもするというような答弁でありました。特産品の開発は、村おこし、町おこしが盛んに叫ばれていたころ、地域活性化の一つに位置付けられていました。全国各地で、その地域の野菜や果物などの農作物、魚介類などの海産物、肉類や乳製品、それらを使った郷土料理や加工品、工芸品や民芸品など、いろいろな分野で様々な取り組みが行われ、その中には大ヒットして定番化したものもあれば一過性で終わったもの、全くの失敗に終わったものも多くあるようでございます。

特産品の開発というものは、そう簡単にいかないことは重々承知するところであります。大企業でさえ一つの商品開発には膨大な量の調査研究、そして多額の資金と時間を投入し、

開発してもヒットするのはごく一部と言われております。しかし、その開発にかける活力というものは地域の活性化に繋がると思い、非常に町でも重要視するべきと考えます。特産品や特産品開発への町の見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 特産品の開発は、地域資源の付加価値を高め、事業者の収益の向上に繋がるものであり、本町の農業振興、それから観光振興、更には地域経済の活性化に繋がるものであるということで、重要な取り組みの一つであると認識しております。一方で、特産品は一過性のものではなく、継続して生産・販売され、地域に定着していくことが重要であると捉えているところでございます。

その上で、特産品づくりに取り組む町内事業者が採算がとれる持続可能なものでなければならぬということも考えており、本町といたしましては、町内事業者の積極的な取り組みを支援しながら地域資源を活用した特産づくりが進むよう後押しをしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 今、答弁があったとおり、ご理解のとおり、本当に長い時間と地域密着というものが必要だということで、なかなか定着するまでの労力が追いつかず、途中で消えてしまうというような事例も多くあるのかと思います。新たに商品を開発するのはやはり大変なことかと思いますが、少数であっても今あるものをブランド化し、特産化することについて見解をお伺いしますが、大分県での一村一品運動は、今から45年前、1980年ごろに始まりまして、全国に広まっており、関サバや関アジなどというのがブランド化された代表となっております。また、農作物ではカボスや白ネギが大分ブランドとして育てております。今ではこの大分方式というものは海外でもモデルとなっており、その精神は地域活性化のための原点として長きにわたって継承されていくものとされておるようでございます。

本町においても少数のものであっても価値を見出して、独自のブランド化により内外に発信し、特産品として道の駅や産直での目玉商品として、収益性の確保や担い手の育成、地域の活性化に繋がる取り組みはできないものか。町の考えをお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 特産品開発は、新たな商品開発だけでなく、既存の農産物の付加価値を高める取り組みも重要であると認識しているところでございます。本町におきましては、米をはじめとする農産物は本町の強みであるというように認識しており、これらを町内外にPRしていくことは大変重要であると認識しているところでございます。

しかしながら、農産物のブランド化につきましては、農協や出荷業者の意向が強く影響することから、最終的には販売先の確保を含め、関係機関団体との調整が必要であると捉えており、まずは農協や出荷業者等に農産物等のブランド化に向けて検討していただくようお願いしてまいりたいと思います。その上で、道の駅や産直等で活用できるものを作っていければと思っているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9 番（鈴木重行議員） 今おっしゃったとおり、PRまたコマーシャルといった売り方の工夫というものが非常に重要になってくるのかなと思っているところであります。関係団体との協議の上ということでありましたが、ぜひ町からの支援といったものもいただければと思っています。

本町の基幹産業とされる農業の現場では、高齢化と担い手不足が問題となっております。農作物のブランド化や特産化により、有利販売で収益性の確保、担い手の育成に繋がるものと考えます。特産品の開発は、やはり少人数では難しいと考えます。商工会、またJA、生産者や住民を巻き込んだ特産品化の調査や研究、支援する組織などの立ち上げも有効かと思いますので、町のリードによる進展に期待するところであります。

次に、その開発についてであります。産学官連携による商品開発についてお伺いします。地元の良さは地元の人ではなかなか気づきにくいと言われております。発信力のある山形大学農学部や東北公益文科大学の学生との連携による特産品開発を行って、地域の活性化や学生から町へ関心を持ってもらうような施策を展開してはいかがかと考えますが、見解を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 産学官連携による大学との関わりにつきましては、若い世代の視点や専門的な知見を取り入れることができるという点があり、有効な取り組みの一つであると認識しております。特産品開発におきましては、商品の企画、それからマーケティングの面でも大学等との連携が生かされる可能性があると考えているところでございます。

町内で特産品開発に取り組みたいという事業者に対しましては、大学生のアイデアやノウハウ等を提供し、一緒に特産品の開発に取り組むということ、もしくは関わりを持つことが十分考えられるのではないのかというように考えるところでございます。また、大学生との関わりは、本町への移住、また就職などにも繋がる可能性が期待できるのではないのかと考えるところでございます。いずれにしても、大学をはじめ関係機関との調整が必要であると捉えており、産学官連携による特産品開発の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9 番（鈴木重行議員） 前向きな答弁をいただいたのかなと思いました。大学生の持つ知識、アイデア、発信力と企業の持つ生産力、実践力に行政の支援で研究開発のスピードアップや地域の活性化に繋がるものと注目されておられて、様々な自治体が産学官連携による取り組みをしているようでございます。ぜひ本町でも検討いただきたいと考えます。特に東北公益文科大学につきましては、来年度から公立化に伴いまして産学官連携プラットフォームといったものが計画されており、大学と設立団体である県及び庄内広域行政組合、2市3町によるものでありますけれども、その連携により地元企業、地元住民との関わり方が更に濃くなると思いますので、ぜひ働きかけを検討いただきたいと思います。

次に、小中学生の参画についてお伺いします。昨日も同僚議員の質問の中にありました、議会では毎年小学生、中学生との議場懇談会を行っておりますが、町が活性化するにはどう

したらいいかという問いかけに、特産品を作るべきといった意見が毎年のように出されます。近年は具体的なものもあり、町の作物を利用したオリジナルの料理やお菓子の作成の提案も多くなりました。小中学生が地元のことを思って考案した商品やサービスの開発に携わる仕組みを作ってはどうか、改めて見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 特産品の開発に対しまして、小中学生の視点を取り入れ、意見や提案をいただくことは大変重要であると捉えており、子どもたちに改めて本町への関心を持っていただくいい機会にもなるのかなというように感じているところでございます。また、子どもたちの自由な発想やアイデアは、大人の想像を超える斬新なものである場合もあると考えております。一方で、実際、商品化にあたっては、品質管理や採算性、それから持続的な生産体制など、様々な課題があると認識しているところであります。特産品開発につきましても、最終的には事業者の判断によることとなりますが、子どもたちの貴重な提案については、事業者等に情報提供し、特産品開発の検討に加えていただくようお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 昨日の同僚議員の質問にもありました子どもの意見の尊重、また子どもの意見を丁寧に受けとめるといった町の考えが示されたところでありました。小学生の発案そのものは実質の特産品になるといったものは難しいかもしれませんが、子どもの思い、意見を実際に形にするといったことは、町としても子どもたちの思い出とともに大きな町のPRになると考えます。

若い世代の流出が増えている中で、郷土愛を育むには、こういった取り組みも効果的ではないでしょうか。進学で都会に出ても、いずれは帰ってきたくなるような思い出とふるさとづくりに取り組んでいただきたいと思います。

時代も変わりまして、酒田港には大型クルーズ船が寄港し、多くの外国人が庄内を訪れるようになりました。インバウンドによる海外からの旅行者相手の商売には抵抗を感じる方もいると伺いますけれども、積極的な商品開発、特産品開発によって、地域の活性化や担い手の育成に取り組んでいただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊についてお伺いします。来年度から1名の登用を予定しているというお話でありました。総務省によりますと、地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援、また農林水産業への従事、住民支援など地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取り組みとされております。隊員は、各自治体の委嘱を受け、任務は概ね1年から3年とされているようです。令和6年度の隊員数は全国で7,910名、令和8年までには1万人を目標として各地域が取り組みを進めているようでございます。

山形県内に目を向けますと、県内全35市町村のうち、本町を除く34市町村で154名の隊員が市町村から委嘱を受け活動しているようでありました。また、近年、直近5年間で任務終了した隊員の約7割が任期終了後も定住しておるということで、地域での起業に繋がる

ケースも数多くあるというような報道もあります。本町でも積極的に地域おこし協力隊を呼び込み、課題解決に取り組むべきと考えます。

制度では、導入に際し、財政措置され、地元自治体の財政負担がないものとされておりませうけれども、財政措置される対象範囲を最初にお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 国から財源措置される対象範囲というご質問でございました。国の特別交付税の措置による財源支援が行われるということになりまして、対象となる主な経費といたしましては、協力隊の報酬や活動に必要な経費のほか、住居費、車両借上料、研修費など、地域での活動が円滑に行われるようにするための必要な経費であります。また、隊員の募集に要する経費や受け入れ体制の整備に係る経費についても対象となるということでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 活動費以外にも募集に要する費用というものも対象範囲になるということでありませうし、ほぼ全額が交付税措置されるというような認識でよかつたのかなと思ひます。自治体負担がほぼないということ、町としても導入しやすい制度なのかなと思ひますが、これまで、以前は1名おりましたけれども、近年はおらない状況だということでありませう。

近年は民間の求人サイトを活用した隊員の募集やマッチングが増えているということでありませうし、募集の経費も大きくかかっているというようなことでありませう。令和7年からはこの財政措置の上限も引き上げられているということでありませうので、サイトへの登録、また国が主催するマッチングイベント等へ積極的に参加していただきませうし、ミッションに最適な方と出会えるようにしていただきませうと思ひます。

先程もありませうした町外から来る協力隊員の居住体制の整備についてお伺いしたいと思ひます。地域密着型の協力隊員の受け入れには、居住できる空き家もしくは家屋の確保が必要になってくると思ひます。本町では空き家バンクの登録もなかなか進まず、居住の確保も難しいのかなと思ひますけれども、空き家につきませうしは室内が片付いておらず利用できなかつたり、所有者も高齢化や遠方にいるため管理できなかつた物件が多いように思ひます。こちら側の整備も喫緊の課題として取り組んでいただきませうとは思ひうところではありませうけれども、この度、協力隊員を迎えるにあたり、住居についてどのように計画をしているのか、お伺いしたいと思ひます。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 活動に伴う住居に関しましては、今回、地域おこし協力隊の募集を検討するにあたり、他市町の方にも多く聞き取りに出向いて話を聞いてきたところでありませう。その際、やはり話題になるのが住居という話がありませうした。せつかく決まつたのに住居が空いていなくてなかなか来るタイミングを逃してしまふというようなお話も聞いたところでありませう。

そういったことも踏まえますと、今ご提案がありませうした、例えば空き家を町で購入しまし

て、地域おこし協力隊専用の住居として複数年回していくというような考え方もあるかと思えますし、実際そのように取り組んでいる事例も聞いたところであります。ただ、今現在、本町の方としてはそこまでのところには至っておらず、まず基本的には来るタイミングで空いているアパートを探していただいて、そこをまず居住地にして実施していくというような予定で今のところは考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 来られる協力隊の方には、できるだけ地域に密着した活動をしていただきたく、できれば集落の中での生活も体験していただきながら、三川町に慣れ親しんでいただければと思ったところでありますし、空き家問題を課題としているのであれば、その課題に対する地域おこし協力隊の登用といったものも検討していただければなと思ったところであります。また、任務遂行には住環境の整備というものは重要と考えるところでありますので、ぜひ温かく受け入れられるような整備体制をとっていただければと思います。

また、課題解決の熱意を持って任務に当たる協力隊員には任期を全うし、ゴールとして定住や起業を望むわけではありますが、国内で8,000人ほど協力隊員が活動する中で、様々な理由でミスマッチが発生し、委嘱後も任期途中で退任する協力隊員がいることも課題となっております。ミスマッチを防ぐためのおためし地域おこし協力隊、またインターン制度といったものも財政措置されるようですので、こういった制度も有効に活用していただきたいと思えますし、成功事例では拠点を役場の外に設けるものが多いとの報告もあります。既存の施設や閉鎖した商店などを地域おこしの拠点として活用できないか。また、私は一人よりも複数の協力隊員を採用した方が活動は活発になると考えますが、本町での計画や考えをお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 何点かご質問をいただきました。まず、ミスマッチを防ぐ対応ということでございますけれども、まずミスマッチを防ぐためにはというところに関しましては、やはり募集の段階から活動内容、それからミッションをできるだけ具体的に示すことが重要であるというように捉えております。また、そのミッションにつきまして、事前に丁寧に情報発信をすること、また、採用に至るまで複数回の面談を実施し、相互理解を深めるということも重要だと考えているところでございます。また、行政が連携しながら活動を支援する伴走型支援ということも重要だというように捉えております。

なかなか多くの期待を寄せられて、この地域おこし協力隊が来るわけですがけれども、なかなか思い描いたような活動ができないとか、その活動内容と自分が思い描いていたことがやはりミスマッチというところで年度途中で帰ってしまうという事例もやはりあるということでしたので、そういったことを防ぐためにも、事前のやはり話し合いといいますか、情報提供が重要だというように捉えているところでございますし、入ってからの活動をその協力隊に任せきりにせず、伴走型支援ということで行政側の支援も非常に重要になってくるというように捉えているところであります。

また、複数の採用計画はということではございましたが、まず、来年度、久しぶりの地域お

こし協力隊の募集を図っていききたいというように考えており、今後、各課の方でやはり目的、目標、どういったミッションがあるかというところを整理しながら、各課の判断において地域おこし協力隊の募集について今後も前向きに検討していききたいというように捉えているところでございます。

活動拠点に関しましては、先程お話がありましたように、地域に根差して、地域に入っただいて活動するという考え方も確かに重要だと思います。ただ、一方で、先程もお話しましたが、これも様々な市町村に聞き取りをした結果ではあるんですが、やはりそこを任せっきりにしてしまうという活動ができないという事例を多く他市町から聞きました。やはり行政側がどれくらいしっかりサポートできるかというところも重要になってくるというように捉えておまして、その活動拠点が地域にあってもいいのですが、やはり役場との連携というところがスムーズにいくように、やはり活動拠点は検討していかなければならないというように捉えております。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 町職員の伴走型の支援というようなことでした。私はその一人の協力隊員よりも複数の協力隊員で、お互いを刺激しながらする活動が一番効果的なのかなと思って、先程提案させていただきました。また、答弁の中にはどういったミッションがあるか検討しながら、また採用を検討していくというようなお話がありました。

私から1点提案したいんですが、この町の喫緊の課題としまして、人口減少と少子高齢化が進む集落では、役員のみならず手不足や高齢化、空き家空き地の増加など、様々な課題が多方面で膨らんできており、様々な活動が縮小している状況です。町内会での話し合いでも、将来への不安や危機感ばかり多くなり、具体的にはなかなか事業が前に進まないといった状態の集落も多くなっているようでございます。集落の機能を存続させるためにも、地域残し協力隊としての地域おこし協力隊や集落支援員といったものを活用できないかと考えますけれども、見解を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 地域残し協力隊という新たな言葉で紹介いただきましたけれども、やはり地域おこし協力隊に寄せられる期待は非常に大きいものということで捉えておるんですが、町ができないことや、本来行政が担うべきことを担ってもらう制度ではないというように捉えております。また、協力隊は何でもできる存在ではなくて、やはり活動の目的や役割を明確にすることが重要であると思っております。やはり募集するにあたっては、魅力ある活動、魅力ある目的、魅力あるミッションでなければ、やはり全国で協力隊を募集している中で、競争に正直になっている中で、やはりいい人材を募集するには魅力ある活動内容でなければ申し込みも来ないのかなというところもありますので、参考にさせていただきますが、まずは魅力ある目的、そういったものを前向きに検討する必要があるのかなというように捉えております。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） ぜひ魅力ある目的を持って取り組んでいただきたいと思っております。本

当に自治体の選定によっては、報酬目的ではなくて、ぜひそのミッションに合った協力隊と出会えるように、様々な活動、マッチングをとっていただければと思うところであります。隊員の活動ミッションとしては様々なものがあるということで、農林水産業への従事、また特定分野での起業などに設定することで、地域で不足している人材を募集することもできると考えます。地域おこし協力隊は有効な移住策になると考えますので、任期を終えた後の定住を見据えた活躍に期待したいと思います。

次に、移住定住策についてお伺いします。人の移動の多い年度末のせいか、この度の議会では多くの議員から移住定住策についての質問があったところでありますけれども、私からは、関係人口の中でも町外からの転入について質問させていただきます。まず最初にですけれども、本町もかつては人口の減らない町として県内でも注目されてきました。現在はMターン戦略の令和7年の目標人口を下回り、7,000人を下回っている状況です。近年までは、国立社会保障・人口問題研究所の推計する減少スピードよりも緩やかに減少していましたが、それを大きく下回っているようでございます。この要因をどのように捉えているか、最初にお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 目標人口を下回っている要因ということでございますが、こちらの方につきましては、やはり全国的な傾向と同様というように捉えております。新型コロナウイルスによる大きな出生数の減少、またそれによる自然減、進学や就職を契機とした若年層の町外流出などの社会減、そういったものが影響しているものと捉えております。また、結婚観やライフスタイルの多様化という部分で、先程の中でもお話がありましたけれども、経済的な不安などの要因により、結婚や出産に対する意識が変化しているということも人口動向の要因に繋がっているというように考えているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） コロナ禍の大きな社会環境の変化といったもので、様々な要因があるというようなことであります。全国的に人口が減る中で、三川町だけ増えるということとはなかなか難しいのかと思いますけれども、町内を見渡しても、本当に若い世代が少なくなったのかなと感じているところであります。これは流出によるものか、もともと少ない世代だったのかといったものは分かりませんが、とにかく周りに若い世代の方が少なくなったように感じているところであります。令和3年からの第2期Mターン戦略におきましては、人口減少対策といたしまして、町外からの移住定住に繋がるMターン促進が図られてきました。具体的にどのように行われてきたのか、また、結果と課題についてお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 第2期Mターン戦略につきましては、四つの基本戦略を掲げ取り組んでまいりました。移住定住の促進、雇用場の確保、子育て支援の充実、人口減少対策、そういった取り組みを総合的に進める施策として取り組んできたところであります。具体的には、何度もお話に出てきておりますが、移住支援金制度の活用、住宅支援、子育て世帯への支援の充実、また、就業相談会やセミナーの開催、そういったことによる雇用機会

の情報提供などを通じて、若者や子育て世代の定着、更には町外からの人の流れを生み出す取り組みということで進めてきたところでございます。その成果としては、一定の移住者の受け入れなどがみられる一方で、これはやはり先程の減少要因ということで話をさせていただいたところでございますが、社会減というところがやはりあり、また自然減という新型コロナウイルスの影響もあり、なかなか大きく人口の増加に繋がるというところには繋がらなかった、至らなかったというように考えているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） なかなか施策だけでは追いつかなかったのかなと思うところがあります。昨日の同僚議員の質問にもありましたけれども、移住定住策につきましては、やはり県内他自治体から見ると一歩後れをとっている部分も感じられるところがあります。コロナ禍以降、田園回帰の傾向はとまらず、移住者が過去最高とする都道府県が多くあると先日報道にありました。国全体で人口が減少する中、すべての地域で定住人口を増やすことはできないはずで。そこで、これからは主な生活拠点とは別の、特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方である二地域居住などの多様なライフスタイルの視点を持ち、地方への人の流れの創出拡大を図ることが必要だと言われておりました。この国が進める二地域居住といったものはどういったものか、制度と内容とメリット、課題についてお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 国が進める二地域居住についてのご質問でございました。この二地域居住とは、都市部と地方など二つの地域に生活拠点をもち、仕事や余暇などの目的に応じて行き来しながら生活する新しい暮らし方を示すものであるというように捉えております。人口減少が進む中、先程ご質問の中にもありましたように、関係人口の創出や地域との継続的な関わりを生み出す取り組みとして期待されているものというように捉えております。そのメリットといたしましては、移住に至らない段階でも地域と関わる人を増やすことができ、将来的な移住定住に繋がる可能性があることや、地域経済への消費拡大などが挙げられます。一方で、定住の確保や地域コミュニティの関わり方、受け入れ体制の整備などが課題というように捉えているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 現在、地域の存続を目指し、ほぼ全国すべての自治体が移住定住施策を推進しておると思います。他自治体との差別化や話題性のある取り組みが競争のように行われております。日本全体の人口が減少する中、自治体間で移住者を奪い合う競争が激化する中で、二地域居住による関係人口の増加策の取り組みは、移住希望者も取り組みやすいのではないのでしょうか。取り組みについての町の見解をお伺いしますが、山形県の計画との整合性を持った各市町村の特定居住促進計画の策定が必要とされます。また、活動に組み込む法人の指定や協議会制度の創設といったものが条件とされていますが、本町では可能なのか、二地域居住のための施策を進めることについて、町の見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 二地域居住の推進に関し、国では今お話がありました特定

居住促進計画を策定し、関係団体と連携した取り組みを進める制度ということで示されているところであります。この計画を策定することにより、活動に取り組む法人の指定や関係者による協議会の設置など、推進体制の強化に繋がるというところで捉えております。一方で、本町においては、現時点で二地域居住を目的とした具体的な事業展開の予定があるわけではないので、計画策定に直ちに取り組むという段階ではないというように考えております。今後、やはり国や県、他市町の状況も踏まえながら、またそこに注視し、本町の実情に即した二地域居住の可能性について研究してまいりたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 今後は、ふるさと住民登録制度といったものも創設も予定されているということで、移住定住策というものは、人口減少や少子化対策、また空き家対策などとして、新たな人の流れと活力を呼び込む大きな可能性があると考えます。また、移住者が新たな移住者を呼ぶ、または連れてくるような繋がりを持つ仕組みが大切かと思えますけれども、町としてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） ふるさと住民登録制度についてのご質問でございました。この制度につきましては、現在、国において制度化に向けた検討が進められているものであり、住民票を移さなくても特定の地域と継続的な関わりを持つ方をふるさと住民として登録し、地域との関係を深めていく仕組みであるということで紹介されております。人口減少が進む中、地域外に暮らしながらも、本町に関心や愛着を持つ方々の繋がりを広げ、いわゆる関係人口の創出に繋がる取り組みとして一定の期待があるというようには捉えております。一方で、制度の具体的な内容や自治体の役割、運用方法などについては、まだ国の方では検討段階であるというように捉えております。そういった部分もありますので、本町としては、まず国の制度設計や今後の動向を見ながら、どのような関わり方が可能か、引き続き研究してまいりたいと思うところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 国の制度を有効に活用していただきまして、本町にも有利な策をとっていただきたいと思うところであります。先程の特定居住促進計画において、基本方針や拠点施設の整備を記載すれば、法律上の特例が措置され、空き家改修やコワーキングスペース整備に対する国からの支援を受けられるようになるというようなことでありました。ぜひ前向きな検討をいただいて、他市町村に先駆けて、二地域居住希望者に三川町を選択肢の一つとして注目してもらえるように取り組んでいただきたいと思います。二地域居住者に対する柔軟で温かなコミュニティの形成に向けた取り組みをできるだけ早く進めていただければと思うところであります。

東京圏の方にとって、三川町の立地環境というものは、二地域居住においても最適と思っております。一つ実例をお話して終わりたいと思いますが、昨年春、東京から1人の若者が本町の農家のもとを訪れ、秋まで農作業において米づくりに励みました。来た当初は何も分からない、何をしたいか分からない、何を話しているのかも分からないといった青年が

秋まで地域に溶け込んで生活していく中で、言葉が分かるようになっていたり、近所の方と仲良くなったりしながらですね、農作業を通じながら様々な体験をしていったということでもあります。収穫した米につきましては、都内で兄弟がカレー屋を営んでおりまして、そこで提供したところ、非常においしかったと好評を得たということでありました。私も会ってその話を聞いたんですけども、「庄内地方、どんなもんだ」というようなお話をしたら、「広大に広がる庄内平野を見て、この中で仕事をできるのは非常に幸せだった」というようなお話でありました。私たちにとっては何も無いところのように感じる場所でもありますけれども、見る人が見れば十分価値のある風景であるということも教えてもらいました。

こういった取り組みは、どうしても観光資源の多い自治体が取り組みがちなんですけれども、本町のような風光明媚な町でも価値を感じてくれる人がいるということも忘れずに、積極的に取り組んでいただきたいと思います。終わります。

- 議 長（町野昌弘議員） 以上で、9番 鈴木重行議員の質問を終わります。
暫時休憩します。 (午後 1時50分)
- 議 長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 2時10分)
次に、2番 鈴木淳士議員、登壇願います。2番 鈴木淳士議員。
- 2 番（鈴木淳士議員）

- | | |
|----------------|---|
| 1. みかわ産業団地について | 1. 必要とされる面積を超えた大規模な追加造成を決断することに至った事情と考え方を伺う。 |
| | 2. 日増しに顕在化してくる鶴岡市の「新産業団地」への企業進出は順調に進展していると側聞しているところであり、当初、みかわ産業団地への立地を検討していた企業までも「新産業団地」への進出を検討しているとの情報もある中で、具体的な誘致活動の状況並びに今後の見通しを伺う。 |
| 2. いろり火の里について | 1. この施設の管理運営を委託している「㈱みかわ振興公社」への「施設貸付料」の徴収については、「施設指定管理料」と相殺して“差し引きゼロ”で処理してきたものを、現在は貸付料徴収と管理料支払いをそれぞれ会計処理することになった事情を伺う。 |
| | 2. 以前から、この施設を専門業者へ移譲して安定的管理運営をめざすべきであると提案してきたところであり、今後の地域情勢の変化が危惧される中、これまで以上にインバウンドの誘客など多面的かつ多機能的な経営手腕が必要であると推測されることから、早急に適切なる事業者への権限移譲を検 |

討すべきと考えるので、今後の方策に関する所見を伺う。

3. 介護保険料の軽減策について
1. 介護保険料の上昇が全国的に問題となっている今こそ、社会福祉センター（ボランティアセンター）で展開されている「よれちゃ家」を介護保険事業から一般福祉事業に切り替えるべきと考えられるので、この見直し案に対する所見を伺う。
 2. このような事業区分の変更などを含め、介護保険料の軽減策として検討している具体的な対策内容を伺う。

令和8年第2回三川町議会定例会において、通告いたしました一般質問を行います。

まず初めに、みかわ産業団地についてであります。必要とされる面積を超えた大規模な追加造成を決断することに至った事情と考え方を伺います。

また、日増しに顕在化してくる鶴岡市の「新産業団地」への企業進出は順調に進展していると側聞しているところであり、当初、みかわ産業団地への立地を検討していた企業までも「新産業団地」への進出を検討しているとの情報もある中で、具体的な誘致活動の状況並びに今後の見通しを伺います。

次に、いろり火の里についてであります。

この施設の管理運営を委託している「(株)みかわ振興公社」への「施設貸付料」の徴収については、「施設指定管理料」と相殺して“差し引きゼロ”で処理してきたものを、現在は貸付料徴収と管理料支払いをそれぞれ会計処理することになった事情を伺います。

また以前から、この施設を専門業者へ移譲して安定的管理運営を目指すべきであると提案してきたところであり、今後の地域情勢の変化が危惧される中、これまで以上にインバウンドの誘客など多面的かつ多機能的な経営手腕が必要であると推測されることから、早急に適切なる事業者への権限移譲を検討すべきと考えますので、今後の方策に関する所見を伺います。

そして、介護保険料の軽減策についてであります。

介護保険料の上昇が全国的に問題となっている今こそ、社会福祉センター（ボランティアセンター）で展開されている「よれちゃ家」を介護保険事業から一般福祉事業に切り替えるべきと考えられますので、この見直し案に対する所見を伺います。

そして、このような事業区分の変更などを含め、介護保険料の軽減策として検討している具体的な対策内容を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1のみかわ産業団地について、1点目の造成面積に関するご質問であります。

みかわ産業団地の造成につきましては、計画段階から進出意向のある企業に対し希望調査を実施し、必要面積や立地条件などの把握に努めてまいりました。その結果、一定規模の区画を求める企業が複数確認されたことから、将来需要を見据えた造成を決断したものであります。また、造成計画にあたっては、町としてあらかじめ区割りのあり方を検討し、企業ニーズに迅速に対応できる区画設定とするとともに、造成工事の効率化、コスト縮減、段階的整備の可能性なども総合的に考慮したところであり、戦略性と財政面の両立を図った判断であります。

次に、2点目の企業の誘致活動の状況と今後の見通しに関するご質問であります。鶴岡市の新産業団地の動向は承知しておりますが、企業は立地条件や支援体制等を総合的に判断し進出を決断するものであります。そういった中で本町では、用地取得に関する相談対応、県や金融機関との連携による各種補助制度の情報提供など、立地検討段階から伴走型支援を行っております。また、令和8年度は企業動向を把握するため、町土地開発公社において専門事業者へのリサーチ業務委託を行い、移転ニーズの分析を実施する予定であります。更に、その情報を基に、必要であれば、私自身が企業を訪問するトップセールスを展開し、本町の地理的かつ道路交通面の利便性や支援制度などを直接お伝えしながら、信頼関係の構築に努め、「選ばれる町」の実現に向けて誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

質問事項2のいろり火の里について、1点目の施設貸付料と指定管理料の会計処理に関するご質問であります。令和5年度まで実質的な収支関係を踏まえ、相殺処理により差し引きゼロとして整理してまいりました。しかしながら、コロナ禍による利用者数の減少、電気料、燃料費、物価の高騰等により、指定管理料の見直しを行い、施設の貸付料と指定管理料に差異が生じたことから、貸付料を町の歳入として徴収し、指定管理料を歳出として支出する形に改め、会計の透明性の向上を図る見直しに取り組んだところであります。

次に、2点目の今後の管理運営のあり方に関する質問であります。いろり火の里を取り巻く環境は、人口減少や施設の老朽化、近隣の類似した施設との競合など課題が多くあり、そのための専門的なマーケティング力や経営ノウハウが重要であることは十分認識いたしております。そういった中で、本施設は町の交流拠点であり、賑わいや、地域の方に愛される町のシンボル、また、温泉施設として住民福祉や健康増進の向上の役割を担っております。しかしながら、本施設は老朽化が進んでいることから、益々大規模な改修の必要性が見込まれ、施設の長寿命化対策や改修費用のあり方は、今後の経営形態を検討する上で重要な論点であります。そのため、老朽化対策を含めた中長期的な見通しを精査するとともに、民間活力の導入の可能性を含めた運営形態の見直しも選択肢に入れながら、持続可能な方法を慎重に検討してまいりたいと考えております。

質問事項3の介護保険料の軽減について、1点目の「よれちゃ家」の介護保険事業から一般福祉事業への切り替えに関するご質問であります。高齢者の通いの場「よれちゃ家」は、介護保険法第115条の45に規定する地域支援事業を活用し、介護保険事業計画に基づき、通所型サービスBという住民主体によるサービス事業として実施しているものであります。

本事業の対象者は、介護認定調査に基づく判定で要支援1または2と判定された方や、基

本チェックによる総合事業該当者となっており、「よれちゃ家」は、要支援等の方に提供される介護予防サービスとして位置付けられているものでありますが、地域支援事業を活用して実施することにより、地域のニーズに応じた柔軟なサービス内容が提供でき、更に、地域全体で高齢者を支える体制の構築に繋がっているものと考えております。

併せて、「よれちゃ家」を開催している「にこにこメイト」のメンバーの皆さんにとっても、生きがいに繋がるなど、サービスを受ける方、提供する方の双方にとって有用な効果を発揮する取り組みとなっております。

以上のことから、事業の確実性、有効性等を総合的に判断し、「よれちゃ家」事業は、引き続き、介護保険予防事業の通所型サービスBとして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の介護保険料の軽減策に関するご質問であります。介護保険料の削減につきましては、単に保険料の引き下げを目指すだけではなく、地域社会全体で支え合い、介護が必要となる前の予防段階から手を打つことにより、結果として保険給付が抑制されることが必要であると考えております。今後、介護が必要になる高齢者が増えることが予想される中で、予防介護や地域での支え合いを強化することは、介護保険料の削減に直結する重要な取り組みであります。

具体的には、介護予防に向けた健康教室や運動プログラムの充実、地域住民による見守りや生活支援のネットワークづくりなど、予防的な対策を強化することが、介護が必要な高齢者の発生を抑制し、保険料の増加を防ぐ効果をもたらすものと考えております。

更に、地域住民同士の協力による支え合いの体制を整えることで、介護保険制度に依存しない形で高齢者の自立支援が進み、介護保険給付の負担が軽減されるものと捉えております。

このような取り組みが、長期的に見れば、介護保険料の削減の一番の対策となるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を維持できる手段になり得ると考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） ご答弁ありがとうございました。一つひとつ、これまでも語り尽くされてきたといえましょうか、議会に対しても十分な説明があった内容でありましたので、改めて再確認させていただいたという状況でありましたけれども、一つひとつが本当にもっともな話という中で、少しずつ掘り下げながら、今後の対策について再度確認させていただきたいと思っております。

まず初めに、みかわ産業団地について、町長からも積極的な誘致活動に取り組むというようなお話が答弁の中でもあったかと思いますが、なぜその高額な工事費がかかっているのか。今現在、令和6年度決算になりますけれども、借り入れについては3億円を超える3億4,000万円ほどの借り入れをしているというような状況もあるようでしたので、今現在、来年度4月以降進出してくれる企業もあろうかと思っておりますので、話としてはあるというように聞いていたので、その辺の動向によってどれくらいの面積が埋まるのかということも含めて、

財務負担について、債務負担について、特に基金の残高による利息の負担額等についての見直しについて、一旦説明をお願いできればと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 2点ご質問がございました。まず1点目の現在の仮申し込みという形になりますが、申し込み状況についてご説明いたします。現在、仮申し込みは7区画のうち一部分割購入のお話もありまして、それを8区画というようにしますと4区画の状況であります。また、面積にいたしますと31.5%の申し込みという状況であります。他にも数社から相談が寄せられている状況でありますので、分譲を開始する4月以降、積極的に販売に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、借入れの状況、それから利息の負担の考え方というようなご質問だったかと思えます。現在、令和7年度中であるため、公表できる令和6年度の土地開発公社の決算書での借入れ状況は6億700万円という状況でございます。今現在、その産業団地の最終局面と申しますか、最終調整という形になっておりまして、分譲価格の積算、要は工事価格の積算を最終的に今まとめている状況ですので、その借入れの利息の負担がどのようになっていくのかというところは、まだはっきりと申し上げることはできないんですけれども、やはりこれも以前からお話をしているように、借入金につきましては償還計画に基づき年度ごとに計画的に返済を行っていくわけですけれども、その財源は産業団地の分譲収入を充当していくこととなりますので、できるだけ早い分譲がその財政負担の平準化にも繋がっていくように考えておりますので、産業団地の分譲価格も合わせながら、できるだけ早い借入れの返済を検討していかなければならないというように認識しているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 最後の6億700万円ほどの借入れというところでの年間利息がどれくらいかという説明がなかったもので、その辺についての補足説明をお願いしたいことと、もう一つ、鶴岡市の新産業団地、これも間もなく、令和9年度から分譲が始まるというように聞いているところですが、町長答弁にもありましたが、三川町の経費をできるだけ抑制して低価格で分譲できるようにということで対応しているということなんですが、鶴岡市の新産業団地と比べてどれくらいの割安な分譲価格に設定になるものか、その辺も分かる範囲で結構ですので、説明いただければと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 2点、またご質問がございました。1点目の今現在の借入れに対する利息というお話でしたが、申し訳ございませんが、今、手元に資料がございませんので説明ができません。申し訳ありません。それから、今現在の産業団地の概算での金額になりますが、当初は1万8,000円から2万1,000円ということで、皆さまの方にもお話をしていたところですが、今のところ1万6,000円以下になる見込みではあります。先程お話したように、今、最終局面で工事の金額等、今、最終的に確認している状況ですので、またしっかりと土地開発公社の理事会後に皆さまの方にお知らせをしたいというように思います。

また、鶴岡市との比較というところでもございましたが、鶴岡市の産業団地の価格についてはまだ公表されていなかったというように認識しておりますので、そちらの方もまた分かり次第ご説明したいというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 鶴岡市の販売価格等は分かりましたら改めてご教示いただければと思いますが、そこで、当初予定よりもまた1,000円、2,000円ほど安く分譲できそうだという見通しは非常に好都合な話なんですけれども、問題になりますのが調整池の取り扱いについてということになります。これまでは土地だけの分譲ということで、調整池については各進出企業の責任において雨水対策調整池を設置するという形になっていたわけですが、今回は集合調整池というんでしょうか、合併調整池といいましょうか、今回分譲した区画の全体の調整池を今後は町が管理することになるかと思いますが、この辺の調整池の造成分、それから将来的な管理費等について、進出企業に対してどのような対応を図っていくのか、改めて確認の意味で質問させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 調整池の管理のご質問でございました。みかわ産業団地の調整池につきましては、整備の経過や手法の違いにより管理の考え方が違うということとあります。まず、第1期の整備につきましては、既存の排水路で排水処理が可能であったということから、新たに調整池を設置する必要はございませんでした。それから、第2期及び第3期につきましては、進出を希望する事業者から事業用地取得の申し出があり、それに対応する形で三川町土地開発公社が用地の取得及び造成工事を実施した経過がございます。この際、排水対策として既存排水路の改修も検討いたしましたが、この造成事業のみで排水路の修繕を行うことは費用面で割高となることから、造成区域内に調整池を設置する方法を採用したものであります。これらは特定の事業者の立地に伴う施設として整備された経過があることから、現在は事業所と相談の上、立地した事業者において管理が行われているという状況でございます。

一方、第4期の産業団地につきましては、農村産業法の計画に基づき、町が主体となって造成を進めている状況でございます。第4期では、それぞれの区画ごとに調整池を設置する方法も考えられましたが、将来的な分譲における区画の分割要望への対応や土地利用の効率性、利便性、更には維持管理のしやすさ、そういったものを総合的に判断しまして、団地全体で利用する共用の調整池ということで整備したところでございます。また、造成に要した費用につきましては、土地の販売価格の中に入れて設定しており、調整池を含めた団地整備費として整理しております。このようなことから、第4期の調整池につきましては、まず町が管理主体となり、適切な維持管理に努めてまいりたいというように考えているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。それぞれこれまでの開発造成の事情というものもあったということについては理解できますけれども、問題は、既存の企業とこれか

ら入ってくる新規に造成地に分譲される企業との関係性というようなことになるわけですが、町として周りから見ても1団地の工業団地なわけですので、その中で取り扱いに差異があった、町の対応が異なるような不公平な対応というような批判を受けないように、十分考えていただければということでの質問でございますので、対応方、ご検討をよろしく願います。

町長から先程答弁の中でもありましたが、積極的に誘致活動を展開するというところで、同僚議員からも話が出ましたけれども、県の町村会長で今、重責を担っているという立場の中で、中央の情報等も様々入って来やすいのではないかと、県の東京事務所との連携等々について円滑な情報収集ができるのではないかとというような期待のもとに、具体的なこの来年度、令和8年度といいましょうか、令和8年、9年度についてどのような活動を展開されるのか、一言再度ご説明いただければと思います。いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町における産業団地あるいは工業団地の整備につきましては、今までも大変立地条件の良さというようなことから、民間の企業からの様々な紹介があり、ある面においては、今までの1期、2期、3期、4期というこの開発における状況からいたしますと、2期、3期であれば対象事業者が1事業者というようなことで、オーダーメイド型というようなことで進めることができたわけでありましたが、今回の第4期となりますと、やはり先程担当課長の説明のとおり、数社からのオファーがあったというようなことから、どのような開発手法が必要かというような中での開発経緯があったわけでございます。

こうした中、町としましても、様々な事業者から直接のオファーなどにおける計画の策定という部分と、今のこの誘致に至る経過の中においては、やはり一番大きな情報というのは金融機関であります。そういう金融機関の取引先というような関係の中で情報提供もいただいたというようなことでもありますし、近年は隣の鶴岡市における慶應義塾大学先端生命科学研究センターが中心となっている一般社団法人庄内みらい研究機構というところでも事業拡張を考えているというようなことから、本町でもこれからの大学がこの庄内地域における知的資源というものに対しての投資も考えているというようなことで、三川町もその候補としてなるのではないかとというような情報もいただいておりますので、そういった面においては、様々な今までの関連する金融機関とか、例えば不動産事業者とか、そういったところとの情報交換の中で誘致企業に対する様々な訪問等も含めた対応をしていかなければならないというように考えているところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 非常に心強いご答弁をいただいて、ありがとうございました。先程ご説明があったとおり、今現在31.5%の開発区域の立地計画というようなことですから、およそ7割がまだ未確定というようなことからすれば、今後の債務負担というようなことを考えても、早急に展開をお願いしたいというように思います。

次に、いろり火の里についてであります。これについては今回の議会で指定管理者の議案提案というような状況でありますので、いささか時期遅れの質問になろうかと思っております。

れども、敢えて今回確認したかったのは、その指定管理者を選定するにあたって、一般公募というような形での手続を踏んだというように認識しておりますが、手を挙げてくださった方が株式会社みかわ振興公社のみだったということで聞いておりますけれども、他の民間企業から全く問い合わせがなかったのか、本当に関心がなかったのかどうか、いくらか問い合わせでもあったのか、その辺の状況について確認のためにご説明願いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木企画調整課長。

○説明員（鈴木武仁企画調整課長） 指定管理の選定にあたりましては、今、議員から質問がありましたように、公募制をとらせていただきまして、12月15日から1月16日を応募期間ということで公表していたところでございます。その公表につきましては、今お話がありましたように、応募に関しては株式会社みかわ振興公社のみということでございました。また、問い合わせ等も特にこの期間中にはございませんでした。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。一生懸命頑張っている株式会社みかわ振興公社の方々については、それはそれとして評価するところでもありますけれども、先程の町長答弁にもありましたとおり、なかなかこの施設の維持管理、老朽化もどんどん進んでいくという中で、どこでどう切り替えて安定した経営事業体になれるかどうかということも視野に入れなければならないという前提での、様々提言させていただいている中で、町長に改めてお伺いしますけれども、有力な民間事業体、特に昨今、山形県が海外の皆さんから注目されている観光地になっているというような部分があって、三川町自体には観光資源というものはないわけですが、せっかく庄内にお出でになられたインバウンドの皆さんをいろいろの里の田田に誘客するという方法も非常に期待の持てる話かなというように感じますが、その辺の誘客に関して、町長としての戦略はいかがなものでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） いろいろ火の里の整備につきましては、鈴木議員もご承知のとおり、本町が平成元年になの花温泉田田の開湯以来、38年目を迎えているところであります。この中におけるいろいろ火の里の事業の整備、更には田田の宿、なの花ホールというコンベンション宿泊施設の整備に伴う今までの期間においては、総事業費、いろいろ火の里の事業も含めて約48億円の事業投資がありました。この中で、平成13年がいろいろ火の里オープンというようなことで、17年ぐらいからはやはり維持管理というような面での工事が行われまして、それ以来令和7年度までには1,000万円を超える事業、工事というもののトータルにおいても4億円ぐらいの工事費がそこには投資しているというような状況でもございます。

こうした中において、今、指定管理者として運営しているみかわ振興公社も、やはり一番の影響は新型コロナウイルスの感染拡大というものが一番大きな影響だったわけでありまして、そういう中においても本当にみかわ振興公社の努力のもとに、町民の福利厚生という部分と、やはり積極的な事業展開というようなことでの運営がなされてきたところであります。今までも鈴木議員からは、やはり将来的な維持管理、修繕、大規模な工事というようなことがこれからも必要なので、やはりもっと民間というようなノウハウ、また営業力等も含

めた新たな運営形態に変えるべきではないかというようなご意見もいただいております。そういった部分については、町としても設置者ではありながら健全な経営というものを求めてきたわけでありますので、その点についての将来的な負担、そしてみかわ振興公社がいろり火の里の運営について本当に努力をされてきたという部分についての、やはり継続性というものも含めた形で検討をしていく必要は感じているところであります。

こうした中、全国的にも第3セクターからスタートして指定管理者として運営している施設と管理運営の中においては、最近でも県内の自治体においても、指定管理者で運営していた事業主体が非常に経営が行き詰まっているというような事例があったばかりでありますので、そういった面も含めて、やはり設置者としての責任ということをどこまで対応すべきかということは、これからも議会とも様々運営についての将来的な方針というものも十分検討する必要があるのではないかというような形で受けとめているところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） どうもありがとうございます。三川町の将来を左右する大きな施設でもありますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、三つ目の項目、介護保険料の軽減策、これについて再度ご提言、再確認という意味での提言というような話になるんですが、最近、来年度、令和8年度からの介護保険制度の見直しに関して、様々と報道がなされておる中で、まずは人口減少対策、それから介護支援に関わる職員が不足しているということと併せて、一番のネックになっています財源制約への対応、いわゆる財源不足という部分で非常に厳しい状況になっている。

こういったことから介護サービスの新たな特例介護サービスの新類型ということでは、三川町は直接関係ないんですが、中山間地の人口減少地域での対応策とか、介護報酬の見直し、いわゆる加算、増額するというような対策が出ていの中で、私が一番気にしますのは、財源問題という部分でありまして、これについてはもう最初に本当に介護保険制度がスタートした段階は画期的な制度だということで、高齢者の皆さんも大喜びだったわけですけれども、回を増すごとに財政的な負担が大きくなった。これは住民の責任というよりは、制度そのものの設定に少し歪みが生じているのかなというように感じていますが、介護保険事業を営む事業者がどんどん増えてきた。なの花荘もその一つにはなるわけですけれども、様々な事業、サービスを提供することによって事業収益を上げるというような展開が長かったものですから、介護保険料の増額にどんどん繋がっていった。国の方でそういったことを省みて、様々と事業の見直しをするということでは先程説明にもありましたが、要支援1、2の方々が施設の介護は受けられませんよというような区分変更を行い始めた。

もう一つが、今回問題にしている通所介護なんです。通所介護も平成26年の制度改正前までは介護予防給付事業というところに位置付けられていまして、いわゆる施設を中心にした通所介護が展開されていた。これがやはり財源の高騰を招いているというような要因から地域支援事業に切り替えた。いわゆる市町村の判断で事業認定できるような形に変えてきたという動きの中で、問題のよれちゃ家事業については、国の制度改正後、相当の期間が経った後、令和4年度に検討、令和5年度からの開始という、国の方では、その5年ほど前から

この区分変更というものをスタートさせていたわけなんですけど、三川町は本当に財政事情が悪化してピークになるような状況でこの地域支援事業、これまでなかった通所型サービスBをスタートさせたというような部分について、非常に疑問を、私個人の疑問ですけれども、これまでの流れが分かるがゆえに、非常に大きな疑問を持ったわけです。

取ってお断りしておきますけれども、先程の町長の説明がありましたとおり、よれちゃ家の事業そのものは非常に有効な事業だということは以前から認めている立場でして、こういった身近な方々が通ってこられる事業展開というのは、これからもぜひ継続していただくべきということの中で、いかにして財政的に安定した介護保険制度をこれからも維持できるかというようなところでの質問でありますので、決して誤解のないようお願いしたいんですが、今、前段説明しましたとおり、その都度制度改正がなされてきている。この中で先程触れました通所型サービスBについて、三川町は令和6年度から町が事業主体となって業務委託するという形で運営しているわけですけれども、私の調べた限りでは、自治体が取って通所型サービスB事業を展開している市町村は探りあぐねたんですが、当局としてはどのような見解で把握しているものか、その状況を教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 通所型サービスBの実施形態に関するご質問でございます。三川町の方は委託という形で事業を実施しているわけですけれども、県内における実施状況におきましては、手持ちの資料で令和7年8月末現在の資料でありますけれども、県が発行している一覧がありまして、その中では県内では通所型サービスBを実施していないというところもあるようなんですけれども、実施しているところの中では当町を含めない三つの自治体が委託という形で実施しているというデータがございます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） その3自治体が委託という形にしているという部分が、少し掘り下げたいんですけれども、いわゆる制度改正になって、制度の改正前介護予防給付事業に位置付けられていた通所型サービスBが民間施設から外されると、地域支援事業ということで、行政が責任を持たなければならないということでの委託に切り替えたのか。つまりは前からあった通所型サービスBを継続せざるを得なく、突然やめますとなった場合は、そこに通っていたお年寄りの皆さんが生活困窮とは言いませんけれども、せつかく通い慣れていたところが急遽なくなってしまうという部分を防ぐ意味で、制度改正に伴って自治体が引き受けたものなのか、それとも三川町みたいに改めて新規事業として通所型サービスBを町の事業として位置付け、実施し始めたのか、その辺の違いは分かりませんか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 他市町村の通所型サービスBの実施形態の経過については把握をしていないところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 私の知る範囲では、先程言いましたとおり、民間事業所が行ってい

たものをやむなく自治体が引き継ぐということでの存在というのはあるはずだというような認識の中でですね、そこでこの事業を、介護保険事業をこれからも継続するにあたっては、ただでさえ財政規模の小さい、いわゆる介護保険事業の財政規模が小さい三川町においては、ちょっとした事業を行う、新規の事業を行うというだけでも、やはり保険料に跳ね返りがある。その跳ね返りの比率というのが、市レベルから比べると非常に大きいものになってしまうというようなことがあるものですから、先程同僚議員からも質問がありましたんですが、いわゆるより身近なところで地域支援事業を行うという、まさにボランティアで活動を行うという部分では、上町で様々な介護支援事業を展開しているという、これと今三川町で展開しているよれちゃ家は相反する関係になるわけです。同じ地域支援事業なのに。片方は町内会で一生懸命頑張っている。よれちゃ家についても、本来は身近なところで事業展開しなさいという。

以前に紹介したことがあったんですが、公益財団法人さわやか福祉財団、国が様々な事業展開をする際に資料の提供等をお願いしているさわやか福祉財団なわけですが、ここに通所型サービスBについては、高齢者を中心にしながらも、赤ちゃんからお年寄りまで誰もが行きたいときに行くことができ、帰りたいときに帰れる身近な居場所をつくること、これが本来の通所型サービスBだということでありますので、ぜひその地元町内会でもよれちゃ家の活動ができるような方向で検討をお願いしたいというように考えているところです。

その一つの方策として提案したいのが、昨年度というよりはもっと前から事業化になっていたのかもしれませんが、三川町として提示されましたのがみかわ健幸プロジェクトですね。介護と健康管理を一緒にした形での事業展開を行うことによって、先程の答弁があったとおり、要支援者、要介護者の減少を図るという部分での事業展開ということが国の方でも明確に出してきているわけですので、この保険事業とよれちゃ家事業、介護予防事業、これを一緒にした形でぜひ町内会レベルで事業展開できないものかというようなことをご提言したいと思います。

ちょうど先般、山形新聞に載っていたんですけれども、まちの保健室という事業が少し話題になっているようでして、誰でも気軽に相談できる保健室というようなことで、身近に保健室を設置するということのようなようでした。鶴岡市にもどこというところまでは確認できないんですが、鶴岡市もこのまちの保健室事業というものが展開されているというようなことがありましたので、ぜひ行政施策の先端を行く三川町としては、よれちゃ家保健室というような形で、まさに介護支援と健康増進策、これを一緒にした形で身近な各町内会レベルで設置できないものかということをご提言したいと思います。町長、いかがでしょうか、今の提言について。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいまの提案につきましては、前回も同様の内容で質問を受けたところでもあります。前回はやはりこの介護予防サービスと、やはり地域支援事業という位置付けにおいて、サービス提供側のマンパワーを各町内会でやろうとしたときに確保できるかというような課題があるのではないかとというようなことで、本町においてはよれちゃ家が、

にこここメイトの皆さんからの協力により、今までのサービスを提供していただいていたという経緯があるので、町内27町内会にそれぞれの機能を持つよりは、やはり本町のようなコンパクトな町としてのよれちゃ家の役割というのは十分今の介護予防サービスあるいは地域支援事業においても、内容についてはそれぞれの制度的な利用というのはあるわけですが、現実的に運営されている状況の中からは、何ら遜色なく、利用者からもしっかりとした評価をいただいているというようなことからすれば、現状のままで進めるのがいいのではないかというような答弁をさせていただいたところでもありますので、ぜひそこはご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） この質問を再質問するにあたって冒頭申し上げたとおり、にこここメイトの皆さんがこのよれちゃ家事業を展開することについては本当に敬意を表する、すばらしい事業を展開しているというように認識している中で、どうしても社会福祉センターまで来られる方々となると限定されるというような部分もあって、町内会レベルににこここメイトの皆さんから出向いていただいで、よれちゃ家保健室というような形で、誰もが気軽に集まれる、そういった機会に拡大できないものかという意味での提言をさせていただいたところでもありますので、一つの改善策というようなことで、今後の検討材料にさせていただければ幸いかなということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、2番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午後 3時02分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 3時20分)

次に、1番 志田徳久議員、登壇願います。1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員）

1. 農業政策について

1. 町の基幹産業である農業に町民、消費者の理解を深めるべきだがその考えは。

2. 給食などで出るゴミ等を土に戻してその土で野菜を作り、給食に使い環境教育を含め農業への理解を進めるべきでは。

3. 近年の米価高騰により、稲作に重きを置いてきているが他品目の作付けの推進策は。

2. 学校教育について

1. 少子化による教育への影響をどう捉えているか。

2. 一学級の少人数化により個々に応じたきめの細かい教育が可能と考えるが、町の所見は。

- | | |
|-----------------|--|
| 3. 福祉行政について | 1. ペットは人々への癒しになるが、野犬、野良猫への対策は。 |
| | 2. 野良猫等の里親探しの現状と対応は。 |
| 4. 安全安心の暮らしについて | 1. 災害は、忘れた頃に来ると言われている。
地震による対応策を改めて住民に啓発すべきと思うがその考えは。 |

令和8年第2回議会において、通告に従い質問します。

初めに農業政策についてであります。

一つ、町の基幹産業である農業に町民、消費者の理解を深めるべきだと思われませんが、その考えを伺います。

二つ目に、給食などで出たごみ等を土に戻してその土で野菜を作り、給食に使い環境教育を含め農業への理解を進めるべきではないでしょうか。

三つ目に、近年の米価高騰により、稲作に重きを置いてきているが他品目の作付けの推進をすべきと思いますが、その策を伺います。

次に、学校教育についてです。

少子化による教育への影響をどう捉えているか伺います。

二つ目として、学級の少人数化により個々に応じたきめの細かい教育が可能と考えるが、町の所見は。

続いて、福祉行政についてであります。

ペットは人々への癒しになりますが、野犬、野良猫への対策を伺います。

野良猫等の里親探しの現状と対応も伺います。

最後に、安全安心の暮らしについてであります。

災害は、忘れたころに来ると言われております。地震による対応策を改めて住民に啓発すべきと思うがその考えも伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の学校教育に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の農業政策について、1点目の農業に対する町民、消費者の理解を深めることに関するご質問であります。本町の基幹産業である農業につきましては、町の将来を支える極めて重要な産業であると認識しております。

本町は、庄内平野の肥沃な大地と豊かな水資源に恵まれ、全国でも有数の穀倉地帯であります。水稻を中心とした土地利用型農業が展開され、本町を含む庄内地域で生産される「つ

や姫」や「雪若丸」「はえぬき」は、全国的にも高い評価を受けております。

一方で、本町における町民所得全体に占める農業所得の割合は、決して大きいものではありません。しかしながら、それでもなお、本町が農業を基幹産業と位置付けている理由は、本町の土地の大部分を農地、とりわけ水田が占めているという地域特性にあります。本町の広大で整然とした田園風景は、本町らしさを象徴する大切な財産であり、町民にとっても誇りであります。仮に農業が衰退し、耕作放棄地の増加や農業施設の管理不足が生じれば、農地や農道、用排水路が荒廃し、害虫の発生や雑草の繁茂、排水能力の低下による内水氾濫の発生など、生活環境にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。農業は、本町にとって単なる産業の一つではなく、農業によって地域全体の生活環境が守られていることを決して忘れてはならないと思っております。

本町といたしましては、この認識のもと、農業が私たちの生活にとって不可欠なものであり、町の基幹産業であることを理解いただけるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の給食で発生するごみを活用した環境教育に関するご質問ですが、現在、給食の調理過程で発生する1日当たりの野菜くずなどの食品残渣についてはごくわずかであり、子どもたちがやむなく残す給食残飯を入れても少量であると伺っております。生ごみを土に戻し、肥料として再利用することは、環境教育の面でも児童・生徒を育む重要な教材に成り得るところではありますが、ごみの発生量を考えると、循環型の野菜作りに取り組むことは難しい状況であると感じております。

なお、小・中学校においては、米農家と児童・生徒との交流給食事業を行っており、その中で有機栽培を行うにあたっての堆肥の施用や雑草の除去、合鴨農法などについて学ぶ機会を設けて、農業に対する理解を深める取り組みを行っているところであります。

次に、3点目の他品目の作付けの推進策に関するご質問ですが、令和7年産米の価格が高騰したことにより、米と米以外の作物との価格差が拡大している状況にあります。

国においては、「水田活用直接支払交付金」制度により、水田を活用して米以外の作物、いわゆる、大豆等の「土地利用型作物」や、野菜等の「高収益作物」を作付けした場合、農業者に対して交付金を支払うことにより、米以外の作付けを推進しているところであります。しかしながら、米価の大幅な上昇により、来年度においても、その価格差を十分に補う水準には至らないと推測されるため、加工用米や飼料用米を含めた米の生産がより進むものと考えられます。

また、今後の米価下落の可能性も踏まえ、農業収入の安定確保の観点から他品目栽培によるリスク分散を図るべきとの考え方もありますが、最終的には各農業者の経営判断によるものと考えております。

来年度における具体的な支援内容につきましては、現在、国および県と協議を重ねているところでありますので、詳細が固まり次第、速やかに農業者に対して周知してまいりたいと考えているところであります。

質問事項3の福祉行政について、1点目の飼い主のいない犬や猫への対策に関するご質問

であります。ペットとの触れ合いは、心の安定や幸福感を高め、孤独感を和らげ、散歩などにより運動量が増えるとともに、社会的な繋がりも生まれやすくなることで、心身ともに豊かな生活を送るためのサポートの一つになると認識しております。

一方で、飼い主のいない猫に対する対策については、餌やりを控える、ごみ箱の蓋を閉めるなどして猫が食べ物を求めて集まらないようにするなど、自宅周辺の環境管理を適切に行うことが重要であると考えております。また、繁殖を抑制するための行動としては、TNR 活動といわれる「捕獲」し、「不妊・去勢」し、「元の場所に戻す」という行動が推奨されております。

町では、広報やホームページにおいて飼育マナー等について周知を図っているところであり、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、飼い主のいない犬は本町には存在しないと認識しているところであります。

次に、2点目の飼い主のいない猫等の里親探しの現状と対応についてのご質問ですが、現在、町が主体となって直接、里親探しを実施している状況にはありません。

しかしながら、県においては、保健所が中心となり、動物愛護センターに保護された犬や猫の譲渡を実施しているところであり、また、NPO 法人等の民間団体におきましても、里親探し会の開催など積極的な取り組みが行われておりますので、本町といたしましても、イベント等を通じた協力などで支援を行っているところであります。

今後につきましても、県や関係機関、民間団体と十分に連携を図りながら、飼い主のいない猫等の適正な管理と譲渡促進に向けた対応に努めてまいりたいと考えております。

質問事項4の安全安心の暮らしについて、地震災害についての住民への啓発活動に関するご質問ですが、ご指摘のように、地震はいつ起こるとも限らないものであります。しかしながら、他の自治体に比べて災害の少ない本町では、住民の皆さまが災害を自分事として捉える機運は必ずしも高くなってはいないと思われまます。

本町ではこれまでも、自主防災訓練に対する支援や防災講話の開催を通じて共助の意識づくりに努めてきたほか、広報紙や防災ガイドブックにおいて家具の転倒防止対策や家庭における備蓄の促進などといった啓発活動を行ってまいりました。今後は、更に防災士資格の取得支援や専門家による講演会の開催などにも力を入れ、地震による被害を最小限に抑えられるよう、意識啓発をはじめとする各種施策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の学校教育に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

児童生徒の健全な育成という観点に立ったとき、学校教育の担う役割は大きく二つあると考えております。一つ目は、個々の児童生徒の学習に代表される基礎学力の育成、そしてもう一つは、人との関わり等の社会性の育成であります。

このことから少子化による教育への影響を考えた場合、良さと課題の双方があると考え

ところであります。

まず、良さであります。議員ご指摘のとおり、学級規模が小さくなることで、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな教育を行える可能性が高まります。少人数学級では、教師の目や指導も一人ひとりに行き届き、時間をかけながらその個性に応じた丁寧で確実な指導を行うことが可能となります。

一方、課題であります。少人数の学級においては、子どもたち同士の関わりの中で、葛藤や忍耐、協力することを学ぶ等の機会が必然的に少なくなり、社会性を育む経験が十分に行えなくなる可能性が考えられます。また、人間関係が固定化してしまうことや学校行事の実施が制限されること、多様な意見が交わされる活発な学習が展開されにくくなること等も課題として挙げられます。

教育委員会といたしましては、少子化に伴う一人ひとりに寄り添える良さは十分に活かしながら、課題となる社会性の育成等を補っていく方策を「学校のあり方検討委員会」等を通じて地域住民の方々とも協議しながら、三川町の子どもたちの最善な教育環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

初めに農業政策についてであります。前から言われているとおり、生産者である農家が販売する場合、自分たちで値段を決める場合は大変少ない状況であります。ほとんど仲買人とか仲介業者が値段を決めている。その辺の理解もしてほしいという教育も必要であると思います。例えば物、こういうもの1本でもメーカー側は経費を全部上乗せして値段を決めておりますが、農家の場合、生産物が、費用が高かろうが、水利費は高かろうが、自分たちで値段をつけることができない。こういう経費を積み上げての価格設定ができないということを知ってほしいということでもあります。その辺の単純であります。農産物の仕組みについて教育等、消費者に知らしめる考えはどうでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） まず、本町の基幹産業は農業であり、多くの農業者が水稻経営を行っているところでございます。これまで米価の低迷によりまして、農業者にとりましては採算が厳しい状況が続いてきたところであります。令和7年産米の米価の高騰によりまして、現在は価格水準はようやく再生産を可能とする水準になっていると受けとめているところでございます。一方で、米価の高騰は消費者の家計に大きく影響を及ぼしており、いわゆる米離れによる需要の落ち込みも懸念されております。ここにきて少しずつ米価が下がる傾向にありますが、今後、備蓄米の買い戻しをはじめとする国の政策、今後の需給動向、それから国際情勢などによっては、更に価格が下落するという見方もありまして、先行きが見通せない不透明な状況となっていると認識しているところでございます。

こうした中、農業者が将来にわたり安定して営農を継続していくためには、再生産が可能となる一定の米価の水準を維持することが必要であると考えているところでございます。現在の状況は、米価の高騰とともに、肥料や燃料、農業機械、人件費など生産コストが依然と

して上昇しているため、農業経営は十分な余裕があるとは言えない状況にあると捉えております。このような実情を消費者から十分理解していただくために、米価が適正な価格であることを判断する材料として、生産に要する経費や現場の状況を分かりやすく示していく必要があると考えているところでございます。

先日、3月7日の日本農業新聞には、鈴木農林水産大臣が、食料の価格の形成をめぐり、価格及びコストの見える化を進め、消費者の理解の醸成に繋げるということに意欲を示したというような記事も掲載されておりました。本町といたしましては、持続可能な農業と安定した食料需給の実現に向けて、米生産に係る消費者の理解が深まるよう、引き続き国に対して働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 今まで米価の話がありましたけれども、私自身の解釈としては、この10年間は価格を押し上げるのに大変苦労したという経緯があります。政権交代のとき、10 a 1万円を農家に支払うということでありましたけれども、そのとき米の卸屋からは、「あなたたちはお金をもらっているんでしょう」ということで、米価が上がらないことが私の解釈では10年間続いたと。これでやっと24年産から戻ったと思ったら、25年産がポンと上がったものだから、逆に消費者の理解を得ることが難しくなったという状況であります。

先程農業新聞の記事とありましたけれども、今日の農業新聞では、米は在庫が多く、需要が一段と悪化しているということで、やはり米の生産の調整が必要ではないかということで進めるべきではということであります。今課長が言ったとおり、6月末まで生産計画を出せばいいのです。今からでも飼料米とか様々な主食用でない米を生産するというのも可能ですけれども、その辺の理解と営農計画の締め切りまでの対応を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 菅原産業振興課長。

○説明員（菅原 勲産業振興課長） 令和7年産の米の価格が高騰し、米と野菜の価格差が大きく広がっているということから、補助金をいただいても米と野菜との価格差を埋めるまでは至らないという状況が続くというような予測がある中で、令和8年につきましては、今まで野菜や大豆を作っていた方々も、できるだけ米を作りたいという農家が増えているということを確認しているところでございます。野菜等の作付けが減ることが予想されるということになっています。

最近になりまして、先程来、米価が少しずつ下がってきているというような話もしました。町としては、現在まだ東北農政局の方に農業者に対する交付金の件でまだ調整を図っているところでありまして、引き続き調整を行ってまいります。6月末までに何を作付けするかというのは変更可能でございますので、そこら辺につきましては丁寧に農業者の方に説明してまいりたいと思っております。予定としましては、4月の下旬に農家の方に作付けの書類等をお出しする予定でありますので、その中でもその旨をお伝えし、調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 続きまして循環型農業の子どもたちの理解についてでありますけれども、前は横山保育園に高温好気によるごみの処理機を導入して、保幼一体になったときそのものを持ち込んで、保育園・幼稚園で畑を作って、ジャガイモ等を作って給食に利用したという経緯がありました。今はごみが少ないのでそういうことはできないという答弁でありますけれども、やはり循環型農業の必要性を広めるためにも、ごみは少なくなっても様々なもので処理はできるわけですので、循環型を進めるのも教育の一環ではないかと思えます。今の答弁では給食の残飯は少なくなったということであります。小中の自校炊飯ですけれども、前は多く出た、好き嫌いがなくなっているのか、それとも給食を民間業者に委託したからなったのか、その辺分かりましたらお願いします。

○議 長（町野昌弘議員） 渋谷教育課長。

○説明員（渋谷 淳教育課長） 給食のごみの量、残飯といえますか、量というようなお話でございました。一部答弁とも重複する内容もあるかもしれませんが、まず基本的には、やはり今現在はごみがそもそも出ないというように学校からも聞いております。給食のまず残渣がほとんどないと。食べるのが遅くなった子どもがどうしても食べられませんでした、無理でしたと、時間的にも間に合いませんでしたという形の子がいた場合に水切りをして茶碗1杯程度出るかどうかと、一つのある学校ではというようなお話でありました。

またそうしますと、今度調理過程ではどうなのかというところもありますが、それに関してもですね、野菜くず、例えばジャガイモ、ニンジン、ホウレンソウの根とかそういったところを含めましてもスーパーの買い物袋の大体中ぐらいのものが1袋程度というようなお話を聞いております。まずは材料につきましても効率的に活用しているというような状況でもありますし、また、やはり給食がそもそもおいしいというようなところも要因であるのかなというように思っております。

私もこの立場になったものですから、学校給食というものを試食させていただきましたが、本当に非常にびっくりするぐらいおいしいなというように思ったところです。子どもたち、やはりこれであれば残さず食べるのではないかなと、私もそう思ったところであります。そういったところも含めまして、まずごみの量というのは今現在はなかなか出ていないというような状況でございます。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 大変良い動きだと理解します。しかし、循環型農業を学ぶ場合ということで、食育教育の一環としても私も様々なものを勉強させていただき、今後提案をさせていただきたいと思えます。

続きまして、福祉行政であります。先程出たとおりペットは本当に人間の生活に癒しを与えてくれておりますけれども、こと野放しになった場合の対応であります。我々議員も庄内地区動物愛護センターにお邪魔した場合、この地域では野良は、野犬はいないというような解釈でありました。それは大変良いことと思いましたがけれども、でも実際野良猫等はいます。それを野放しにしておけば、様々な病気等、あるいは避妊等を行わなければ野放し状態で増えていきます。もしこういう動物を保護して避妊、予防接種した場合、知っているとおりの

金が多くかかります。その際、町として補助制度はあるのか、その場合、近隣の他市町はどういう状況になっているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 飼い主のいない猫等の避妊、去勢等に関する支援があるのかというご質問でございますが、今現在、町の方で補助ということで創設している制度はございません。他市町におきましては、庄内では三川町を除く市町は支援の制度を創設しているところでありまして、本町におきましても、来年度からその補助事業を創設しまして、対応にあたりたいと考えているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 来年度から他市町のように助成していくという考えですけれども、今答えることができるならば、よその例も含めて何分の1補助とか、そういうことを答弁できればお願いします。できなければいいですけれども。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） まだ予算審査も通っておりませんので、確実なところでは言えませんけれども、今現在の案としましては、避妊で1万4,000円、去勢でその半額7,000円になろうかと思えますけれども、その補助を想定しているところです。これは庄内一円同じ金額になっておりますので、そちらに合わせる形で創設できたら良いかなということで準備を進めております。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 他市町では予防接種も該当させているのでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤健康福祉課長。

○説明員（齋藤一哉健康福祉課長） 答弁漏れがあったようで申し訳ありませんでした。予防接種に関しましては、今現在創設の予定はないところでして、周辺市町もそのような同じ状況かなと認識しております。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 続きまして、災害の場合の避難所の関係であります。先程言ったとおり災害は忘れたころ、あるいは線状降水帯が発生すればという覚悟はありますけれども、地震は本当に予測できない段階で起こります。今回、避難所へエアベッド、補正予算で今回、横山小学校に18、押切小学校に200、東郷小学校に200、パーテーションは25ずつの75ということで理解しましたが、それでよろしいのかと、あと段ボールベッドは数ほどのぐらいいあって、どこに設置するのでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 申し訳ございません。正確な数量については、本日手元に資料を持ち合わせておりませんので、お答え申し上げられません。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 国の助成等もあって、答えられない面もあるのかも分かりませんが、あと備蓄の場合、うちの集落でも経験しているんですけれども、こういう水をペットボトル

で保存していると、これは案外短い期間の賞味期限なんです。賞味期限が切れて、住民に配った経緯もありますけれども、備蓄の賞味期限についての対応はどうなっているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 自主防災会において備蓄している物資につきましては、自主防災会への助成事業の中で、訓練と併せて備蓄するものに関しては支援を行っております。横内町内会では、近年、自主防災訓練は行われておりませんが、定期的開催されている町内会においては、適切な管理がなされているものと考えております。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） これから学校教育に移りますけれども、教育長に確認したいんですけども、教育行政方針で3ページの5行目から6行目の学校のあり方について、ペーパーでは協議するということですけども、私の聞き違いか分かりませんが、検討を始めると答えたように私は記憶しております。その点確認したいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 大変申し訳ありません。協議するということが正しい内容です。大変申し訳ありません。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 先程同僚議員の答弁の中でも検討を立ち上げるというような答弁をしたと私は理解しましたが、やはり検討、文章的には協議でありますけれども、協議と検討は若干意味合いが違いますけれども、検討を立ち上げるということですので、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 言葉遣いが統一されていなくて大変申し訳ありませんでしたが、住民の方たちと話し合いを始めて、協議を始めるといってご理解いただきたいと思えます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 先程少子化による学校教育の影響ということでありましたけれども、私自身は平成13年の12月議会で、少子化による教育への影響はということで一般質問しております。その中で、それこそ言葉を間違えといけませんので言いますけれども、中央教育審議会の解釈では、普通この審議会というのは大臣から諮問あったものに議論して答申するというものでありますが、この少子化教育については、この審議会のメンバーから出まして、その中で議論し大臣に答申したということになっております。そこで、この審議会が出た意見を見ますと、何点かありますが、時間的關係もありますので、そのときは割愛しますが、一つ児童生徒が少なくなると子どもの切磋琢磨の機会が減少するということでありまして、それについての意見は。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 私の答弁になりますと、どうしても学校現場ということになります。少しお時間をいただいてお話をさせていただきたいと思えます。子どもたちが少なく

なるということになると、議員がおっしゃるように、一人ひとりに行き届いた教育ができること、そういうメリットがあります。私も長年の教員としての経験の中で、20年に足りずに学級担任をしてまいりました。例を申し上げますが、40人の学級を担当したこともあります。それから、同じ5年生でしたけれども、11人の学級を担当したことがあります。単純に計算した場合に、11人と40人では1人にかかる時間というのは4倍違うというように計算はできるわけですが、そういうことで、少ない人数の中で教育ができるということは、行き届いた教育ができるということで、私も教育を進めたという経験があります。

そういう中で、私たち担任が気をつけなければいけないことというのが、子どもたち一人ひとりを十分分かっているだけに、様々なことを押しつけてしまわないか、丁寧にやり過ぎてしまわないかということがあります。その結果どうなるかという、子どもたちは指示待ちになったり、それから先生の言うことをとにかく忠実に聞くと、自主性とかということが失われるという危険性も出てまいります。

それからもう一つ言えるのは、教育の中では、学校で言えば教師、家庭で言えば家族である大人、そういう大人から学ぶことも子どもたちはたくさんあるということですが、それと同じく、子どもたちは子どもたち自身から学ぶということもかなりあるのではないかと思います。例えば、けんかをして友達と言い争いになって、その後にそのことを反省して悪かったなと思う気持ちであったり、自分が泣いているときに友達に助けってもらって、そしてありがたさを感じたり、心を耕す、心を成長させるという意味では、大人との関わりももちろん大事ですが、子どもたち同士の関わり、そしてそれが家族以上に、私この歳になっても、小さいころからの友達から様々助けってもらったり、アドバイスをもらったり、勇気をもらったりということもあります。同じ年代の子どもから学んで人が成長するということがあるかと思えます。

したがって、もちろん少子化で丁寧に教育することも大事なことです。しかし、子どもたちをやはり集団の中でたくさん子どもたちに出会わせること、そういうことが私はそれも大事なことかと思っております。したがって、どちらがいいということも言えないのですが、その両方の環境を三川町でぜひ子どもたちに一番最適な環境をつくりたい、そのための協議を始めていくということでご理解いただければというように思います。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 児童生徒が今多くいれば様々な意味で良い面あるいは負の面あるということであります。私これから申し上げること、時間の関係がありますので全部言いますので、それは違いますが、それにはこういう補足が必要ではないかということがありましたらお答え願いたいと思います。

大きな課題として、少子化によって子どもが少ないと親の子どもに対する過保護、干渉が多くなる過干渉を招きやすい。子育てについての経験や知恵の伝承、共有が困難になる。学校や地域において一定規模の集団の教育ができなくなる等、今言ったようにいい意味での競争心が希薄になる、少子化が進行する中で懐の深い社会性を身につける忍耐、友情や葛藤、対立という場面を経験する機会が減少していくのも事実であると述べられております。そう

いう経験を踏まないで三川中学校を卒業して高校に行って、生徒がたくさんいる環境になった場合、私は不安もありますけれども、その辺も含めて考えをお願いします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 今、志田議員の方から文部科学省等の考えをまとめられている内容は私も納得できるところかなというように思います。ありがちなこととして捉えていただければいいんですが、今、三川町から出て高校生になった場合という話がありました。同じことを私も酒田市の周辺部の町から卒業させた子どもたちが、少し大きな酒田市の集団の中に入って行って、その様子も見たことがあります。丁寧に自分も育てたつもりです。ただ、やはり先程お話したように、子ども同士で学ぶ機会といいですか、子ども同士がぶつかったり、協力したりという場面がどうしても経験上少なくなってしまう。そこに対応して順応していく子どもたちが大多数ではありますけれども、そこで挫折までいかなくても悩み苦しむという教え子も何人も見てまいりました。

そういう意味では、やはり小さいうちから多くの人と多くの友達と様々な経験をして、それこそ泣いたり、自分の思いどおりにならなかったり、そういう経験が私は人間を成長させていくことだと思えます。文部科学省で出している文章、何も間違いはありません。私もそのとおりかと思えます。ただ、逆に言えば一人ひとりに行き届いた教育もしなければならぬ。その両方を達成することが子どもを育てることになるかと思えます。私、今考えていることはそういうことです。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 経験を踏まえた教育長の答弁を理解できました。そして、私もう一つ心配しているのは、やはり児童生徒が少なくなるということは担任の先生も少なくなる。我々のころは児童生徒もたくさん、先生もたくさん、万が一、1人の先生がミス、「あれ、これは」と変に思っても他の先生がカバーすることができました。ところが少なくなると1人の先生の影響が大きいわけです。そういう場合のカバーの仕方を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 今、志田議員がおっしゃったことも大変大事なことだと思えます。実際、仮に学校統合をした場合に、教員の数は1/3までいかなくともかなり減ってまいります。そこをどういようにカバーするのかということになるわけですが、一つは町で配置している学校支援員の先生方の目も大切になってくると思えます。それからもう一つは教員同士がやはり相互に連絡をとり合い、「あの子こうだったよ、ちょっと今日はおかしいね」というような情報交換をできるだけするということが大事になってくると思えます。

よく学校でマンパワーという言い方をしますが、やはり多くの目で子どもたちを育てる。町内の三つの小学校は全員の教員で全員の子を担当するつもりでという合い言葉で頑張っております。やはりそういうように多くの目で見ることが大事ですし、もう一つは、学校の先生だけでは見えない部分というのは当然あるわけです。その場合には、地域の方々から情報をいただき、そしてもう一つは、家庭での状況を教員がコミュニケーション、家庭とのコミュニケーションをとりながら子どもの教育に当たるということが大切かと思えます。

私も校長をしていたときに、朝、学校の前の信号に毎日立ちましたけれども、そのときに子どもたちを送ってくる見守り隊の方たちが、「あの子の様子、今日変だから校長先生見てください」と、そういう声が非常にありがたかったという感じがあります。したがって、教育は学校で十分頑張りますけれども、学校だけで完結するものではないと思っています。

そういう意味で、学校のあり方検討委員会で、地域全体で子どもを育てていただく、そういうことを統合ありきの話ではなくて、子どもたちを地域と学校と、そして家庭で、社会総ぐるみで、地域総ぐるみで育てていこうというのがまず一番の目的で実施するところでありますので、ご理解いただければというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 今、教育長の考えを述べられましたが、我々議員も住民と話をする場合、こういう様々な経験談等住民にお話できればと思います。これから教育長と懇談の場合、こういう様々な経験談等住民にお話できればと思います。これから教育長と懇談の場合、必要なくらい、講演を聞く機会が必要なくらい感じたところであります。そして、学校教育の方はまず一つこちらに置いて、時間の関係がありますけれども、時間がある場合またしますけれども。ここで町長に伺いますけれども、私、この前、平成13年のときもそうですけれども、学校教育だけを考えて考えを述べて質問をいたしました。しかし、その後、昨日もそうですけれども、東日本大震災、そして2年前の水害、やはり避難する場所、そのときに感じましたのは、やはり考え方、私自身の課題でもありますけれども、やはり住民にとって学校は地域の核であり、拠り所であるということの認識を強めました。そして避難所としても活用されております。こういう教育の面と、こういう地域住民の安全安心の面を踏まえた場合の考え方ありましたら、町長お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 学校教育における様々な現場の状況ということはどう受けとめるかということからすれば、やはり先程教育長が申し述べられたように、やはり学校、そして家庭、地域がいかに子育てに対して共通の認識を持って、それぞれの立場で様々な面で協力しながら子育てを進めるということが一番重要だということはあるかもしれません。そういう場合において、例えば災害が発生した場合においても、発生時間帯にもよるわけですが、特に学校にいる段階での、例えば災害があった場合ということからすれば、間違いなく子どもたちの命を守るということが最優先されなければならないというようなことからすると、やはり学校、家庭、地域、更には町行政もその災害対応においてはしっかりとした対応をしなければならないというようなことになるわけでありますので、志田議員が言われるように、やはりこの安全ということが最優先されるというようなことで、その辺はやはり地域と学校ということに対する住民の安心に繋がるものだというように認識をいたしておるところであります。まさに志田議員が言われる防災と災害対応という部分については、私も同じような方向で進むべきというように認識をいたしております。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 教育の中での子育て町民大会、三川町の子育て町民大会がありまして、スローガンで、「子育ては家庭で、地域で、町で」ということが合い言葉としてありま

したけれども、私の怠慢なのかもしれませんが、これは町民に広まっていないように思われます。これからこういうスローガン等を広めていく考え、広めていくとすれば、どういう機会ですらどういう形で行う考えか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 今、志田議員の方から「子育ては家庭で、地域で、町で」という言葉をお伺いしました。非常に重い言葉といたしますか、これは広めていかなければいけないなどというように思っております。学校でできること、それは子どもたちの教育を一生懸命行うことではあるわけですが、学校だけの力では子どもたちの健全な育成を十分に果たすということにはできないように、昔から 100%学校でできることということはないわけですが、それが年々難しくなっております。

人々の生活様式が変わったり、様々な要因があるわけですが、先程の生活リズムの答弁でも申し上げたとおり、やはり家庭とどのように連携をしていくか、そこに地域の方々のお力も借りて、最終的に三川町の子どもたちの幸せのために頑張っていきたいと思っておりますので、今のスローガンもぜひ学校にも伝えながら、更にPTAにも伝えながら、そこは再確認をして頑張っていきたいと思っております。議員の方々のお力もお借りしますが、何とかいい方向に進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 今、様々な面は地域の宝である子どもたちをどう育てるかということとありますので、その場合、住民との話し合いが一番大事だと。私は平成の大合併のときもこれを大きく経験いたしました。住民への説明不足が原因だという指摘まで受けた経験があります。私もこういうことを勉強を積み重ねて住民の話し合いに臨みたいと思っております。これで私の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、1番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、一般質問を終了します。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

(午後 4時17分)

令和8年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和8年3月19日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員 2番 鈴木 淳士 議員 3番 小林 茂吉 議員
4番 土田 市子 議員 5番 小野寺 正樹 議員 6番 佐久間 千佳 議員
7番 砂田 茂 議員 8番 佐竹 優子 議員 9番 鈴木 重行 議員
10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	佐藤 亮 副 町 長
齋藤 正志 教 育 長	中條 一之 総 務 課 長
鈴木 亨 総務課危機管理室長	鈴木 武仁 企 画 調 整 課 長
本多 由紀 町民課長兼 会計管理者兼会計課長	齋藤 一哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加藤 恵美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅原 勲 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長
本間 純 建 設 環 境 課 長	渋谷 淳 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 兼 文 化 交 流 館 長 併 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 所 長
黒田 浩 監 査 委 員	大川 里美 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤 善幸 議 会 事 務 局 長 林 愛 書 記
遠渡 蓮 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 10 日 3月19日（木） 午前9時30分開議

- | | | |
|-----|----|--|
| 日程第 | 1 | 予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告
(予算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 | 2 | 議第14号 三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例の設定について |
| 日程第 | 3 | 議第15号 三川町一般職の職員等の旅費に関する条例の全部を
改正する条例の設定について |
| 日程第 | 4 | 議第16号 三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第 | 5 | 議第17号 三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理
施設条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 | 6 | 議第18号 和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第 | 7 | 議第19号 三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定に
ついて |
| 日程第 | 8 | 議第20号 三川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 | 9 | 発議第1号 三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第 | 10 | 発議第2号 三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついて |
| 日程第 | 11 | (別 紙) 三川町議会議員の派遣について |
| 日程第 | 12 | 議第21号 令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第4号) |
| 日程第 | 13 | 議第22号 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について |

○ 閉 会

○議 長（町野昌弘議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（町野昌弘議員） お諮りします。定例会開会后、町長から議第21号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」、議第22号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」が提出されました。

過般、議会運営委員会の開催を要請し、委員長より会議結果の報告を受け、お手元に配付のとおりであります。追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。従って、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員）

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告

1. 開会の日時及び場所

令和8年3月16日午前9時30分から午後3時31分まで、17日午前9時30分から午後3時21分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月16日 9名、3月17日 9名

3. 欠席委員 3月16日 なし、3月17日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

5. 審査事項

議第9号 令和8年度三川町一般会計予算

議第10号 令和8年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第11号 令和8年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和8年度三川町介護保険特別会計予算

議第13号 令和8年度三川町下水道事業会計予算

6. 審査の経過

◎ 年長委員 小林 茂 吉 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に小野寺正樹 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 砂田 茂 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会においては、以上のとおり決定したので報告いたします。

令和8年3月19日

三川町議会予算審査特別委員会
委員長 小野寺 正 樹

三川町議会議長 町 野 昌 弘 殿

○議 長（町野昌弘議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 議第10号「令和8年度三川町国民健康保険特別会計予算」に反対の立場で討論いたします。

本予算には、これまでにない国による子ども・子育て支援金制度の創設により、保険税でもない新たな負担が医療保険に組み込まれています。これは子育て支援という医療給付とは別の目的のものであり、医療保険とは相容れないものと言わざるを得ません。そもそも子育て支援は社会保障の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、病気や老いなどの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から逸脱しているものです。

私はこの方式が前例となり、医療と無関係な政策にまで流用される目的外負担の拡大を恐れます。国が言う少子化対策のための子育て支援を本気で強化するのであれば国庫負担で対応すべきと考え、本予算に対して子ども・子育て支援金が組み込まれたことにより反対するものであります。

以上、討論といたします。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番 鈴木重行議員。

○9 番（鈴木重行議員） ただいま上程されております議第10号「令和8年度三川町国民健康保険特別会計予算」に対し、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険事業につきましては、安定的な財政運営を図るため、運営主体が都道府県に移されたわけではありますが、被保険者の減少による1人当たりの負担増加が懸念されているところであり、その要因の一つとされているのが、急速な少子高齢化であり、子育て世帯の負担軽減や保健事業による予防健康づくりの強化が、財政基盤の強化とともに対策とし

て計画されております。令和8年度から課税される子ども・子育て支援納付金は、近年の少子化対策として安定的な財源を確保するためのものであり、社会全体で子育て世帯や若年層を支援するものです。

徴収においては、低所得者には支援金率の軽減、また減額措置などが講じられ、高所得者には課税限度額が設定されるなど、負担の公平性が保たれるものと認識しております。出生数が過去最低を更新する中、その対策は早急に行わなければなりません。財源の安定化による効果のある支援がとられ、子育て世帯の負担軽減、出生数の回復となる事業となるものと確信し、賛成討論といたします。議員諸兄の賛同をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議長（町野昌弘議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから採決を行います。

各会計5件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は可決すべきものとして決定されております。

初めに、議第9号「令和8年度三川町一般会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第9号「令和8年度三川町一般会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第10号「令和8年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立多数であります。したがって、議第10号「令和8年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第11号「令和8年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第11号「令和8年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第12号「令和8年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第12号「令和8年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 次に、議第13号「令和8年度三川町下水道事業会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第13号「令和8年度三川町下水道事業会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第2、議第14号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第14号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、山形県人事委員会勧告等に準じて、本町の一般職及び技能労務職員の給与を改正するため、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、通勤のために自動車等の駐車のための施設等、いわゆる有料の駐車施設を利用し、その料金を負担することを常とする職員に対し、支給単位期間につき5,000円を超えない範囲内で1ヵ月当たりの料金に相当する額を支給するため、制度として追加いたすものであります。

また、給料表について、4級及び5級の号給について増設を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(町野昌弘議員) これから質疑を行います。2番 鈴木淳士議員。

○2番(鈴木淳士議員) この度の条例改正の趣旨は十分分かるのですが、現実問題として、三川町にこのような状況の方が、いわゆる駐車場を借りて日常生活を維持している方が現在いらっしゃるのかどうかの確認と、確か前に、アパートかマンション住まいの職員がいらして、当然アパート、マンションの生活居住区ということになりますと、その下の駐車場については借りているというような状況になろうかと思えます。現実問題として、三川町も酒田市、鶴岡市から通勤されている方もいらっしゃるわけですので、今現在の現状と併せて、今後マンション、アパート等住まいで駐車場を借りなければならないという場合もこれに該当するものか、確認の質問をさせていただきます。

○議長(町野昌弘議員) 中條総務課長。

○説明員(中條一之総務課長) ただいまご質問がございました駐車場に関しての有料の駐車場を借りている職員がいるかどうかというお話でございますが、職場の方に勤務をする職員

にしまして、三川町役場庁舎等、近隣の施設にも通勤される職員がいるわけですが、そちらに関しては有料駐車場を借りているという職員はいないというのが現状でございます。

今回のこの改定する内容にしましては、それぞれの職場の方に通勤をする際に、有料駐車場を借りて車を停めるといった方々が対象になるわけですが、今現在、三川町ではそういった有料駐車場がないわけですが、今後、職員の派遣などで別の職場等に派遣等で勤務される場合に、そちらに関しては有料駐車場を借りるといったこともあり得るのかなというように思いますので、そういったことも含めまして、今回このような形で条例改正をさせていただくということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） すると、私が少し筋違いの質問をしていたということになるんでしょうか。派遣の場合の駐車場ということは、派遣ということは三川町役場、それから町の施設に勤務ではなくて県庁とか、前もありましたけれども国の省庁に派遣するというような勤務状態の場合の駐車場の駐車料ということで考えるべきなんではないでしょうか。私は日常生活の中での有料駐車場の借り上げかなというように勘違いしたのですが、その辺、正しいところの説明をお願いします。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） こちらの条例改正につきましては日常の駐車場、自宅の付近とか、マンション等にお住まいになっての有料駐車場というものではなくて、あくまで職場に通勤する際の駐車場というようにご理解をいただきたいと思っております。

派遣というように私説明を申し上げましたけれども、議員お見込みのとおりでございますが、そういった山形県等の職員の交流等での派遣であったりとか、他市町との交流であったりということも今後あり得ることかなというようにも思いますので、そういった場合には、その市町村や県の事情にもよりますが、有料駐車場を借りて自分の車を停めて勤務されるということもあり得るのかなというようにも思うところでございますので、今、実態といたしまして三川町にはそういったものはありませんけれども、そういったことも踏まえての改正ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第14号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第14号「三川町一般職の

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第3、議第15号「三川町一般職の職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第15号「三川町一般職の職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

その主な内容といたしましては、国家公務員の旅費制度の改正等に鑑み、職員等に対して支給する旅費等に関する諸般の基準見直しを行うため、本条例の全部を改正いたしたく提案するものであります。

その改正の概要を申し上げますと、国家公務員等の旅費について法律が改正され、国内外の経済・社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、公費の適正な支出を図るための規定を整備するなどの措置が講じられております。そのため、国・県との均衡を図りたく、本町でも同様の改正を行うものであり、交通費や宿泊費については、原則「実費支給」とするなど、旅費等に関する諸般の基準を定めて提案するものであります。

なお、一般職の旅費体系に併せ「三川町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例」についても、一部改正を行うところでありますが、本条例の附則により実施いたしますものであります。

細部につきましては、所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますと、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 所管の課長より説明を求めます。中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） それでは、細部につきまして、私からご説明申し上げます。

議第15号の内容をご覧いただきながら、ご説明申し上げます。

本案は、「国家公務員等の旅費に関する法律」が改正され、令和7年4月1日よりすでに施行されたことに伴い、本町においても旅費の適正な支出を図るため、規定の全面的な見直しを行うものであります。

主な改正の枠組みといたしましては、「三川町一般職の職員等の旅費に関する条例」については全部改正するとともに、附則にあります「三川町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例」についても本案の附則により一部改正を行うものであります。

それでは、主な改正点について申し上げます。

87ページをご覧いただきたいと思います。第6条「旅費の計算」については、旅費は、旅行に要する「実費を弁償」するためのものと明示し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合において計算することといたしております。

続いて88ページをご覧ください。第7条です。「旅費の請求の手續」については、旅行をした職員だけでなく、町と旅行役務提供契約を結んだ旅行業者等についても旅費の請求、支払いを可能とするものであります。

次に88ページから89ページ、第8条「鉄道賃」については、これまで急行料金や座席指定料金には利用可能な距離に制限を設けておりましたが、出張の効率性や実態を踏まえ、距離制限を廃止するものであります。

第11条「車賃」については、自家用車利用時において路程に応じた支給を行う際、近年の社会情勢や実態に鑑み、1 km 当たり現行の「40円」から「22円」に改定いたすものであります。

次に90ページをご覧いただきたいと思います。「宿泊費等」については、第13条から第15条に設定されておりますが、これまでの「日当」、「宿泊料」等を廃止し、新たに実費精算を基本とする「宿泊費」、パック旅行利用時の「包括宿泊費」、宿泊に伴う必要経費として手当される「宿泊手当」が新設されております。特に「宿泊費」については、国に準じた地域ごとの基準額を設定したところでありますが、原則として基準額を上限に実費支給するものであります。具体的な基準内容等については、先の全員協議会において説明いたしたとおりであります。

続きまして92ページ、附則による「三川町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例」の一部改正についてであります。本改正は一般職の旅費体系に合わせるもので、新旧対照表にお示ししているとおりの整理を行っております。

なお、93ページの別表第1について、特別職の区分に応じた旅費等の額を改めて定めているところであります。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 今回の旅費の改正については、全般先だって全員協議会の中でも様々説明いただきまして、社会情勢を十分反映した改正内容だなということについては理解できるのですが、いささか抵抗があるのは、条文でいきますと第2条にあります用語の解説の中での第2条第4号になるんですかね、赴任とそれから第5号の帰任、これに伴って第16条で必要な経費を払う、第16条で転居費、第17条で着後滞在費というようなことで支給になるという条例の設定なわけですけれども、これというのは三川町の行政区域が今の現在の三川町行政区域以外に設置になっている場合に、そちらに赴く職員に対しての手当てということになるはずですよ。

なので、国家公務員の場合であれば、当然各省庁、全国に散らばっていますから、着任手当とかそれに要する赴任手当というようなものも必要になる話での国家公務員の法令改正ということなわけで、本来であれば全員協議会の際に指摘すべきだったのかなと反省しつつ、こと条例なものですから、議会で議決を経た上で設定なるというような性質からすると、この三川町ではあり得ない話まで条例化することについては、昨夜から非常に抵抗感を覚えまして、何とか改善策というようなことを考えられないものかというようなことでご提言を申し上げたいんですが、実際にこれは発生する可能性はゼロかどうかというようなところを、まず当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 国や県と違いまして本町の場合、職員に関して言えば、町内から異動等によって転居などをすることは稀なケースになるのかなというように思いますが、先程の説明にもありましたが、転居を伴う県等の派遣でありますとか人事交流においてはそういったこともあるわけでございますし、これまでも後期高齢者医療広域連合でありますとか国保連等に職員を派遣する際には住居の転居等を伴っての異動ということはあったわけでございます。一般的に、確かに鈴木議員もおっしゃられましたとおり、あまり稀なケースかもしれませんが、国・県に準じまして町といたしましてはそういったことも今後可能性として考えられるのではないかなというように認識をしているところでございまして、同様にこの条例の中に内容を盛り込ませていただいたという状況でございます。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 派遣という場合の関係性ですと、過去においても、現在も確かに山形の国保連合会等に職員を派遣するというようなことになっているわけですが、派遣の場合にはあくまでも派遣ということになりますから、派遣先で手だてすることになるわけで、この条例の場合は、三川町の職員がということですよ。なので、その三川町の所管する行政区域がこの三川町行政区域以外のところにあった場合に、町として飛び地等に派遣する場合の手だてということで考えるべきなのではないかなと思うんですけども、単なる派遣で国とか国保連合会、山形市の方に派遣されるというものまでは、これは対象外ではないですか。その辺を、先程の給与条例の改正ともいささか関係する部分もあろうかとは思いますが、この条例改正については、今指摘しているような内容で必要ないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） これまで本町では以前に横浜市との人事交流なども行った経過がございまして、その際にも転居に関しての費用でありますとか着任着後の滞在に関しての費用というのを町の方で支出をしているという経過もございまして、こちらの条例設定については正しいものというように理解をしております。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第15号「三川町一般職の職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第15号「三川町一般職の職

員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第4、議第16号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第16号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「介護保険法施行令の一部を改正する政令」が令和7年12月17日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、令和7年度税制改正にともない、令和7年度住民税非課税の者について、令和8年度においても、介護保険法第142条に定める「特別の事情」に該当するものとして、介護保険料の減免判定に対応するため条文を整備するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第16号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第16号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第5、議第17号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第17号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設条例等の一部を改正する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の水道事業を運営している鶴岡市が、酒田市及び庄内町と事業を統合し、令和8年4月1日に庄内広域水道企業団へ移行することに伴い、三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設条例及び三川町下水道条例の一部を改正いたしたく、

提案するものであります。

その内容といたしましては、庄内広域水道企業団への移行により下水道使用料を算定する水量の根拠例規を、廃止される鶴岡市給水条例から新たに制定された庄内広域水道企業団給水条例へ改正する必要があることから、所要の条文整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから議第17号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第17号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第6、議第18号「和解及び損害賠償の額の決定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第18号「和解及び損害賠償の額の決定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、昨年1月10日、横山下地内の町道横山23号線において、町有除雪車が作業中に一般住宅の駐車場土間コンクリートに損害を与えたものであり、この度、賠償について相手方と合意し、和解と損害賠償額の決定に至ったことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決をいただきたく、提案するものであります。

除雪につきましては、作業従事者に対し平時より安全を最優先とした作業を指示しているところではありますが、改めて担当路線の降雪期前における点検の徹底を指示するなど、安全な作業実施に万全を期しているところであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） 今回の和解についてお伺いします。スムーズな和解への道だったのかなというように思いますけれども、例年に比べてスムーズにいった要因、またこの損害

賠償を支払うものとするということでもあります。現状、賠償金での解決ということになるのかと思いますが、その算定となった見積もりの方法であったり、支払った後、原状復旧する意思があるのかどうかということで、この和解についての詳細な中身のご説明をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 本件につきましては、三川町で加入しております保険、一般財団法人全国自治協会の保険を適用して査定を行っていただいたところでもあります。こちらにつきまして、昨年1月ということで1年強経過しております、時間が要したところでございます。こちらにつきましては、昨年の冬、1月の事故ということで、実際の現場の確認は当然事故があった直後に行っておるわけですが、被害の遭った方と話をさせていただいた中で、まず暖かくなってから現場を精査した上で、その実施する内容を精査しようというところで話をさせていただいたところでもあります。

こちらにつきましては、交渉そのものにつきましては、現場確認及び謝罪については当然町職員の方で行っておりますけれども、以降につきましては、通常の交通事故等と同じように、その保険会社、そちらの専属調査員の方から交渉を行っていただいております。その内容につきましては、土間の破損部分及び造って間もない、完成して間もない土間だったというところもありまして、広範囲にわたっての補償、補修を求められたというところで、金額的にも想定よりも大きくなったところでもありますけれども、これにつきましては、ご本人と、あと保険会社の方での折衝の中での金額でございますので、その中で納めていただいたというところで考えております。

今後につきましては、当然保険金をご本人にお支払いする形になるわけですが、当然こちらと保険会社の方といたしましては、この範囲を直すということでの補償金でありますので、そのとおりに実施していただくものというように捉えております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 大変申し訳ありませんでした。1年ずれておりました、逆に言いますと、このぐらい時間がかかった要因を再度お伺いしたいと思います。てっきり1ヵ月ぐらいで和解に至ったのかなというように少し勘違いをしておりました、むしろ1年以上かかっているということで、このぐらいの時間がかかった要因をお伺いしたいと思います。

また、現状は復旧になっているのかどうかということと、これまでも数件、こういった土間コンクリートの関係での損害賠償があったかと思われます。除雪する際に、そういった危険箇所といいますか、そういった事故が起こりやすい箇所というのがだんだん現れてきているかなというように思いますけれども、そういった箇所の再確認であったり周知であったり、再発防止策をどのような形で講じられているのか、お伺いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 時間がかかった要因でございますけれども、先程も申し上げましたように、真冬の時期の事故でございましたので、その被害に遭った方と保険会社の中での話し合いの中でまず暖かくなってから現場を確認して、その中で今後どういった形で

補償するかというところを話し合いましたというところで、スタートの部分が1月ではなくて4月に入ってからというところだったというのがまず1点あるかと思います。

あと、その先の部分でありますけれども、これも先程申し上げましたけれども、新しい土間、造ったばかりの土間だったというところで、機能的には部分補修でも十分対応可能なのではないかという保険会社の見解と、できるだけ広範囲に修繕してほしいという被害に遭った方との交渉の中で、やりとりに時間を要したというような報告をいただいております。

また、その要因の部分でございますけれども、これは常々オペレーターには話しているんですけれども、あまりやり過ぎないこと。丁寧にし過ぎると、やはりその分、例えば今回のような宅地側に土間を破損したりだとかそういったリスクも発生しますので、常々指導はしているんですけれども、やはりできるだけ町民の方々にご不便をかけたくないというオペレーターの、言ってしまうえば思いやりが仇となってしまっている部分も正直あるのかなというように思います。

降雪期前につきましては、竹竿を立てる、あるいはデリネーター、視線誘導標のポールを伸ばすとかそういった作業がございますので、そういった中でオペレーター間同士、どういった箇所が危険であるとかそういったところの情報共有はしておりますし、あとは除雪の運行管理システム、こちらの中でも危険箇所についてはアラームが、その箇所を通過するとアラームが鳴るような設定もありますので、そういったものを用いて事故防止に努めているところです。

ただ、今回の件につきましては、オペレーターの見測の誤りというところがあるわけですが、これも繰り返しになりますけれども、できるだけ住民のご負担、ご不便をかけたくないというオペレーターの思いがやはりこういった要因になってしまっているのかなというところもございまして、今冬につきましては、側溝の蓋がけがなっているような路線については、その部分はもう絶対に入らないように気をつけながら作業をしていただくように指示はさせていただいたところです。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 今、同僚議員から質問があつて、私も同じ疑問を感じたところなんですけど、そこで特に抵抗がありますのが土間コンクリート、通常、除雪作業で土間コンクリート、つまりは他人の屋敷、住民の屋敷にドーザー等がキャタピラーで入っていて初めて土間コンクリートに乗り上げるわけですが、これまでの例でよくあるのが、ブロック塀とか構築物に対して排土板が接触したというような事故については十分理解できるのですが、土間コンクリートをどうやって破損したんだということがまず最初の疑問だったわけです。

今の説明の中で丁寧に除雪するという配慮もあったというような説明かと思うんですが、それにしましても、民地にドーザーが入っていくということについては、確かにまるっきり民地に侵入せずに除雪するというのは、これはいささか乱暴な話かもしれないんですが、そんなに破損するほどの侵入は少し考えられないな。ただ、不幸にもその土間コンクリートを破損したということであれば、その破損箇所だけが補償の対象というようになるべきということなんですけど、これまでのその交渉経過は1年以上もかかったというよう

な話を少し紹介してもらいましたが、いわゆる保険会社、アジャスターが本人との交渉で非常に、工事して、土間コンクリートを整備して間もない時期というようなことも考慮しての話とは思いますが、結果的にはアジャスターの責任で保険会社が支払いをするということですから、町の方としての歳出は関係ないというような考え方にもなるわけですが、私が心配するのは、これが前例となって、これからも除雪作業によつての破損ということは十分あり得る話の中で、多少時間をかけてじっくり相談したら直接の被害に関係のない範囲までメンテナンスをしてもらったというような話になっていくと、これはいささか筋違いの話、単に保険会社が負担するから町としては関係ないというような負担がないのでよかろうというようなことになると、いささか正当的な対応とは異なるのではないかとこのように感じたところなんです。この度の対応について町長、副町長はどういうような認識を持っていられるか。今後の悪い前例になりかねないというような部分での所見をお伺いできればと思います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町が様々なこの事業、あるいはこの作業という中における事故あるいは損害賠償ということについては、今回の結果を受けて非常に町としても今後の除雪の作業における、言わば事業者側の責任という部分もあるのではないかとこのように感じたところであります。

先程来言われております個人の所有の土地に除雪作業におけるドーザーが土間コンクリートを破損するというような作業を行うという行為がどうだったのかということが一番問題であったと、原因ということになります。そういったことをやはり適切な指導をしてこなかったと言われるこの町としての責任ということも十分今回の損害賠償においては受け止めながら、今後のこの防止対策ということについては、やはり除雪業者あるいは委託業者についてもしっかりとその指示をしていかないと、このような事象が前例となるということは、やはり損害賠償そのものが、先程来言われております保険会社が中に調整に入つての今回の結果というようになったわけではありますが、繰り返すようでありまして、これが前例にはならないというようにしっかりと対応をしていかなければならないということを改めて感じたところであります。

本町の除雪作業における安全についても、オペレーターあるいは委託業者にもしっかりと除雪作業前に十分周知を図っているところでありまして、再度この点については除雪作業、町道の除雪ということが基本ということになるわけでありまして、そういった点についての安全ということに対してはしっかりと指示をしてまいりたいと、このように思うところであります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第18号「和解及び損害賠償の額の決定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第18号「和解及び損害賠償の額の決定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 （午前10時24分）

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 （午前10時45分）

○議長（町野昌弘議員） 日程第7、議第19号「三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第19号「三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例第4条に規定する、施設の管理を指定管理者に行わせることについて、その候補者を選定いたしましたので、三川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定に基づき指定いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

候補者の選定要件といたしましては、住民の平等利用を確保すること、施設の効用を最大限発揮させること、物的・人的能力があることの三つが規定されております。候補者として選定いたしました「株式会社みかわ振興公社」につきましては、本町が多くを出資している第三セクターであり、会社設立以来「いろり火の里」施設を運営管理している実績があり、選定要件にも合致する町内唯一の団体であると捉えております。

地域における特色のある複合施設「いろり火の里」の更なる賑わいを創出するとともに、業務の効率化と住民サービスの向上を図るため、当該施設の指定管理者として当公社を指定いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第19号「三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第19号「三川町いりろ火の里施設に係る指定管理者の指定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第8、議第20号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

(書記配付)

○議長(町野昌弘議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(町野昌弘議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第20号「三川町教育委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、本町の教育委員会委員であります佐藤桂子氏が、令和8年3月31日をもって任期満了となることから、再度、佐藤氏を教育委員に任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて、佐藤氏の主な経歴を申し上げますと、同氏は、昭和59年3月に山形大学教育学部特設音楽科を卒業後、同年4月に教諭として戸沢村立角川中学校に赴任された後、昭和62年4月から平成4年3月まで三川町立三川中学校に勤務されました。その後も、鶴岡市立鶴岡第三中学校、立川町立立川中学校、酒田市立第四中学校で勤務され、平成26年3月に退職されるまでの間、学校教育の振興に大きく貢献されております。

また、これまで育成会や小・中学校PTA役員として地域活動に積極的に参加されてきたところであり、更には、音楽を通じた活動として、町内における老人クラブ連合会の「歌声の花」や町民音楽会でも音楽指導を行っているところであります。

平成30年10月に教育委員就任後は、学校教育や社会教育活動に対する確かな指導や助言をいただくとともに、総合教育会議や教育委員会の会議の場においても建設的な提言等をいただき、教育委員の職務に精励されております。

このように、佐藤氏は、これまでの教育現場での豊富な経験と多様な識見により、本町の教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信いたしており、教育委員として最適任者でありますので、再度任命いたしたく、ご提案申し上げる次第でありますので、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(町野昌弘議員) これから、議第20号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(町野昌弘議員) ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に5番 小野寺正樹議員、6番 佐久間千佳議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議 長(町野昌弘議員) 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議 長(町野昌弘議員) 異常ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 異常なしと認めます。

○議 長(町野昌弘議員) ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○議 長(町野昌弘議員) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 投票漏れなしと認めます。

○議 長(町野昌弘議員) 投票を終了します。

○議 長(町野昌弘議員) 開票を行います。

5番 小野寺正樹議員、6番 佐久間千佳議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議 長(町野昌弘議員) 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは 投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議第20号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長(町野昌弘議員) 議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議長（町野昌弘議員） 日程第9、発議第1号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） ただいま上程されております、発議第1号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

議会に関するオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日より施行されていることに伴い、関連する手続のオンライン化に対応するため、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

具体的には、委員会をオンラインによる方法を活用して開会できるように改正するとともに、署名による提出及び記録を義務づけているものを電子媒体によることも可能にすること、その他委員選任に関する規定の見直しを行うものであります。

以上のおりでありますので、議員各位のご賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから発議第1号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第10、発議第2号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） ただいま上程されております、発議第2号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

議会に関するオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日より施行されていることに伴い、関連する手続のオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢及び当議会の運営状況に合わせた所要の改正を行うため、本規則の一部を改正いたしたく提案するものであります。

具体的には、会議時間の規定で、会議中は議長が会議に宣言することにより会議時間を変

更できるように改正すること、携行品の規定で、病気などその他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から届け出制にすること、議会等に対して行われる通知及び議会等が行う通知のオンライン化を可能とすること、その他関連する規定の整備を行うものであります。

以上のおおりにありますので、議員各位のご賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから発議第2号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のおおりに決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号「三川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」の件は、原案のおおりに可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第11、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（町野昌弘議員） 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のおおりに議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のおおりに議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のおおりに議員を派遣することに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第12、議第21号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第21号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ473万1,000円を追

加いたしまして、補正後の予算総額を1億2,814万5,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金における後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、1款後期高齢者医療保険料における現年度分普通徴収保険料に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいます。ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第21号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第21号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第13、議第22号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第22号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年1月15日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、各種医療保険の保険料に新たに子ども・子育て支援納付金分が加算されたことから、国民健康保険においても当該納付金の算定基準が追加されたことによる改正であります。

以上、よろしくご審議くださいます。ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから議第22号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 1 名)

○議 長（町野昌弘議員） 起立多数であります。したがって、議第22号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和8年第2回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午前11時16分)

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和8年3月19日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番